

- (ト) 林産物規格の制定に關する調査
- (チ) 他の連絡機關と協同調査研究に屬するもの

註 連絡機關は大陸科學院、滿鐵其他

## 第六節 地方林政

政府は建國と同時に國有林に付ては其の經營方策を確立し銳意之が經營開發を行つて來たのであるが、地方林政に付ても漸く其の方針も定まり、康徳四年度に於て國有民有を通しての全國大造林計畫の一部として地方造林三十箇年計畫を樹立し、本年度から本格的に實行に移つた。

地方造林に關しては曩に康徳元年度より帝政紀念實施紀念事業として全國綠化運動を振興し、一般民衆の植樹愛林思想鼓吹に努むると共に、各省に苗圃を設定して苗木の生産を圖り、之に依て名實共に國家總動員による造林計畫を實施し得る氣運を官民一般に醸成せんとするものである。

### 一、地方造林

我國の要造林面積約二千七百萬陌は凡ゆる意味に於いて造林の必要に迫られてゐる。地方造林に於ては差當り農村備林の一千萬陌と縣有林の二百萬陌とを目標として之が造成に努める方針である。

農村備林は第一年度百三十萬圓の經費を林野局特別會計より地方財政調整資金特別會計に繰入れ、康徳五年度より三十箇年計畫を樹立、第一年度の計畫を現に實施中であり、縣有林に付ては尙各種財源を動員して同じく三十箇年計

畫を以て六年度より實施の豫定である。

### (1) 目標

#### (イ) 農村備林、農村牧野

地方造林事業の第一目的は地方林政上喫緊のことたる農村備林及農村牧野の造成にある。即ち村落住民の自家用薪炭材の可及的自給自足、農地保護並に營農改善其の他治水、水源涵養、防風、河水護岸等農民生活の安定、國利民福と林産資源の増殖を圖るにある。

#### (ロ) 縣有林

縣の恒久的基本財産林を造成して將來の縣財政の運用に貢獻せしむると共に、國土保全其の他の要請上當面の急務である大造林計畫の一環たらしむる方針である。其の設定要綱を示せば左の通りである。

#### 農村備林、農村牧野、縣有林設定要綱

全國大造林計畫の一環たると共に民生振興の一助として急速左の計畫を實行せんとす。

#### 一、農村備林及農村牧野

- 1 面積は農家一戸當り兩者合計概ね五陌以内とし現地の實情に應じ之を定む  
尙、兩者の割合、配置關係等は現地の實情に即應せしむ
- 2 位置は當該農村部落より概ね十軒以内の地域にして之に適當なる場所に付地元の意向を參酌し之を劃す

- 3 既耕地、農耕適地及特別なる集約利用に適する土地は之を劃入せず
  - 4 土地の状況に依り團地として劃定困難なる場合に在りては河岸、溝邊、畦畔等の零細なる閑地の適切なる利用を圖る
  - 5 國有林野其の他の國有地及公有地は他に支障なき限り無償を以て之を使用せしむ
  - 6 私有地に付之を劃定せんとする場合は現地の實情に應じ豫め適當なる方法に依り關係者間の劃定に關する條件を定む
  - 7 其の劃定は省長告示して之を爲す
  - 8 産業部大臣は前項の劃定に付省長より報告を受くるものとし要すれば關係官廳協議の上適宜之に修正を加ふることを得るものとす
  - 9 其の造成、撫育、改良は縣、街村指導の下に協和會、農事實行合作社等と緊密なる連繫を圖り當該農村落民の共同責任に於て之を爲さしむると共に其の使用收益も亦部落民共同して之を行はしむ
  - 10 其の管理は縣、街村指導監督の下に當該農村落民共同の責任にて之に當り當該部落を管轄する街村長をして管理代表者たらしむ
  - 11 管理代表者は縣指導の下に其の經營計畫を確立す
  - 12 其の經營監督は第一次的には縣長、第二次的には省長、第三次的には産業部大臣之に當る
- 附記 村有林に付ては別途研究す
- 二、縣 有 林
- 1 面積は一縣當り合計五千陌以内とす
  - 2 一團地として二百陌以上に亘り造林及經營上便利なる縣内適當の場所に付當該縣の意向を參照し之を劃す
  - 3 私有地に付ては之を劃入せず
  - 4 其の劃定は省長告示して之を爲す
- 省長は前項の劃定に付産業部大臣の認可を受くるものとす

- 4 其の造成、撫育は協和會と緊密なる連繫の下に地元民の奉仕的勞力(可成實費支辨のこと)に依り之を爲すと共に其の下草採取等は地元民の入會地利用を認む
- 5 造成せられたる森林より生ずる収益は當該縣に歸せしむ
- 6 縣長は省指導の下に其の經營計畫を樹立し省長の認可を受く
- 7 其の經營監督に付ては縣制に依るもの、外第一次的には省長、第二次的には産業部大臣之に當る
- 8 一の3及5は縣有林に付之を准用す

(ハ) 設定調査

農村備林、農村牧野及縣有林を設定するに當つては土地の適否に關し調査を必要とする。即ち設定調査は單に技術上の觀點より見るのみならず、凡ゆる政策殊に土地政策、開拓民政策等との聯關に於て慎重に之を調査する必要がある。之が爲に康徳五年度より全滿に付き林野局各省縣協同して此の調査を實施中である。

(2) 造林計畫  
(イ) 植栽面積

第一期地方造林計畫を三十箇年とし農村備林に於ては康徳五年度を以て第一年度とし、縣有林に付ては六年度を以て第一年度とし、當初三箇年間は之が準備事業たる苗圃及造林地の整備等に主力を注ぎ、七年度及八年度より夫々年三萬五千陌當の造林を行ひ三十箇年を以て各々に一百萬陌を造成する計畫である。

(ロ) 養 苗

農村備林及縣有林合計二百萬陌を三十箇年に於て造林する爲には一箇年標準造林面積は各三萬五千陌である。此の

内各一萬七千五百陌に付苗木造林を行ふこととして、之に要する苗圃面積は各八百四十陌である。而して康徳五年度迄に於ては農村備林に付て九十縣旗に計六百陌の苗圃を設置し、約四百陌に付養苗を行つてゐるが、尙六年度及七年度に於て農村備林に付ては五十縣旗、縣有林に付ては百六十三縣に付千八十陌の増設をなす計畫である。

(3) 林務職員の充實

事業實行上最も重要である人的要素の補充に付ては、康徳五年度十六省九十縣旗に對し技佐二名、技士九十七名、雇員百二十八名を配置し、六年度縣有林に付ては約一百二十名の技士を配置する計畫である。

(4) 造林技術員の養成

造林事業の擴大に伴つて技術員の補充と云ふことが我邦では相當重大な問題であり容易でないので、本年度から五箇年間左の通り養成する計畫である。

(各營林署分は國有林關係とす)

- (イ) 中央に於て養成すべき者(技士又は雇員たるべき者)
  - A 各省縣旗分 七〇〇名
  - B 各營林署分 三〇〇名
  - 計 一、〇〇〇名

毎年二百名宛を目標に五箇年一千名とするが、本年は淨月潭造林場に收容力がない爲計百二十五名を養成中である。

(ロ) 地方に於て養成すべき者(傭人)

- A 各省縣旗分 一、五〇〇名
- B 各營林署分 五〇〇名
- 計 二、〇〇〇名

(ハ) 農村基幹員

農村部落苗圃經營及造林指導の爲の中堅員にして各縣旗に於て適宜養成するもので、五箇年間に約四、三〇〇名を養成の見込である。

第六年度以降は五箇年間の實情に徴し別に計畫する。

(5) 宣傳(綠化運動)

地方林野荒廢地の綠化復舊は先づ第一に部落民心の覺醒に俟たねばならぬ。之が爲に毎年四月植樹節を中心とし小冊子の配付或はポスター、講演により植樹愛林思想の普及徹底を圖ると共に協同精神の涵養團體訓練の指導に努めて居る。

二、林野副業の獎勵

林野に於ける副業を興し農林業の多角化と相俟つて山村經濟の更生に寄與すべく木炭の改良増産を圖り尙黑河、三省地方の特産木耳の増殖を獎勵して居る。

三、野生有用鳥獸保護

近來有用鳥獸は漸減の傾向を辿り殊に毛皮獸の減少著しいものがあり、政府は康徳三年十一月二日鳥獸保護法を、同年十二月二十五日同法施行規則を夫々制定公布し有用鳥獸の保護増殖を圖りつゝある。

### 第七節 木材の需給調整及び價格統制

政府は第一篇第六章第三節に於て述べたる如く木材の需要激増に際會し、左記の實施要領に依り康徳五年度より木材統制實施に着手、物動計畫に即應することとした。

#### 木材需給調整及價格統制應急實施要領

(康徳五年七月二十七日水曜會議決定)

##### 第一方 針

木材の國防上、經濟建設上に占むる重要性に鑑み近時の木材市場混亂及市價昂騰の情勢に對處し概ね左の如き方法に依り應急木材の需給調整及價格統制を圖り軍需の充足に遺憾なからしむると共に産業開發計畫の圓滑なる進行に資せむとす

##### 第二要 領

- 一、國營森林の伐採に付ては可及的速かに官斫を普及する趣旨の下に左の方途を採る
  1. 新規に伐採を開始する個所に付ては特に重要ならざるものを除き官斫に依る
  2. 従前官行斫伐地に非ざる伐採地にして相當の重要性を有するものは適當に其の間の處理を爲し官斫に移す
- 二、滿洲林業、中東海林及鴨綠江探木(以下特殊會社と稱す)の伐採材又は保有林の配給及價格に付ては政府の統制に服せしむ
- 三、滿鐵、國鐵の伐採に係る一般用材は自家用材を除き之を滿洲林業に對し賣渡すものとし其の賣渡價格に付ては前號に準じ決定す

四、民間伐採一般用材に付ては伐採許可に際し條件を附し少くとも許可數量の十分の六を滿洲林業に對し官の指定價格を以て賣渡さしむ

民間伐採特殊用材に付ては許可條件に従ひ夫々官の指定する需要先に供給せしめ其の履行を確保す

第一項の實施の圓滑を期する爲滿洲林業をして必要に應じ民間伐採業者に對し資金の前貸等を行はしめ尙要すれば官斫請負業者に付ても別途金融上の便宜を得しむる様考慮す

五、軍用材、官廳其の他の大口用材、移民用材、バルブ用材其の他特殊箇所需要の一般用材に付ては政府統制の下に原則として林野局又は特殊會社より直接當該需要箇所へ供給するの措置を講ず此の場合林野局に於て要すれば製材の斡旋を爲す

前項の特殊需要に付ては別に定むる所により豫め當該需要箇所より林野局に對し具體的に其の内容を申し出でしむ

六、製材業は許可事業とし必要に應じ製材料金等の統制を行ふ尙官又は滿洲林業に於ても可及的其の製材能力を擴充す

七、各主要木材集散地毎に製材業者及木材業者をして組合其の他適當なる機構を組織せしめ官又は特殊會社の伐採材又は保有材にして特殊箇所需要に充てらるゝもの以外は可及的に右機構を通じ一般に供給を圖り統制の徹底を期す

八、木材の輸出は許可制度とす

#### 康徳六年度木材需給調整及價格統制實施要領

(康五、一〇、二五、企、物、物、二)

曩に決定せられたる「木材需給調整及價格統制應急實施要領」に基き實施第一年度の具體的事情に即應し且可及的に急激なる變化を避くるの趣旨に依り康徳六年木材年度に於ては概ね左の要領を追補し以て之が實施上の圓滑を期せんとす

一、林野局は其の伐採及出材計畫と照應せしめ別途物資物價委員會に於て決定せらるべき重要物資需給計畫に従ひ木材の具體的配給計畫を樹立す

- 二、軍用材、官廳用材、移民用材、バルブ用材、産業開發五箇年計畫關係用材其の他の特殊個所大口需要用材は原則として官斫材満林材（伐採材及保有材）及鴨綠江採木材中より之を供給す
- 三、官斫材、満林材及鴨綠江木材の特殊大口需要に對する具體的供給は當該需要個所の希望に従ひ左の何れかの方法に依るものとす
  - (一) 直接當該需要個所に對し素材の儘又は自家製材に依り供給す（従つて素材に依り供給を受けたる者は買曳等の方法に依り自由に之を製材せしむることとなる）
  - (二) 民間製材者を適當に斡旋し一應其の所要素材を當該製材者に賣渡し其の製材者をして特定製材價額（斡旋的價額）に依り當該需要個所に對し供給せしむ但し官斫材に付ては林野局に於て直接製材者の斡旋をなさず一應満林に當該所要素材を賣渡し満林に於て製材者の斡旋を爲すものとす
- 四、満林は左の木材を收買し配給プールを形成す
  - (一) 官斫材中特殊大口需要振當材の一部
  - (二) 官斫材及鴨綠江採木材にして直接特殊大口需要に振當てられざるもの
  - (三) 滿鐵、國鐵伐採材にして自家鐵道用に充當せらるゝ以外のもの
  - (四) 民間伐採材の許可數量の十分の六以上
  - (五) 自家伐採材
- 五、満林は自己のプール材にして特殊大口需要に充當せらるゝ以外のものに付適正妥當なる方法に依り民間製材業者又は木材販賣業者に
  - 前項の場合に於ける満林の收買價格は當該出材市場別に最近の物價指數等を參酌し主として生産費を基準とし木代金に依る調節を圖る等の方法に依り略々同一ならしむる如く之を定め要すれば伐採個所の特殊事情に因り多少の増減を爲すことを得るものとす（満林收買價格）

之を賣渡し必要に應じ直接一般民需に對して之が小賣を爲すことを得るものとす

- 六、林野局、満林、鴨綠江採木材の木材賣渡價格は全滿を數個の配給プロックに分ち其の中心市場を基準とし最近の木材市價、物價指數等を參酌の上當該出材市場別に主として生産費（木代金を含む）及配給經費を考慮して之を定む（國家規制價格）但し軍用材、移民用材、バルブ用材として特定價格を以て賣渡す場合及林野局より満林に賣渡す場合を除く
  - 七、民間伐採業者は其の伐採材にして満林に收買せられたる以外のものに付原則として自由に處分することを得るものとす
  - 八、木材販賣業者は差當り届出營業とし適當なる監督取締の方途を講ず
  - 九、林野局は製材業者及木材販賣業者をして販賣標準物に付其の販賣價格を届出でしめ（自由的届出價格）且別途定むる方法に依り其の販賣先、販賣數量、販賣價格等を取定め届出でしむ
  - 一〇、本統制の適用を受くる範圍は差當り枕木、坑木、電柱、洋火木及胡桃材を除く一般用材とし之等の特殊用材需給調整の方途は前の例に依る
- 一一、本統制の運用上の圓滑を期する爲別紙（別紙略）要領に依る木材配給協議會を設く
- 〔備考〕
- 一、關東州に於ては本要領の實施に關し適宜協力するものとす
  - 二、林野局は木材の具體的配給計畫の樹立に付關東局に協議するものとす

## 第八節 林業開拓民

### 第一項 沿革

官行斫伐事業の實行に當り事業の經濟的且つ合理的な運営を爲さんが爲には斯業に熟練なる労働者を必要とする。

而して之等勞働者の養成には長年月に亘り訓練を要するので官行斫伐事業に従事せしむべき勞働者の一部に練達せる日本人勞働者を招致し、勞働者の中堅として活動せしめ、滿鮮露人勞働者の指導誘掖に當らしむると共に、之を開拓民として定住せしむ可く、日本農林省及拓務省の斡旋により第一次林業開拓民百三十二名が康徳三年九月入滿し、直ちに仙洞、古城鎮、三岔口、二道溝の四箇所に入山森林勞働に従事して大いに各民族を啓發し、越へて四年三月下山、四月より五月に亘つて家族招致の爲歸國再渡滿を了し各々入植地に定著した。

第二次及第三次開拓民も亦第一次同様の條件にて四年及五年の各十月二百三十八名入滿し、直ちに第一次開拓民と同様に斫伐地へ入山、翌春三月に作業を終了して移住地に下山家族招致を了し、四月下旬家族と共に一同定著、農業に従事である。尙康徳五年度鐵嶺地域に一箇所の新入植地を設定した。

#### 第二項 林業労働

之等林業開拓民の林業技術に付ては衆人の認むる通り卓越してゐるのであるが、入植當初は地方よりの寄り集りである爲團體的精神を缺き、之が能率の上に反映したけれども、現在は融和克く投合し圓滿に進行中である。尙森林勞働日數は一箇年百五十日を目標として實行してゐる。

#### 第三項 農業

滿洲に於ける開拓民の本來の目的並に事實より考へるとき、農業に其の生活の基礎を置く事は永久性をより鞏固に

するものであるから、林業開拓民に於てもその生活基礎を農業に置かしめ、三月下旬伐採作業終了下山と同時に當局より配屬しある農事指導員の指導により作付除草に従ひ、秋收穫を納め、十月伐採時期に及び再び入山する。耕作面積は一戸當り水田一町歩、畑四町歩が標準である。

第一年度の收穫は豊作に恵まれ、特に米作は自給自足の出来る成績を上げた。

#### 第四項 學校、醫療、家屋、治安

開拓民兒童學校は日本政府の在外指定學校となり、各々本校舎建築を了し日本の現職校長及び訓導の着任を得、開校授業中である。兒童數計約三百六十名である。

醫療機關は斫伐地の施療所を各々開拓村内に建設し、官の囑託醫により施療を受けてゐる。

家屋は一戸建十五坪で暖房は概ね完全である。治安は日滿軍警の絶えざる肅正工作により心配なく、又過去に於て匪害を受けたことはない。

### 第九節 林業關係調査實施事項

#### 一、林産資源調査

康徳四年十月十四日國務院訓令第一〇三號資源調査規程に據り左の通り林産資源調査を實施中である。

(1) 林野面積 立木地と未立木地に區分す

(2) 樹種別立木蓄積量

(3) 樹種別用途別出材量

(4) 林野産物(木炭薪等)生産高及出廻り高

(5) 炭焼夫數

二、荒廢林地調査

康德二年より同三年に亘り臨時産業調査局に於て、熱河省縣旗中十縣四旗(舊行政區劃に據る)の調査を行つたが、同四年には青龍、建平、新惠の一部(舊行政區劃に據れば、青龍、平泉(一部)、建平の各縣及び喇沁右旗並敖漢三旗の一部)を踏査し、該省全域を貫く主なる路線に關する自然條件並に社會條件の概略、荒廢の現實相並に荒廢過程等を明瞭ならしめ、之に據つて將來の國土保安上必要なる復舊計畫樹立に資せしめようとしてゐる。尙本調査は同年を以つて、一應本調査を完了することとした。隆化實驗林設置は言はばその成果である。

三、林産物の需給市況調査

主要林産物の需給調整を圓滑ならしめ、以て林野經營特に生産供給計畫樹立の資たらしむる爲我が國主要消費地に於ける各地生産材の需給狀況或は取引關係等に就き調査を實施してゐる。

## 第七章 鑛業關係法制及行政

### 第一節 鑛業法規及其他關係法令

#### 第一項 沿革

#### 革

滿洲に初めて鑛業法規が施行されたのは光緒二十三年制定の鑛務章程である。中華民國の成立と共に民國三年には鑛業條例及其の附屬法令の施行を見た。この鑛業條例及其の附屬法令は何れも日本鑛業法令を母法とするもので其の組織、内容共に日本鑛業法令と殆んど同一である。其の特異點として擧げられるのは第一に「締約國の人民は中國人と共同する場合に限り鑛業權者となり得ること」であり、次に佛國鑛業法に範をとり鑛物を其の性質によつて三種に類別し、大體金屬鑛物及石炭、寶石を第一類、非金屬鑛物を第二類、建築用材及總ての有用石類を第三類とし、第一類鑛物に付ては土地の所有者たるのと否とを問はず先願順に依り優先權を與へ、第二類鑛物に付ては土地所有者に優先權を與へ、第三類鑛物に付ては地方行政長官の許可を受くることを條件として土地所有者の自由採掘を認め、石油及食鹽は國家の直營として除外して居ることである。尙北滿の採金事業に付ては鑛業條例の外別に黑龍江省金鑛單行章程(民國五年制定)、國營の採金事業地域には官營鑛區招商包辦章程(民國十三年公布)等が制定された。其の後東北官權は外人合辦禁止令、國土盜賣懲罰令等の密令を發し、外國人の條約上の權利は勿論、鑛業條例に依り認められた

る外國人の合辦權の如きも實際は空文化するの狀態であつた。斯くして排外的色彩の最も強い民國十九年の鑛業法の發布となつたが、滿洲國の誕生と共に政府は新たな國情に適合せる鑛業法規の制定につとめ、康德二年八月一日に新鑛業法及其の附屬法令を公布し、同九月一日より之を施行した(康德四年勅令第三九號に依り一部改正)

其の後時局の進展に伴ひ産業開發五箇年計畫の遂行が強調せられ、物動計畫の完全な勵行が極度に要求せられてゐる狀況に鑑み、鑛工業行政機構を擴充強化する必要を生じ、且つ從來の鑛業行政に於ては鑛業出願の審査機關が二元化して居り、鑛業出願審査手續を鑛業開發會社が擔當する鑛物發見申出制度と鑛業監督署の取扱ふ鑛業出願制度の二様に重複する嫌があつたこと、鑛業出願區域に付最大面積制限の規定なく、思惑的な出願を誘發し鑛業權設定を困難ならしめてゐたこと、地方の特殊事情を考慮して行はるべき行爲の權限を中央に屬せしめて居たこと等の缺陷が認められるに至り、鑛業行政事務の簡捷化と重要鑛物資源の計畫的保全開發の促進を圖るため、康德六年八月一日鑛工業行政機構の改正及び滿洲鑛業開發株式會社の改組を行ふと共に、同日鑛業法の改正を行ひ即日施行した。

## 第二項 鑛業法及鑛業權

— 滿洲國鑛業法の特色 —

我が鑛業法は日本鑛業法を母法としそれに我が國の特殊事情を加味したもので、各國法に見られない獨特の色彩を持つて居る。今其の鑛業法の梗概を述べれば左の如くである。

### 一、法定鑛物

我が鑛業法は我が國鑛業經濟上重要なもの四十種を選んで之を法定鑛物とし、特に個人の自由採掘を禁じ國家の許可を得ることに依り採掘し得ることとした。其の四十種の鑛物名を擧げると

金鑛、銀鑛、白金鑛、銅鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、硫化鐵鑛、クロム鑛、マンガン鑛、蒼鉛鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、砒鑛、磷鑛、硫黃、亞鉛、石炭、石油、土瀝青、油母頁岩、石灰石、白雲石、マグネサイト、螢石、長石、耐火粘土、重晶石、硝石、石膏、珪石、滑石、石綿、及雲母

であり、砂金、砂鐵、砂錫の所謂砂鑛に關しては別に砂鑛法の如きものを制定せず夫々金鑛、鐵鑛、錫鑛の中に之を包含せしめることとした。

### 二、鑛業權の種別の撤廢

鑛業條例及日本の鑛業法は鑛業種に試掘權と採掘權との種別を設けて居るが、其の制度の弊害に鑑み我が鑛業法は其の種別を認めず採掘權のみとし、又從來我が國に存した期限付鑛業權の制度も、鑛業經營の統制上之を廢止した。

### 三、鑛業權者の資格

鑛業權は國家經濟上重要な鑛物の採掘及其の取得することを内容とする權利であるから、各國の立法例は鑛業權が外國人に依つて取得されない様にする爲其の權利者は自國の人民又は自國の法人に限るとの原則を持つて居るが、我が國も之と同様な取扱をなして居る。然し乍ら我が國は鑛産資源の豊富なるに拘らず資本、技術が之に伴はない事情に鑑み、或程度迄外國人に鑛業開發を與へることは敢て排除するものでないから、原則として鑛業權は我が國人民



又は我が國法人に限るものであるが、例外として産業部大臣の特別許可ある場合には外國人も鑛業權者となり得る旨規定して居る。

四、鑛業出願の制限法定鑛物中には資源の保全又は國防上の見地より一般私人の無統制な採掘に放任することを許さないものがあるので、此等鑛物に付ては別に法令を以て其の鑛物又は地域を指定して一般私人の鑛業出願を制限することとした。併し此の制限の爲に民間の企業心を阻害する虞があるので別に鑛物資源の發見者を優先的に保護する方策を講じて居る。

#### 五、鑛區の形状

鑛區の形状に關する我が國の採つて居る主義は世界獨特のもので、經度線及緯度線の各一分を以て圍む四邊形状の地域を單位區域とし、原則として鑛區は此の單位區域の一つ、又は其の一邊を共通にして相接する二つ以上の單位區域の集合から成るものと定め鑛區の形状に一定の規格を與へ、其の單一統制を圖ると共に鑛業出願及之に對する審査處分の敏速正確を期することとしてゐる。而して單位區域に依り鑛區を定むる地域に就ては産業部大臣は別に鑛業地籍なるものを定め之を公示して居る。又鑛業地籍のない地方に於ては、一定條件の下に正方形又は矩形を以て鑛區を設定することになつて居る。尙小規模鑛業に適する一定の鑛物の鑛區は單位區域の各邊の長さの二分の一の小さい四邊形を以て設定することを得る。

#### 六、租 鑛 權

此の制度は世界に未だ其の例を見ないので我が國の世界に誇り得るものである。

日本其の他の國に於ては、鑛業を經營し得る者は鑛業法上鑛業權を有する者即ち鑛業權者として登録せられた者であることを要する。従つて實際問題として、鑛業權者と鑛業權の賃貸借又は鑛業の請負經營等に關し裏面に於て契約を締結して鑛業を營むと言ふ實例が多く、殊に滿洲に於てはこの種の經營方法が多かつたにも拘らず其の契約自體は法律上無効とされて居たので實際の事實と符合せず、之が爲事業の經營上支障を來すのみならず鑛業の監督上不便が多かつた。茲に於て我が鑛業法は鑛業權の賃貸借、鑛業の請負經營に關する契約に基く採掘權を一種の法定物權として之を租鑛權と名付けて保護することとしたのである。

租鑛權と鑛業權とは權利の生ずる基礎、原因を異にするのみで權利の内容其のものには何等異なる所はない。従つて鑛業權者の鑛業法令上の權能及權利義務は租鑛權の設定ある場合には租鑛權者が代つて之を有することとなるものである。

最後に、租鑛權は權利内容に付鑛業權と異なる所がないから鑛業法は租鑛權者の資格に關しては鑛業權者と同様の取扱をなすこととして居る。

次に今次(康徳六年八月一日)の鑛業法改正の要點は左記の如きものである。

一、鑛業出願審査機關を一元化し、滿洲鑛業開發株式會社理事長を其の機關とし、専ら理事長は鑛業權設定及び登録に至る迄の手續を行ふこととし、産業部は専ら鑛業權設定後の稼行上の指導監督を爲すこととした。

二、鑛業出願區域に付從來よりの實績を參考として、出願區域の最大限を鑛業地籍ある地域に付ては四單位、鑛業地籍のない地域に付ては千陌とし、この外出願區域の重複せる出願の分割を命令し得る規定を設けて思惑的な鑛業出

願を防止すると共に鑛業出願の審査手續の促進を圖つた。

三、從來滿洲鑛業開發株式會社に對する申出に付ては申出手數料を徴收しなかつた關係上思惑的申出、不眞面目な申出を誘發して居た事實を考慮し、申出の際出願手數料に充當する手數料を徴收して申出の整理をすることとした。

四、申出制度と出願制度を併用する結果往々にして非重要鑛物が重要鑛物に優先し、重要鑛物の開發を困難ならしめる事實ある爲め、重要鑛物の申出に付ては其の出願の日時を申出の日時に遡り得ることとし、或る程度重要鑛物の保全開發の促進を圖り得ることとした。

五、從來土地の立入、使用の關係に付て土地所有者其他の關係人と鑛業權者、租鑛權者、鑛業出願人又は鑛物發見申出人との間に紛争を起し、鑛業開發に暗影を投じて居たが、此の紛争解決には地方事情を斟酌する必要がある爲め土地に關する紛争解決の權を省長に屬せしめることとし、又鑛業上の保全衛生等に付ても省長をして監督せしめることとした。

六、昨年末決定した滿洲鑛業開發株式會社改組要綱に基き重要鑛物に再檢討を加へ、其の開發に遺憾なきを期した。即ち金、銀、銅鑛は鉛鑛と共存するものである關係上之を重要鑛物と然らざる鑛物とに分離することは困難であり、其の上銅の如きは國防上絕對に必要なものである爲め之等を重要鑛物に指定することとした。

コバルト鑛はニッケル鑛、銅鑛等の金屬鑛物に隨伴し、クロム鐵鑛はニッケル鑛、石綿等の母岩中に含まれ、蒼鉛鑛は輕金屬の材料として用ひられると共に重要鑛物に隨伴して生じ、土瀝青は石油に密接な關係を有し、雲母は電氣絶緣體、飛行機發動機の部分品として使用せられ且つ金屬鑛物の母岩中に發見せられ、砒鑛も金屬鑛物に隨伴

して産出せられ、金銀銅と同じく之等を重要鑛物に指定しないことは他の重要鑛物の開發を阻止する虞がある爲め新に之等を重要鑛物として指定することとした。

七、最後に本改正に依れば滿洲鑛業開發株式會社理事長に對し鑛業行政權の一部を附與し又は委任せられることとなるので、其の行政事務の執行に付遺憾なきを期するため産業部に監理官を設け嚴重に之を監督し、尙ほ理事長以下出願事務を擔當する者は之を公務員とし其の行爲の公平を期することとした。

又本改正に依り元來國家の行ふべき出願事務の處理を理事長に委任するものであるため、其の事務の處理に要する經費は國家が之を補給することとした。

### 第三項 鑛業諸法令

鑛業法とは其の廣い意味では狹義の鑛業法及び其の附屬法令を包含するものであり、左の如きものが之である。

鑛業法 (康徳二年八月一日勅令第八五號) (改正 康徳四年八月二日勅令第三三九號・康徳六年八月一日勅令第一九三號)

鑛業法施行細則 (康徳二年八月一日實業部令第一〇號) (改正 康徳三年三月二〇日實業部令第四號・康徳四年六月一九日、實業部令第八號・康徳四年七月、農政部令第三三號・康徳四年七月、産業部令第三號)

鑛業法施行期に關する件 (康徳二年八月二三日勅令第一〇一號)

熱河省及錦州省内蒙旗地域に於ける鑛業法施行に關する件 (康徳二年八月三十一日實業部令第一四號) (改正 康徳四年七月産業部令 三號)

鑛業法第九條の規定に依る國防上必要な鑛物を目的とする鑛業の出願の制限に關する件 (康徳二年八月一日勅令第九一號) (改正 康徳六年八月一

第二篇 産業法制及行政の概要

日勅令第一九七號

康徳二年勅令第九十一號鑛物を發見したる者に對する處置方に関する件（康徳二年八月一日實業部令第一一號）

康徳二年勅令第九十一號の鑛物を發見したる者に對する處置方に関する件第一條第一項の規定に依る申出に関する件（康徳二年八月三十一日實業部令第一九八號）

實業部令第一五號（改正） 康徳四年七月産業部令第三號

鑛業法第九條の規定に依る資源保全上必要な鑛物を目的とする鑛業の出願の制限に関する件（康徳二年八月三十一日勅令第一〇六號）

鑛業法第九條の規定に依る鑛業の出願を制限せられたる鑛物の發見申出に関する件（康徳六年八月一日勅令第一九八號）

鑛業監督署長に權限を委任するの件（康徳五年十二月十六日、産業部令第四七號）（康徳六年八月一日勅令第二〇二號により鑛業監督官制廢止さる）

鑛業法第九十九條の規定に依る鑛業權の鑛業原簿の調整に関する件（康徳三年八月三十一日實業部令第二二號）

鑛業に関する願書並に滿洲鑛業開發株式會社宛申出書提出に関する件（康徳二年八月三十一日實業部令第一六號）

鑛業に関する手数料の件（康徳二年八月一日實業部令第一二號）

鑛業登録令（康徳二年八月一日勅令第八七號）（改正） 康徳三年六月勅令第九〇號・康徳四年八月勅令第二五七號・康徳六年八月勅令第一九五號

鑛業登録令施行細則（康徳二年十月二日實業部令第二三二號）（改正） 康徳四年七月産業部令第七號・康徳五年二月産業部令第七號

鑛業登録令第八條の規定に依る手数料の件（康徳二年九月二日實業部令第二〇號）

鑛業法第四條同第五條の規定に依る鑛區及鑛業出願區域訂正手数料の件（康徳三年一月二日實業部令第一號）

鑛物の盜採を嚴禁せしむるの件（大同二年九月）

鑛業出願に関する件（康徳元年一月三日、實業部令何告第七號）

鑛業法施行以前の鑛業出願人の身分證明書の提出に関する件（康徳三年五月八日實業部令第一三號）（改正） 康徳四年七月産業部令第三號

鑛業出願人に對する身分證明手数料に関する件（康徳三年五月二二日龍江省令第五號）

産金獎勵法則（康徳五年四月六日産業部令第二四號）

金鑛山警備費補助金交付規則（康徳五年五月二〇日産業部令第三一號）

引受時刻證明の取扱を爲す郵局名の件（康徳二年八月二三日交、部令佈告第一二〇號）

滿洲鑛業開發株式會社法（康徳二年八月一日勅令第九〇號）

滿洲探金株式會社法（康徳元年五月三日勅令第三八號）

滿洲探金株式會社の事業區域に関する件（康徳元年五月三日勅令第三九號）

鑛業財團抵押法中改正の件（康徳六年八月一日勅令第一九四號）

滿洲鑛業開發株式會社理事長の行ふ鑛業行政事務に関する件（康徳六年八月一日勅令一九六號）

滿洲炭礦株式會社法（大同三年二月二七日敕令第二二號）

第四項 特殊會社に関する法令

鑛業中重要なものに付ては特殊會社を設立して之が經營に當らしめることとし、前記鑛業關係法令中に見らるゝ如く政府は夫々特別法を制定して之に基き會社を設立せしめ、之等特殊會社の嚴重なる監督を行つてゐる。

第五項 石油專賣法及産金買上法

一、石油專賣法

石油其の他の液體燃料は各種産業上重要な役割を演ずるもので、之が資源の確保、保存並に使用に関する方策を

決定するのは最も主要なる事である。我が滿洲に於いては石油資源に乏しく、之が供給は主として海外に依存してゐる實情にあるので、政府は石油其の他の液體燃料の輸入輸出並に販賣に關し國家的統制を加へることが國策上當を得たる方策と考へられ、康徳元年教令第一四九號を以て石油類專賣法を制定した。

石油類專賣法に依れば石油類、礦物性油の製造輸入及輸出は政府の許可を要し、製造又は輸入したる石油類は政府之を購入し、石油類の一般需要者に對する供給は政府の指定する賣捌人が之を行ふことになつてゐる。

## 二、産金買上法

金は國際收支の改善、爲替資金の獲得の爲に絶対に必要なるものであつて、産業五ヶ年計畫遂行上器材物資購入獲得の手段となるので、一般民間に之を保存せしむることは國家經濟上安當でないところより、政府は康徳四年教令第八七號を以て産金買上法を公布し同年六月十日より之を施行した。

産金買上法に依れば砂金採取業者、金鑛石の精鍊をなす者は其の得たる金を滿洲中央銀行又は産金買入人（經濟部大臣之を指定す）に賣却することを要し、右に違反したる場合には罰則の規定がある。

## 第一節 鑛業行政組織

我が滿洲國に於て建國後間も無い大同元年に實業部農鑛司の下に鑛務科を設けて鑛業行政の全般に關する事項を司らしめ、鑛業の開發に着手することゝなつたが、當時は未だ治安工作其の他の工作に國力を傾倒され、産業方面には余り力を用ひられなかつた。然し大同二年となり、治安工作も漸次其の效を收め、世人は漸く我が國の鑛物資源に着

目するやうになり鑛業行政事務も繁忙を極むるに至つたので、新たに大同二年九月三十日教令を以て實業部鑛務司の下に鑛政科、鑛業科を設け、鑛山及鑛物の精鍊に關する事項、地質に關する事項、鑛業諸法令立案に關する事項を擔當することゝなつた。康徳元年には鑛業法制定の準備全く成つたので同年十一月一日勅令第三百三十九號を以て鑛業監督官制を制定し、奉天、新京、承德及齊々哈爾の四ヶ處に鑛業監督署を設け、地方機關として實業部鑛務司の監督の下に鑛業法施行事務、鑛山監督事務を司らしめることゝなり、漸く我が國の鑛業行政組織は其の體制を整へるに至つた。其の後康徳三年一月一日には齊々哈爾鑛業監督署は新京鑛業監督署に合併せられることゝなり、康徳四年には行政機構の大改革に依り中央、地方機關に大變革が加へられることゝなつた。其の結果中央に於ては鑛務司は廢止せられ、鑛工司鑛務科となり、各鑛業監督署はこれ亦廢止せられ、別に産業部直屬の機關として新京に鑛業監督署が設けられた。

然るに其の後に於ける時局の進展に伴ひ、敍上の機構を以てしては鑛山の開發促進及び多種多様に亘る鑛山行政の完璧を期し難きものあることが痛感されるに至り、康徳六年八月一日鑛業法を改正すると共に鑛業行政機構を改正し滿洲鑛業開發株式會社を改組して鑛業行政事務の一部を同社理事長をして行はしめることゝし、同時に産業部の鑛工司を分離して鑛山司及び工務司となし、鑛山司に於て専ら鑛業に關する行政を行ふことゝなつた。尙ほ鑛業監督署は鑛業出願の審査及び登録に關する事務が滿洲鑛業開發會社理事長に依つて行はれることゝなつたので八月一日附を以て廢止された。

八月一日改正の産業部分科規程に依る鑛山司四科の管掌事項は左の如くである。

一、鑛務科分掌事項

- (1) 鑛業行政上必要なる諸般の調査及企畫に關する事項
- (2) 生産力擴充計畫に關する事項
- (3) 鑛業法の施行に關する事項
- (4) 地質に關する事項
- (5) 特殊會社の監督に關する事項
- (6) 滿洲鑛業開發株式會社理事長の行ふ鑛業行政事務の監督に關する事項
- (7) 三角地點設置に關する事項
- (8) 他科の主管に屬せざる事項

二、燃料科分掌事項

- (1) 液體燃料に關する事項
- (2) 石炭鑛業に關する事項

鐵鋼科分掌事項

- (1) 製鐵事業に關する事項
- (2) 鐵鋼類統制法の施行に關する事項
- (3) 鋼材規格の統一に關する事項

鑛産科分掌事項

- (1) 産金事業に關する事項

- (2) 銅、鉛、亜鉛其の他非鐵金屬事業に關する事項
- (3) 稀有金屬事業に關する事項
- (4) 石棉、雲母其の他鑛産物に關する事項

### 第三節 舊出願及舊鑛業權の審査

康徳二年始めて本邦鑛業法の制定を見てより鑛業の開發は着々と進捗しつゝあつたが、其の間の実績と東亞に於ける新事態の展開に依り本年八月更に鑛業法を改正すると共に鑛山行政を擴充し、以つて愈々産業五箇年計畫の完遂に邁進することゝなつたことは既に述べた。今康徳二年鑛業法實施當時の舊鑛業出願及び舊鑛業權の審査状況を回顧すれば次の如くである。

一、書類審査

- (1) 新鑛業法實施の日たる康徳二年九月一日以前の舊法に依る鑛業出願にして未だ許可にならざるものは、夫が出願として完全に成立し鑛業法第二條所定の鑛物を目的とするものに限る、鑛業法第百條の規定に依り新法に依る出願と看做される。此の種の出願を舊鑛業出願と稱し、總數約一、四〇〇件以上に達する。

舊鑛業出願を鑛種別に觀るに石炭が最も多く金、銀、鉛、銅、石灰石、螢石、鐵、雲母、石棉等が之に次ぐ。

新鑛業法に依る法定鑛物は四十種であるが、其の中二十三種(康徳六年八月一日勅令第百九十七號に依り更に九種を追加す)は國防上必要なる鑛物であつて、この二十三種の鑛物を目的とする舊鑛業出願約一、〇〇〇件については、此等の

出願人の名義は勅令に依り之を滿洲鑛業開發株式會社の爲に變更されたるものと看做され、出願人は康徳二年蒙  
業部令第十六號附則に規定されて居る通り申出人となる。

舊出願の審査は諸般の證據資料を参考とし慎重審査の上、總數の三分の一以上は既に許可せられた所であるが、  
抑々舊出願は新出願に比較し其の内容が煩鎖で且つ舊鑛區及新出願區域と重複するものが尠くなく、之等に付て  
は一應實地調査を爲す必要があり、斯かる種類のものも多少處理能率が低減せらるゝので許可遅延の止むなき状  
態にある。然し乍ら舊出願の處理は新出願處理進行上にも大いに影響することゝて當局に於ては許可促進の爲全  
力を擧げて居る。

(2) 尙鑛業法施行の際従前の規定に依り現に存する鑛業權は、新法附則の規定に依り鑛業權の設定の登録を爲した  
るものと看做されるのであるが、既存の鑛業權中には滿洲事變又は其の他の原因により鑛業原簿の滅失したもの  
があり、之等に關しては諸般の證據資料を参考とし慎重審査の上、合法的なものは之が存続を確認する方針を採  
つてゐる。

一、實地審査

舊政權時代に於ては鑛業出願區域は勿論、鑛業唯一の對象物權たる鑛區も亦其の區域に就ては官民共に之が實測を  
遂げたるものは殆んど皆無で、鑛區圖や出願圖は概して單なる見取圖に過ぎない。従つて鑛區及出願地の位置、境  
界、面積の表示は實地に適合すべくもない。之が爲に舊鑛區相互の關係又は舊鑛區と新舊出願區域との關係は勿論、  
治安部發行の十萬分一地形圖上の位置も亦實地審査に依るに非ざれば之を明確になし得ざる状態である。斯くの如く

であるが故に別項の通り重要鑛產地帯即ち舊鑛區や舊出願の密集地帯に設置した三角點を實地測量の基準點となし、  
康徳二年以降毎年舊鑛區及舊出願區域の位置及境界を審査して鑛業權の確立を期すると共に、新舊出願處理の精確と  
迅速とを期する所以である。此等の審査を要するものは康徳二年審査著手當初に於て舊鑛業權六八九、舊鑛業出願  
一、六六二、合計二、三五一であつたが、康徳二年九月現鑛業法實施に伴ひ此等舊鑛區、舊出願區域に重複關係を有  
する新出願區域並に新出願區域と重複關係を有する新設定鑛區も同時に實地審査を要するものが年々尠からず、康徳  
三、四年の兩年度に於て既に審査を遂げたるもの新願一、九〇、新鑛區八に達し、康徳二年以降三年間に互る總實査件  
數は實に八〇三件に及ぶ。今之を各年度別に示せば次の如くである。

康徳二年	舊鑛區	一二四	舊出願	五	計	一二九
康徳三年	舊鑛區	九九	舊出願	一九九	計	三〇〇
康徳四年	舊鑛區	五四	舊出願	一二四	計	一八六
康徳五年	舊鑛區	四一	舊出願	五三	計	一三〇
累計						八二五

第四節 鑛產地帯の三角點設置

鐵道、河川、土木、鑛山、都市其の他如何なる測量にせよ、苟も廣袤又は延長の大なるもので三角點を基準とせざ  
るものは砂上の建築と同じく其の成果良好ならず、實用的價値は極めて貧弱なるものである。此の故を以て歐米各國

は勿論日本の如きも明治初年來全國的に三角測量を實施して軍用及一般地圖調製の圖根となし、他面に於て多種多様の測量の基準點に供して居る。我が滿洲國に於ても亦同様の主旨の下に建國以來之が實施に邁進中であるが、其の設置に係るものは主として三等以上に屬するが故に更に一〇平方糎に對し一〇點乃至一七點の補三角點即ち四等點以下の三角點を設置し、以て現地に於ける鑛區及鑛業出願地の位置及其の境界測定並に鑛業其の他の事業の爲の基準點を供するの必要がある。依て十五年計畫の下に主要鑛産地帯奉天省海城縣外十縣、吉林省永吉縣外二縣、間島省延吉縣外二縣、濱江省東寧縣、熱河省凌源縣外四縣、錦州省阜新縣總面積二七、〇〇〇平方糎に亙り三角點設置の豫定を以て康德元年五月以降年々之が實施に努めつゝあり、其の實績正に顯著なるものがある。即ち康德元年度に於て奉天省海城縣及蓋平縣の一部(面積八八〇平方糎)に二、三等三角點以下二七八點、康德二年度に於て奉天省本溪、遼陽、海城の各縣(面積五、二五〇平方糎)に二、三等一六八點(但し此分は關東軍設置)、四等點以下三一七點、康德三年度に於ては奉天省撫順縣、間島省琿春縣並に錦州省阜新、朝陽各縣の一部(面積四、〇五〇平方糎)に四等點六五九點、康德四年度に於ては熱河省興隆縣、間島省延吉、圖們、和龍、汪清の各縣並に奉天省清原縣の一部(面積三、二四八平方糎)に四等點を設置した。康德五年度に於ては熱河省内承德、隆化、灤平、建平の一部に二七一點、吉林省額穆八三點、奉天省西豐、西安、復縣二一七錦州省錦西、綏中、興城の一部に四等點一二四を設置した。

### 第五節 鑛業出願

鑛業出願件數の多少が一國鑛産資源の貧富を表徴し、また之が一國の盛衰をも表徴するものであることは周知の事實である。

實である。

康德二年九月一日衆人待望の鑛業法が發布せられて以來其の鑛業出願は累増の傾向を示しつゝあり、我滿洲國の資源が如何に豊富であるかを如實に物語つてゐる。

加ふるに産業五箇年計畫並に産金獎勵法等政府の積極策によつて、國內打つて一丸となり鑛業資源の開發に盡力したる結果、康德五年の出願件數は康德二年度鑛業出願に比較すれば二倍を超える盛況で、如何にその國內の鑛業的關心が躍如であるか、其の一端を伺ひ知ることが出来る。

康德二年より康德五年までの出願件數を列記すれば次の如くである。

康德二年	一、二八五
康德三年	一、三二二
康德四年	一、六七三
康德五年	二、七五二
累計	七、〇三二

(右康德二年出願中一、〇二〇件は新鑛業法の實施せられたる九月一ヶ月分の出願である)

扱て之を建國前並に建國後(康德二年九月一日以前)の出願に分けて見れば、建國前出願は八二〇件、建國後出願は八七〇件、合計一、六九〇件で之を地方別に見れば次の如くである。

舊奉天鑛業監督署管内

一、〇二四

舊新京鑛業監督管内  
舊承德鑛業監督管内

四二一  
二四五  
一、六九〇

計

其の他特殊會社宛の申出のものを列記すれ

一、滿洲鑛業開發株式會社宛

康德二年度申出件數  
康德三年度申出件數  
康德四年度申出件數  
康德五年度申出件數

一、〇一三  
四、一四一  
四、六四二  
七、二六二  
一七、〇五八

累 計

一、滿洲採金株式會社宛

康德二年度申出件數  
康德三年度申出件數  
康德四年度申出件數  
康德五年度申出件數

三六五  
四六七  
四七七  
七七四  
一一、〇八三

累 計

總 計

一九、一四一

右の數字によつて見るも其の躍進滿洲鑛業の開發が如何に旺盛であるか、其の一端を窺知することが出來よう。尙ほ前記總出願件數七、〇二二件中の處分件數は同年(康德五年)末現在に於て三、二三八件で、未處分件數三、七八四件である。惟ふに康德二年以來の鑛業出願中に於て或はその處分の遅々たるものなきにしも非ざる狀況であるが、之は鑛業法發布と同時に即ち九月一日附を以つて殺倒出願したものが多く、所謂競願が多數である爲め其の處理の複雑を來したものがあり、或は又鑛業地籍の表示しある地帯は割合敏速に處分を爲し得るが、然らざる地方、熱河省の一部並に北滿重要地帯の出願に關しては圖面審査も複雑である爲め、一般的には多少遅延しても已むを得ないところである。而も尙ほ鑛業出願總件數の約半數を處分したことは、その迅速さに於て寧ろ先進國に誇り得るものであらう。

### 第六節 鑛 業 登 録

鑛業權に關する登録事務は康德四年六月末日迄は新京奉天及承徳の各鑛業監督署に於て管掌せられて居つたが、同年七月一日行政機構改革後は各鑛業監督署は改組統合せられ新に産業部直屬の鑛業監督署が新京に設けられ同署に登録科の設置せらるゝに及んで登録文書の接受は同科に於て取扱はるゝことになり、又地方行政に關しても同時に機構の改革があつて省行政区劃の修正により十二省を設置せらるゝに當り、之に即應し、鑛業原簿も康德五年二月十六日産業部令第七號を以て各省別に調製することになった。而して第一節及び第二節に於て既述した如く、康德六年八月一日鑛業法改正と共に鑛業監督署は廢止せられ、之に伴ふ勅令第九十五號鑛業登録令中改正の件に依り、今後は滿



洲鑛業開發株式會社理事長が鑛業に關する登録事務を爲すこととなつた。現在新法に基いて鑛業權を設定登録した件數は二六五八件で、鑛業法第九十九條に依るもの即ち舊政權時代に於て許可せられたる鑛業權は四三五件、合計三〇九三件である。

## 第七節 鑛業關係統制及施設

### 第一項 特殊會社

大同二年三月一日に發表された「經濟建設綱要」中に示された如く、鑛工業の振興策として、無統制な開發を避ける爲石炭、金其の他の國防鑛物資源は特殊會社をして之が開發に當らしめる原則に基き鑛業關係特殊會社として滿洲鑛業開發株式會社、滿洲炭鑛株式會社、滿洲探金株式會社及滿洲石油株式會社が設立され、各々其の目的に邁進しつつある。

#### 滿洲炭鑛株式會社

本會社は石炭の採掘並に販賣及石炭鑛業に對する投資等に依り、滿洲に於ける炭鑛の合理的開發、統制を圖り滿洲系炭鑛と協力して全滿炭鑛の一元的統制を計るを目的として康徳元年五月資本金壹千六百萬圓（全額拂込内現物出資壹千參百萬圓現金拂込參百萬圓）を以て設立せられ更に康徳四年三月同社出炭五箇年計畫に即應する爲八千萬圓に増資せられた。出資の引受は滿洲國と滿鐵との等額引受であつたが、康徳四年十二月滿洲重工業開發株式會社が設立せ

られると同時に滿鐵所有の株式は滿洲重工業開發株式會社に讓渡せられた。

本會社の統制下にある炭田の埋藏量は壹百億噸に達し就中阜新、札賚諾爾炭田の如きは埋藏量各約四十億噸と推定せられ、將來に於て撫順炭鑛と相並び大炭鑛となるものと期待せられて居る。而して本會社所屬鑛山の従業員數は約五萬人である。

本會社の出炭は康徳元年度百七十萬噸、康徳二年度に於ては二百十萬噸、産業開發五箇年計畫實施年度たる昨年に於ては其の出炭は飛躍的增加を示したが、産業開發五箇年計畫に於ては五箇年後に於ける本會社の出炭を相當莫大な數量に達せしめんとするものである故本會社今後の使命は非常に重大なものである。

#### 滿洲探金株式會社

本會社は舊吉黑二省の砂金及山金の採掘並に精鍊、産金業者に對する資金の供給、採金事業經營の委託並に受託及租鑛、砂金、精金の賣買等を目的とし康徳元年五月設立せられたるものである。其の資本金は當初一千二百萬圓（二分の一拂込、滿洲國、滿鐵各五百萬圓、東洋拓殖會社二百萬圓）で、康徳四年十二月滿洲重工業開發株式會社の成立と共に滿鐵所有の株式は同社に之を讓渡せられ、同時に資本金を四千萬圓に増資し、増資分は全部政府に於て之を引受けた。更に康徳六年滿業所有株は賣却されて、現在の株主は政府及中銀である。（政府七九九、六〇〇株、中銀四〇〇株）。

本會社は設立以來其の廣大なる事業區域の調査に意を用ひ、各地に多數の有望なる砂金地帯を發見して之が開發に精勵して來たが、昨年末和龍縣開山屯に精鍊所を設置し東滿地方の山金開發に着手する筈のところ、本年に入り東滿

地方の砂金、山金の開發は滿洲鑛山株式會社をして當らしめ、本會社は全力を北滿の砂金開發に盡すこととなり、東滿地方の事業の經營を滿洲鑛山株式會社に委託したが、産業開發五箇年計畫に依り本會社に課せられたる使命は重大なものがあり、今後の活躍を期待せられてゐる。

滿洲石油株式會社

本會社は石油の精製、販賣を爲すと共に國防上重要な石油資源の確保を目的として大同三年二月設立せられた。設立當初の資本金は五百萬圓(全額拂込)其の内譯は滿洲國百萬圓、滿鐵二百萬圓、小倉、日石、三井、三菱各五十萬圓であつたが、康徳二年四月滿洲國に於て石油專賣法が實施せらるゝに及び同社の事業も著しき進展を見、專賣品賣上高は康徳元年度百二十萬圓より、康徳二年度一千萬圓と増加し、更に康徳三年度、康徳四年度は相當の増加を示してゐる。

其の後本會社の北支進出に伴ふ事業擴張の必要により康徳三年八月資本金を一千萬圓(滿洲國四百萬圓、滿鐵二百五十萬圓、三井、三菱、日石各百萬圓)に増資したが更に康徳五年二月倍額の二千萬圓に増資した。

滿洲鑛業開發株式會社

鑛業權の取得及び租鑛權の設定、鑛業及び製鍊事業に對する投資、融資及び金融の保證を爲し、康徳二年勅令第九十一號所定の國防上重要な鑛物資源白金鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、硫化鐵鑛、マンガン鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、黒鉛、石炭、石油、(含油層と密接の關係ある可燃質天然瓦斯を含む)、油母頁岩、マグネサイト、螢石、耐火粘土、硝石、滑石及び石綿の以上二十三種の鑛業權を確保し、其

の合理的開發を積極的に促進する目的を以つて康徳二年八月二十四日設立されたもので、資本金は、當初五百萬圓(政府、滿鐵各二百五十萬圓)であつたが、更に康徳五年十二月二十三日同會社法の改正に伴ひ前記二十三種の鑛産資源を確保し其の鑛業權の散逸を防止すると共に廣く鑛産資源の調査及び探鑛並に開發統制に當ることとなり、資本金を一躍五千萬圓に増資(増資分金額政府引受)すると共に國立奉天金鑛製鍊廠の事業を繼承し、産業五箇年計畫の擴充に順應すべき態勢を整へた。然るに康徳六年八月一日鑛業法令の改正と共に鑛業出願の審査及び登録其の他鑛業行政事務の一部を同社理事長に委任することとし、又前記二十三種の重要鑛物に更に金鑛(採金會社事業區域内のものを含まず)、銀鑛、銅鑛、コバルト鑛、クロム鐵鑛、蒼鉛鑛、砒鑛、土瀝青及び雲母の九種を追加した爲め、同社の鑛業開發上に於ける役割は愈々重大さを加へるに至つた。

今同社の行ふ業務内容を概述すれば左の如くである。

(一) 滿洲鑛發理事長が行ふ鑛業行政事務

- (1) 鑛業出願は從來普通鑛物に於ては鑛業法第十六條に基き發見者が直接産業部大臣に(鑛業監督署經由)出願して鑛業權設定の登録を受け、國防上重要鑛物として指定されたものについては發見者より鑛發會社に申出をなし、同社より産業部大臣に出願して鑛業權設定の登録を受けたときは同社が申出人に對し租鑛權を設定するか或は租鑛權を設定しない場合は補償金を交附してゐたのであるが、斯くの如く國防鑛物と然らざるものにとり區分して出願手續を二元的に複雑化し鑛業權設定の遅延を來す嫌ひがあつた爲め、今次鑛業法第十六條を改正して普通鑛物の出願も凡て同社理事長を経由することとした。

尙ほ金鑛の場合は發見者より滿洲採金株式會社に申出を爲し、同社より之を出願してゐた。今後は申出、出願とも滿洲鑛發會社理事長を経由することゝなつた。

- (2) 従來鑛業權設定の審査は鑛業監督署で行つてゐたが、今次の鑛業行政機構改正に於て鑛業監督署を廢止し、之に伴つて出願審査機關を一元化して鑛業行政事務の簡捷化を圖る爲め滿洲鑛業開發會社理事長を審査機關と爲した。
- (3) 鑛業に關する登録は従來鑛業監督署長が之を行つてゐたが、今般鑛業登録令を改正して鑛發會社理事長が之を行ふことゝした。
- (4) 共同鑛業出願人、共同鑛業權者の代表者届出及び代表者指定の機關は従來鑛業監督署であつたが、鑛業出願事務又は鑛業の遂行に關し國又は鑛業出願審査機關との連絡を支障ならしむる爲め鑛業法第十五條の規定を改正し、新に鑛業出願登録機關となつた鑛發會社理事長を届出機關又は指定機關とした。
- (5) 同種又は異種鑛物の鑛業出願の競願に關する優先順位決定及び届出は鑛業出願審査に關係がある爲、鑛業法第十九條及び第二十條の規定を改正して順位の決定届出機關を同社理事長とした。
- (6) 鑛業權消滅の際の抵當權者、租鑛權者保護の規定たる鑛業法第三十三條を改正し、登録機關たる同社理事長に本規定の權限を與へた。
- (7) 隣接鑛區の鑛業權者その他の關係人の他人の鑛區に關する實地調査出願は鑛區確定上必要なものであり、此の權限は審査機關に屬せしむるを適當とする爲め、鑛業法第四十三條を改正して鑛發理事長を其の機關とした。

以上の如く鑛發會社理事長に鑛業行政事務の一部を委任し鑛業出願審査機關の一元化を圖りたる結果、鑛發理事長の事務執行の公正を期し鑛發理事長の行ふ鑛業行政事務を監督せしむる爲め鑛業行政事務監理官を産業部内に設けた。

#### (二) 資源調査

鑛業開發の基礎を爲す鑛産資源の調査は建國當時迄滿鐵會社により不斷に努力されて來た處であるが、當時熾烈なる排日思想と匪禍に妨げられて其の區域も南滿地方に限られ、全滿的には未だ調査未踏の地が大部分を占めてゐる狀況に鑑み康徳五年十二月會社法を改正して滿洲鑛發會社が滿洲鑛産資源の調査探鑛を一元的に實施することゝした。即ち同社は試錐機並に物理探鑛機等を極力運用して積極的大規模の調査を行ふことゝなり、又之と相俟つて鑛物資源の特質に應ずる技術的處理の適切なる限界を檢索し之が實地の應用に遺憾なきを期する爲め各種鑛物の試験選鑛燃料鑛物の性狀試験及び利用研究、金屬鑛物の製鍊實驗等を行つて斯業開發に資せんとしてゐる。

#### (三) 金融上並に技術上の援助

鑛業に於ては巨大なる固定資本と特殊なる技術を要するのであるが、此の兩者を共に具備する者は極めて少い實際に鑑み、鑛發會社は積極的に鑛業及び製鍊事業に對して投資、融資及び金融の保證を行ひ更に技術的にも試錐並に物理探鑛の實施又は探鑛及採鑛の計畫或は選鑛場の設計等適正なる援助並に指導を行つてゐる。

#### (四) 製鍊事業

製鍊事業の多くは一般民間企業としては經營困難であり、強力なる中心機關に依り統制するを適策とする爲、同社は曩に國立金鑛製鍊廠の事業を繼承したが、更に將來は必要の地に選鑛場及び製鍊所を設置して鑛業の發展に資せん

としてゐる。

### 第二項 國有鑛區の委任經營

逆産其の他の理由に依り國有に歸した鑛業權即ち國有鑛區に於ける鑛業の經營に付ては、從來之を委任經營せしむるを適切とする場合に於ては其の身分、資力及信用の十分なるものに限り之に鑛業權を貸付し來つたが、康德二年度に於て滿洲鑛業開發株式會社に大半を現物出資した爲め、現在國有鑛區たるものは約十五の金鑛區のみである。之に對しては從來の委任經營に代り租鑛權を設定しつゝあるが、産金獎勵の建前より租鑛料は可及的に低減することゝして居る。

### 第三項 助成金の交付

(一) 滿洲は石油資源に乏しいので滿洲石油株式會社をして油徴地の調査試鑛をなさしめつゝあるが、其の事業獎勵の見地より試鑛に要する費用の一部を補助金として交付して居る。

#### (二) 産金獎勵

現下の産金増産の必要に應ずる爲、本年四月産金獎勵現則警備補助規則を制定し、金鑛業權者又は租鑛權者に對し採鑛設備、警備に要する費用の一部を補助金として交付することゝし、康德五年度豫算として既に百萬圓の支出を見たが、各鑛業權者の多額の申請に依り、更に同年度二百萬圓を追加豫算に計上した。この外別に滿洲採金株式會社に

對しては事業獎勵の見地より鑛區税に相當する金額の補助をなすことゝなつて居る。

### 第四項 鐵鋼類の統制

鐵鋼及び鋼材の一般産業上及び國防上に占むる絶對的必要性を顧るとき、我が國策の根幹は第一に鑛石より成品に至る迄の鐵鋼類の自給自足性の確立、第二に鐵鋼類の豊富にして低廉なる配給の確保に存すべきは言を俟たぬ。第一の自給自足性の確立に關しては既に産業開發五箇年計畫に依り之を具現しつゝあるが、第二の配給の確保に關しては産業開發五箇年計畫に基く基礎的乃至は國防的産業を始め一般産業の開發促進の爲め、且は日滿兩國の鐵鋼需給現狀に即應するが爲め、輸出入をも含む配給の適格なる算定に基く量的決定並に其の適正なる價格の決定及び國家的公共的必要性の強弱に基く消費統制の確立は、鐵鋼類の絶對的原料性上必然且つ今日焦眉の國家的要請である。

政府は斯かる諸要請を充足し鐵鋼の圓滑なる配給とその價格の適正を期せんが爲め、康德五年四月一日勅令第五十五號を以つて鐵鋼類統制法を、産業部令第十九號を以つて同施行規則を公布、即日實施した。

而して配給の圓滑を期する爲めには需給の正確なる算定及び其の調整具現を容易ならしむる機構を必要とし、かかる機構としては輸出入を含む全配給を一元的機關に統合せしむることが最も妥當である。此の見地より同法令に於ては、既に從來より鉄鐵及び一部鋼材に付き配給統制を實施せしめ來つた日滿商事株式會社を指定機關と定め、之をして政府が現實に即し逐次指定する鐵鋼類全部の輸出入を一元的に統括せしむることゝした。又之が價格に關しては生産者並に一元的販賣機關即ち日滿商事をして凡て其の販賣價格及び販賣條件の適正妥當を期せしむる爲めに之を認可

主義とし、其の妥當ならざるものがあるときは之を適正に裁定を爲し、以つて鐵鋼類價格の適正と安定とを確保せんとしたのである。尙ほ同法に於ては、需給狀況の正確なる算定を行はんが爲め生産者をして毎年其の生産すべき鐵鋼類の品種及び數量に認可主義を採り以つて國內生産狀況を明確ならしむると共に、一元的販賣機關をして毎年其の輸出入計畫に關し政府の認可を仰がしむる事として需給の正確なる適合を圖らんとした。

註 鐵鋼類の統制については尙ほ第一章第七節「物資動員計畫の現況」參照

### 第五項 石 炭 の 統 制

産業五箇年計畫の最重要な基礎を爲す石炭に就ては増産年次計畫の完遂に極力邁進しつゝあるが、支那事變を契機とする軍需の激増、各般の生産力擴充に伴ふ工業用需要の旺盛、之に關聯して鐵道用及び船燃料としての石炭消費量の累増、更に人口増加による一般採炭用石炭の消費増大等最近に於ける石炭の需要は年々激増を示してゐる。政府は斯くの如く尨大化し行く需要に對應し、極力各炭礦を督勵して増産に努めると共に一部を北鮮及び北支より輸入し、以つて全産業の擴充に遺憾なき方策を企圖し、他方各炭礦に於ける増産設備の資材入手の不圓滑、勞力需給の不調或は全般的貨物急増に應じきれざる輸送力等の惡條件克服に努めてゐるが、更に次の如き對策を樹立して現下の重大時局に於ける石炭需給を調整せんとしてゐる。即ち供給に關しては、

- (イ) 從來重要産業統制法により五萬噸以上の炭礦を經營する場合は政府の許可を要することゝなつてゐたが、之を今般二十萬噸迄引上げ、以つて中小炭礦の採掘を自由ならしめ、之により増産を圖る。
- (ロ) 諸物價の昂騰により從來赤字を餘儀なくされて居た滿鐵及び滿炭の山元原價を趣當り平均一圓五〇錢引上げる

ことにより増産を容易ならしめる。

- (ハ) 從來石炭は炭礦の日滿商事に對する委託販賣の立前で其配給を實施し來つたが、今回之を山元賣切りの制度に改め、以つて用途に應じて適當なる炭質のものを配給し得る如くし、又日滿商事をして若干の平衡資金を積立てしむることゝして中小炭礦の採掘原價は補填をなし、以つて出炭を増加せしむることゝする。
- (ニ) 資材の供給に對し炭礦業の重要性に鑑み優先配給せしむることゝし、以つて増産に資する。
- (ホ) 原料用粘結性炭の不足の狀態に鑑み北支炭の導入を圖る。

而して需要に關しては

- (イ) 需要者たる各事業者の生産能力、生産豫定高、増産計畫等の内容を詳細且嚴重に審査検討し極力消費の節約を圖る。

- (ロ) 日滿商事の配給機構を擴大強化すると共に其の實際配給業務を指導し、又需要の詳密なる調査に當らしめる等配給の圓滑並に消費の節約を圖らしめる。

- (ハ) 採炭用炭の配給を多少繰下げ及び繰上げ、以つて消費の節約を圖る。

- (ニ) 低溫生活の徹底化、燃燒方法の改善指導等家庭及び工場に於ける消費の節約に對し協和會とも連繫し、宣傳に努める。

## 第八節 五箇年計畫概要

我が滿洲國は國防的若くは公益公共的性質を有する重要事業は主として特殊會社又は準特殊會社をして經營せしめ

るを原則とし、鑛山の方面に於ても重要な鑛物資源を開発する爲數多の特殊會社が設立され、國策乃至全體經濟に即應して建設開發を綜合的に進めると言ふ建前を採つて居る。而して康德四年度樹立された産業開發五ヶ年計畫は上述の統制機構に内容を與へるものであり、其の目的とする所は日滿綜合經濟の強化即ち日滿の國防經濟の強化完備と言ふことである。

五ヶ年計畫は鑛山、工業、農業、畜産業、交通々信、及開拓民部門を包含して居るが、鑛山方面に於ては鐵、石炭、液體燃料、鉛、亞鉛、金等が本計畫に依り生産能力の擴大を企圖されてゐる。而して昨年春より五ヶ年計畫の實施に取掛つたのであるが、當時の目標は鐵に於ては當初八十五萬噸の鉄生産能力であつたものを五年後に約三倍にし、之に即應して鋼塊及鋼材の増産を企圖してゐる。石炭も當初の計畫は一千三百萬噸前後のものを二倍餘にしやうと云ふのである。

第一年度たる康德四年度に於ける五ヶ年計畫の實績狀況に付て述べると、周知の如く北支事變が支那事變まで展開し日本の生産力は非常に重壓を受け、又輸送の關係其他技術勞力の動員の爲に色々の障害を被つたが、それにも不拘先づ大體八分或はそれ以上の成績を収めることを得た。勿論物に依つては非常な齟齬を來したるものもある。例へば採金事業の如きは其の著しい例である。即ち産金の増産を圖る爲には山金の開發には相當の日時を要するので差當り北滿の砂金の開發に重點を置かなければならなかつた。而してこの北滿の砂金は機械掘と異り、大部分は苦力の勞力に依存して居り、それが北滿の治安の狀況、支那事變に伴ふ入滿苦力數の激減、更に産金地帯の洪水等の支障があり、豫定數量に達しなかつた。然し大體に於て略々豫定通り、豫定以上或は豫定に近い成績を擧げることが得た。

康德五年に入り、第一年度の實績及これに依る體驗と、其の後の内外の情勢の變化に鑑み、當初の計畫に相當の修正を加へる必要を生じ、既に金に付ては山金の開發を加へて四ヶ年累計約三億圓、石炭に付ては鐵鋼、石炭液化、電力等の計畫擴張に對應して約三、八〇〇萬噸を目標として夫々可能的最大の開發擴張を進めることとなり、其他アルミニウム、マグネシウム、亞鉛、鉛、銅等現下緊要の金屬に付ても能ふ限り増産を期し、何れも當初計畫に比し約倍量の擴大をなした。

右計畫擴張に伴ひ其の所要資金も略々倍増したが、其の大部分は日本及滿洲の國內資金に依つて調達せられるもので、國外に俟つものは特殊設備資材等の爲にする比較的小部分である。而も此等は種々の貿易協定、爲替協定等により實際上大部分解決せられ、爲替資金の點に付ては右の外計畫の進捗に伴ふ輸出の増進、新産金の増加も相當著しいものがあるので實行可能なるものと考へられる。

而して五箇年計畫の第二年度たる康德五年度の實績を見るに、石炭に於ては本溪湖其他目標以上の出炭を見た箇所もあつたが、主として苦力並に杭木不足のため全體としては豫定に達せず、第一年度に比すれば若干の増加を示した。又金は現在迄のところ砂金を主としてゐるが、水害、苦力不足及び採金會社の改組等各種の原因のため之も目標に達し得なかつた。非鐵金屬の亞鉛、鉛、銅、アルミニウム、マグネシウム、石綿等は現在何れも生産設備の擴充に主力を傾注してゐる關係上目標通りの生産を爲すに至つてゐないが、初年度よりは何れも三五%乃至一〇〇%以上の増産を見た。

右の如く修正第一年度に於ては何れも豫定目標以下の生産額に止つたが、之は全體を通じて勞力が著しく不足した

事と、資材が豫定通り着荷しなかつた事に主因があつたのである。

## 第八章 工業關係法制及行政

### 第一節 工業關係法規

我國工業の根本法とも云ふべきものは康徳四年五月一日公布された重要産業統制法である(第一章第五節參照)。既に屢々述べたる如く、國防産業及び公益的性質を有する重要産業は之を公營又は特殊會社をして經營せしめ或は許可制とし、その他の産業は自由企業に委ねることを我國産業開發の根本方針とし、建國以來之を實施して來たのであるが、重要産業統制法はこの方針に法的根據を與へると共に自由企業と然らざるものとの限界を明確ならしめたものであつた。

斯くして重要産業統制法の適用を受けない自由企業を除く産業は特別法に基く特殊會社及び之に準ずる會社(所謂準特殊會社)によつて經營さるゝか、又は重要産業統制法に基き政府の許可を受けて經營さるゝかの何れかとなり、我が國の統制經濟は強力且つ確固たるものとなつたのである。即ち工業關係法規としては各特殊會社法と重要産業統制法とをその主要なるものと爲すのである。この兩者については既に各々節を設けて概述したところであるからその詳細は茲に省略し、たゞ重要産業統制法については、近時事態の進展に伴ひ多少その法制自體の修正並に業種追加の要を認めるに至つたので目下之が改正を企圖してゐることを附言するにとゞめる。

右に述べた外、「原棉綿製品統制法」並にその附屬法規を制定して原棉の收買、配給其他綿製品の一元的統制を實

施し(註一)、「輸出柞蠶絲検査法」によつて我國重要輸出品たる柞蠶絲の品質改善を圖り(註二)、又産業開發のための人的資源確保を目標として「學校卒業生使用制限令」等の公布を見たが(註三)、之等についても既述又は後述してゐるのでこゝには詳細を省くこととする。

註一 第一章第七節及び本章第五節参照

註二 本章第五節参照

註三 本章第七節参照

## 第二節 工業關係行政機關

工業行政を掌る中央機關は産業部工務司である。工務司には工政・工業・化學工業及電氣化學工業の四科を置き、夫々次の如き事項を分掌せしめてゐる。

### 一 工政科分掌事項

- (1) 工業行政上必要な諸般の調査及企畫に關する事項
- (2) 生産力擴充計畫に關する事項
- (3) 技術員の補給及職工技術員協會に關する事項
- (4) 特殊會社の監督に關する事項
- (5) 工業に關する試験所及講習所に關する事項
- (6) 他科の主管に屬せざる事項

### 二 工業科分掌事項

- (1) 纖維工業に關する事項
- (2) 食料品工業に關する事項
- (3) 他科の主管に屬せざる工業に關する事項
- (4) 原棉綿製品統制法施行に關する事項
- (5) 主管工產品の検査及取締に關する事項
- (6) 主管工產品の規格統一に關する事項

### 三 化學工業科分掌事項

- (1) 機械工業に關する事項
- (2) 機械類の規格統制に關する事項
- (3) 機械類の發注統制に關する事項

### 四 電氣科分掌事項

(第九章「電氣・瓦斯事業關係法制及行政」に記載)

尙ほ行政機關ではないが、安東に産業部直轄の輸出柞蠶絲検査所があり、西豊・海城及蓋平にその出張所が置かれてゐる。(第五節参照)

又地方機關は新京特別市・省・縣・旗・市の各公署であるが、省に於ては吉林・龍江及び濱江の三省は開拓廳の工商科、北安・黑河・三江・東安・牡丹江及び興安北省の六省は開拓廳の殖産科、通化省は民生廳の工商科、奉天省は



實業廳の工商科、安東・錦州及び熱河の三省は實業廳殖産科、興安西・南・東の三省は民生廳の勸業科が地方工業行政を掌り、新京特別市は行政處實業科に於て之を管掌してゐる。

市に於ては、哈爾濱市及び奉天市公署は實業處に於て、安東及び營口市公署は實業科に於て、其の他の市は市公署行政科に於て之を管掌してゐる。

縣は凡て行政科が之を掌り、旗に於ても熱河省の翁牛特左記及び敦漢旗が庶務科の所管である外は悉く行政科の管掌するところとなつてゐる。

### 第三節 工業經營の許可

重要産業を經營せんとする者は重要産業統制法に基いて政府の許可を受くるを要するのであるが（第一章第四節「重要産業統制法」参照）、康徳五年一月より康徳六年九月現在迄に許可をなした事業の主なるものは左の如きものである。

(一) 機械工業	會社名	資本金	生産品目	許可年月
	滿洲ベアリング製造株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇圓	ベアリング	康五、三
	滿洲日立製作所	五、〇〇〇、〇〇〇	電氣機械及一般機械	五、三
	株式會社滿洲三榮精機製作所	一、〇〇〇、〇〇〇	鑄山機械	五、五
	滿洲車輛株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	各種車輛	五、五

#### 稻葉製作所

滿洲飛行機製造株式會社	二〇、〇〇〇、〇〇〇	鑄山機械、工作機械	五、五
滿洲變壓器株式會社	五〇〇、〇〇〇	航空機製造修理販賣	五、六
滿洲自動車製造株式會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	變壓器	六、四
滿洲鐵工株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	自動車及部分品	六、五
滿洲工作機械株式會社	二〇、〇〇〇、〇〇〇	農機具	六、六
		工作機械	六、六

#### (二) 化學工業

滿洲電氣化學工業株式會社	三〇、〇〇〇、〇〇〇	カーバイド	五、一〇
滿洲硫安工業株式會社	五〇、〇〇〇、〇〇〇	硫安	六、二
株式會社滿洲石炭液化研究所	六、〇〇〇、〇〇〇	人造石油	六、八
吉林人造石油株式會社	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	人造石油	六、九

#### (三) 製鐵業

東邊道開發株式會社	三〇、〇〇〇、〇〇〇	鐵鑛、石炭採掘、製鐵	五、九
-----------	------------	------------	-----

#### (四) 織維工業 (康徳五、一—康六、七)

滿洲製麻株式會社	四、三九九、九一五	鐵線、粗袋	五、八
鐘淵紡績株式會社	五〇九、一〇三	精線、粗線	六、二
東洋製麻加工株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	大麻製品	六、五
滿日亞麻株式會社	一、二五〇、〇〇〇	靴縫絲	六、六

滿洲紡績株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	綿	五、四
山本綿絲合名會社	五〇〇、〇〇〇	ガラ綿紡絲	五、九
滿洲柞蠶株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	柞蠶統制	六、八
其他 六五工場	四、一〇〇、四七三		
(五) 油 坊 (康五、一康六、七)			
日陸公司製造部陸記油坊	五〇〇、〇〇〇	豆油、豆粕	五、四
義 合 祥	五四〇、〇〇〇	豆油、豆粕	五、五
其他 二七工場	二、一八九、八五〇		
(六) 煙草製造業 (康五、一康六、七)			
太陽煙草株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	煙草	五、八
東亞煙草株式會社	二五、〇〇〇、〇〇〇	煙草	五、五
其他 四工場	二二〇、〇〇〇		
(七) 燐寸製造業 (康五、一康六、七)			
丹華火柴股份有限公司	五四七、九〇〇	燐寸	
其他 三工場	六〇三、五八八・〇九	同	
(八) 製 紙 業			
滿洲特殊製紙株式會社	五〇〇、〇〇〇	屑紙による各種製紙	五、九
鴨綠江製紙株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	製紙バルブ	五、一〇

(九) 酒精製造業			
大同酒精株式會社	一、六七〇、〇〇〇	酒 精	五、九
(十) 肥料製造業			
撫順滿鐵工場	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	副生硫酸	六、六
(十一) 麥酒製造業 (康五、一康六、七)			
合 計 六工場	三四八、一五三	麥 酒	
(十二) 製 粉 業 (康五、一康六、七)			
增 興 屬 火 磨	五〇〇、〇〇〇	小 麥 粉	
其 他 八工場	二、三五六、八四〇		

## 第四節 工業指導獎勵

### 第一項 吉林工業指導所の設置

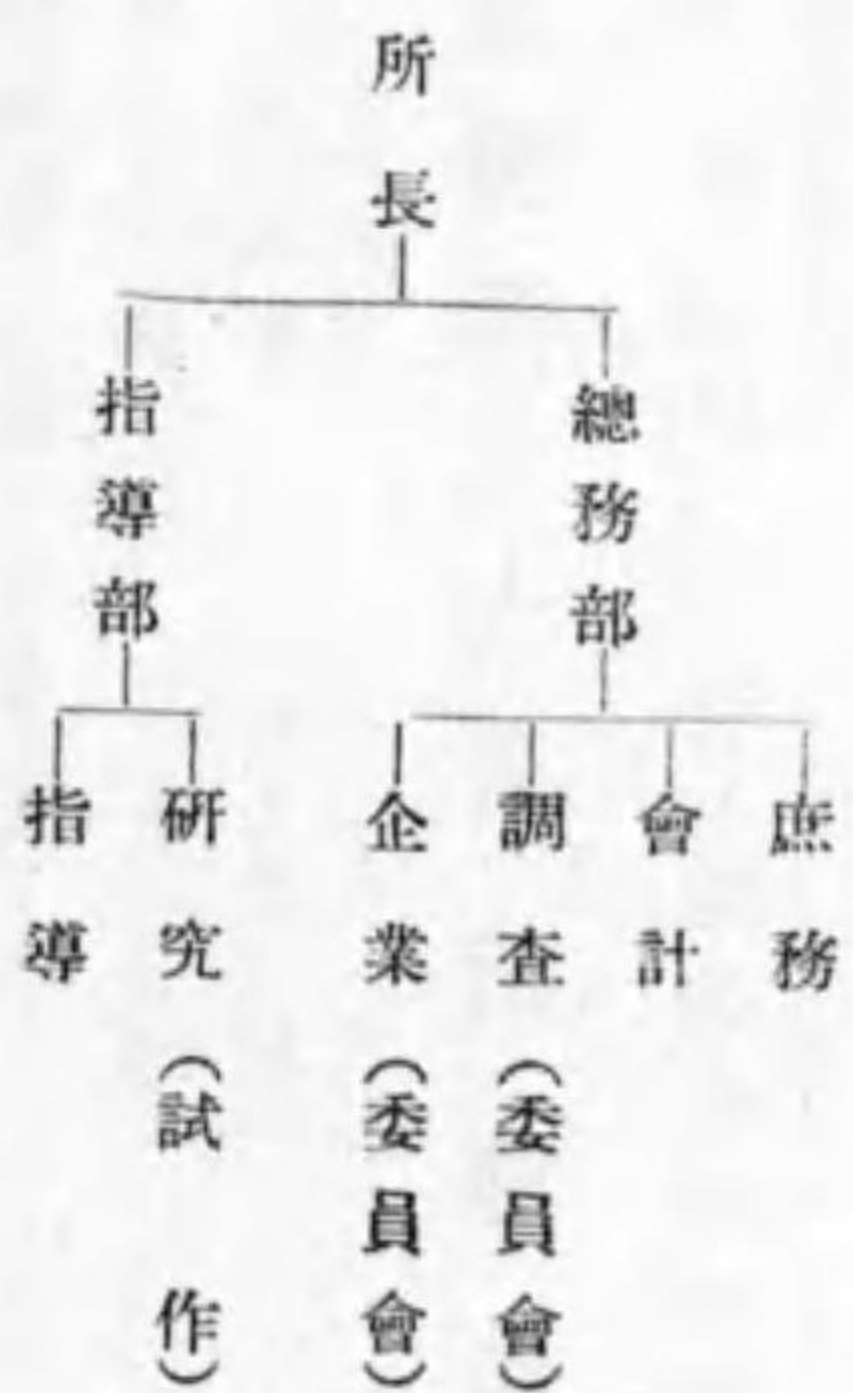
滿洲に於ける工業を綜觀するに古くより三大工業(油坊、火磨、燒鍋)以外に殆んど見るべきものが無かつたが、滿洲建國に伴ひ漸次近代的企業の進出を見るに至つた。

而して近代的企業の進展を圖ると同時に地方固有工業の振興をも圖る必要あるに鑑み、元吉林省立工藝講習所に於て行つてゐた單なる工人養成は之を廢し、既存中小工業の改善並に新分野特に農家工業的副業に關する積極的研究指

導機關たらしめ、以て地方固有工業の發展を期せんが爲元吉林省立工藝講習所を吉林工業指導所と改稱し、康徳五年七月一日を期して同指導所を開所した。

其の組織及管掌事項は左の如くである。

一、組織



二、管掌事項

- (1) 既存固有工業の改善並に原材料の處理新用途開拓等の調査、研究指導に關する事項
- (2) 研究結果を一般に知悉せしむる爲になす諸般の事項
- (3) 製品の規格統一に關する事項
- (4) 原材料の購入及製品の販賣斡旋に關する事項

(5) 其他附帶事項

右管掌事項を實施する爲左の三科を置く

- 一、第一科(木材及枝條の加工)
- 二、第二科(窯業)
- 三、第三科(農産品加工)

吉林工業指導所は前述の如く積極的研究指導機關たるの趣旨に鑑み調査企畫、研究、指導の各部門に分たれてゐるが、事實上各部門は全く不可分關係にあつて一つの有機的活動をなしつつあり、殊に研究試作の成果に基き實地又は間接的に凡有角度より之が積極的指導を爲してゐるので地方中小工業振興に齎す効果は尠からざるものがある。

第二項 柞蠶工業の助成

纖維資源を極力探究する必要ある情勢に鑑み、過去二百餘年の歴史を有し年産額壹千二百萬圓に達してゐる我が滿洲に於ける柞蠶纖維の生産加工を合理化せしめ、以て纖維國策に順應せんが爲國內に於ける柞蠶工業に關する共同設備に對し康徳六年度より左記の通り助成金を交付することゝなつた。

補助製造設備費

二五、〇〇〇圓

補助挽手處理設備費

二五、〇〇〇圓

補助乾餾設備費

三〇、〇〇〇圓

## 第五節 統制及検査制度

### 第一項 洋灰の統制

産業五箇年計畫を中軸とする全般的産業開發の進捗並に之に伴ふ一般經濟界の飛躍的發展は各種重要産業の基礎的建設資材たる洋灰の需要を増大せしめ、之が配給を國策的見地より合理化することが焦眉の急務となつた。而して本邦に於ける洋灰市場は従來滿洲洋灰協會を通じて各業者間の自治的統制を行つて居たが、現下國防の充實並に生産力擴充の要緊喫なる情勢に鑑み、之が配給機構を強化整備し以つて需給の調整を圖らしむると共に適正なる價格に依る配給の合理化を期し、更に國內洋灰工業の健全なる發達に資する爲康徳五年八月政府は左記の如き洋灰生産配給統制要綱を決定し、一方滿洲洋灰協會の解散と同時に新に準特殊會社たる滿洲共同セメント株式會社の創設を見、同會社をして國內洋灰の需給調整及び適正なる價格による配給の統制を一元的に行はしむることとなつた。

- 一、國內生産に付ては各年次の需要の動向を想定し、之が需要を充して若干(約二割乃至三割五分)の餘裕ある如く其の供給可能數量を定むるものとす
- 二、配給部門は生産部門より分離し、充分其の能力を發揮し合理的の配給を爲さしむる爲日滿商事株式會社及び生産者並に販賣業者の出資に依り獨立の販賣統制會社を設立せしむるものとす

右販賣統制會社は其の業務の執行に關し日滿商事株式會社を中心とし、政府の指導監督に服する如く構成せしむるものとす

- 三、配給に關し大口需要に對しては販賣統制會社との間に直接賣買契約を締結せしめ其の履行の事務は販賣業者に代行せしめ、小口需要に對しては販賣統制會社の統制下に販賣業者をして直接之に當らしむるものとす

註 販賣業者とは三井物産株式會社、三菱商事株式會社、大倉商事株式會社、淺野セメント株式會社及株式會社福昌公司を謂ふ。

- 四、需給調整の必要上洋灰年度開始前に大口需要に對しては四半期別需要豫想を政府及販賣統制會社に提出せしめ、小口需要に付ては販賣業者に於て取纏めたる上販賣統制會社に提出せしめ、更に各期の開始前に月別需要豫想を前項に準じ提出せしむるものとす、販賣統制會社は右需給調整に付政府の指示を受くるものとす
- 尙需要に過不足を生じたるときは生産により調整を爲すの外販賣統制會社に於て一手に輸出入を爲し調整を爲すものとす

- 五、價格に付ては原價其の他の事情を考慮し生産者よりの買上價格を公定し、販賣價格は小賣統制價格及卸賣統制價格を公定し、右決定に當りては適當なる統制料、手数料及諸掛を加算したる外、價格平衡資金をも騰出し得る如く爲すものとす

尙大口需要者に對する特殊價格は原則として認めざるものとす

- 六、價格平衡資金は本會社に於て保管せしめ、政府の監督の下に需給調整並に價格平衡の用途に充つるものとす

滿洲共同セメント株式會社 本會社は前記政府の方針に基いて洋灰の需給調節並に適正價格による配給統制に當る

ため康徳五年九月三十日設立した滿洲國普通法人で、本店を新京に置き、國內（關東州を含む）生産洋灰の配給、洋灰の輸出入並に其の配給、洋灰配給に關する統制、其の他之等に附帶する業務を營み、資本金は百三十萬圓、四分の一拂込で、出資内譯は日滿商事、關東州小野田セメント、滿洲小野田セメント、本溪湖洋灰、撫順セメント、大同洋灰、三井物産、三菱商事、大倉商事、淺野セメント及び福昌公司の以上十三社等額（各二千株）出資である。

## 第二項 綿業の統制

綿絲布は國民生活の必需品であり、其の需給關係並に價格の動向は民生の安定に影響する處多大なるものがある。既に十數年前より綿糸布取扱業者間に於て共榮會なる自治統制機關を組織し、取引條件の改良、販賣價格の協定、滿人業者の投機防止、市價の急變を阻止する等の措置を講じつゝあつたが、政府は更に紡績業者を之に包含して滿洲に於ける綿業の生産、配給兩部門の業者を以て一丸とする綿業生産配給統制機關として前記共榮會を改組すべく幹旋し、康徳四年十月新京に於て滿洲綿業聯合會の誕生を見るに至つた。同聯合會は奉天に本部を、支部を大連に、出張所を新京に置き、社團法人ではなかつたが總會の決議は政府と關東局の認可を得て發効することゝなつて居たから實質上社團法人認定と同様であつた。

斯くて右綿業聯合會は合計二十七社の會員を擁して相當の成果を收めて居たが、支那事變を契機とする戰時經濟の進展に伴ひ一般物資の需給の不均衡に因る配給の不圓滑、物價昂騰の傾向が現はれ、就中國民衣料品の約九割を占め

る綿製品は其の過半を日本よりの輸入に俟つ現状にあつて、從來の如く自治的統制機關を以つてしては到底配給の圓滑と價格の安定を期し得ざる状態となつた。茲に於て政府は之に對應する適宜の方策を講ずる必要を認め、生産の増進、原料並に製品の需給調整並に價格の統一を行ひ、以つて滿洲綿業の健全なる發達と國民生活の安定を圖る爲め強力な一元的綿業統制機關を確立することゝし、前記綿業聯合會を改組して康徳六年二月一日産業部指令第三四三號に依り社團法人滿洲綿業聯合會の設立を許可したのである。次いで同年三月十六日勅令第五十六號を以て原棉綿製品統制法を、同月二十五日産業部令第七號を以つて同法施行規則を公布し、原棉及綿製品の配給並に價格につき強力な統制を實施するに至つた。本統制法に依る實施要領は次の如くである。

- 一、原棉（打綿用棉花を除く）の輸出入には産業部大臣の許可を要する。但し關東州へ輸出し又は關東州より輸入せんとするときは此の限りでない。
- 二、滿洲棉花株式會社及び前號の許可を受けたる原棉輸入業者よりの原棉の買受は滿洲綿業聯合會に限る。但し打綿用でなく且つ紡績用でもない原棉例へば毛絲混紡用棉花の如きは産業部大臣の許可を受けて直接棉花會社又は輸入業者より買受けることが出来る。
- 三、滿洲綿業聯合會は其の買受けた原棉を原則として重要産業統制法に依り許可されてゐる綿絲紡績業者へ販賣せねばならない。即ち聯合會に集つた原棉は採算上如何に有利であつても他の用途に向けることは出来ない。但し紡績用原棉として豫定されたものであつても相當に重要な國家的要求が起つた場合には産業部大臣の許可に依つて他の者に販賣することが出来る。

四、綿製品はその輸出入又は綿絲紡績業者若は産業部大臣の指定する綿織物・綿メリヤス製造業者よりの買受は原則として一元的に綿業聯合會をして扱はしめる。

尙ほ指定製造業者は現在東洋タイヤ工業、徳和紡織、奉天紡紗廠、滿洲紡績、滿洲製絲、福壽織布、營口紡績、恭泰莫大小紡績の八社である。

五、綿業聯合會は其一括的に買受けた綿製品を綿絲紡績業者、指定製造業者及元賣捌業者以外の者には原則として販賣することは出来ない。又小賣業者保護のため元賣捌業者は産業部大臣の許可を受けた者に販賣するときを除き小賣を爲すことを禁じてゐる。現在指定元賣捌業者は伊藤忠商事、日本棉花、東洋棉花、加藤物産、兼松商店、田附商店、八木洋行、又一、丸永商店、江商、三菱商事の十二社である。

六、綿業聯合會は毎年豫め原棉の買受、販賣豫定數量及び綿製品の輸出入、買受若は販賣すべき豫定數量につき産業部大臣の認可を受けねばならぬ。

七、(1)滿洲棉花會が綿業聯合會に原棉を販賣する場合、(2)綿業聯合會が綿絲紡績業者に原棉を販賣する場合、(3)綿業聯合會が綿絲紡績業者、指定製造業者、元賣捌業者に綿製品を販賣する場合、(4)綿絲紡績業者、指定製造業者が綿業聯合會に綿製品を販賣する場合は「何等の名義を以てするを問はず」すべて産業部大臣の指定價格に相等する「對價」に依らねばならぬ。これに依り思惑的操作は一切不可能となり、業者はその本來の使命を全うし國民經濟のために貢献することとなる。更に綿業聯合會の收買價格と統制價格との差額は調整資金として綿業聯合會に積立て國內綿業の改善資金に振向けることになつてゐる。尙輸入業者が原棉を綿業聯合會に販賣するときの價格は指定さ

れないが、之は一に棉花が世界的商品であるためで、業者の不安を一掃すると共に不當の利益をも牽制するに外ならない。

次に元賣捌業者が綿製品取扱業者(卸、小賣業)に綿製品を販賣する場合及び綿製品販賣業者が綿製品を販賣(卸、小賣)する場合にも「何等の名義を以てするを問はず」産業部大臣の定むる價格に相當する「對價」を超えてはならぬ。即ち産業部大臣は其の最高標準價格を決定し、或る一定の開きを認めて其の範囲内で販賣せねばならないのである。これにより業者は投機的取引による不當な利得を爲さず、商人として正當な利益を得て國民經濟のために與へられた役割を果すことが期待される。尙この場合の綿製品販賣價格は現在小賣最高價格が定められてゐるが、必要に應じて卸賣價格も指定される方針である。

右の外罰則の規定があるが、以上で大體綿業の統制要領は明かであらう。即ち打綿用を除く原棉はすべて滿洲綿業聯合會に集り、之が定められた統制の方向に従つて流れつゝ綿製品となり、最も適切、合理的な價格を以つて一般消費者の手に渡る様に本制度は構成され、殊に價格の統制については前記七號の如く「何等の名義を以てするを問はず」或は「對價を以て」等の語を以つて一切の脱法行爲及暗取引も完全に禁止されてゐる。

**滿洲綿業聯合會** 社団法人滿洲綿業聯合會は原棉及綿製品の需給の調整を圖り綿業の改善を期するを目的とし、(1)原棉の收買及配給、(2)綿製品の收買、配給及輸出入、(3)綿製品の規格の統制、(4)政府の命令又は委託による業務、(5)綿業に關する調査研究等の事業を行ふもので、會長には柏村産業部次長、副會長に今吉關東局司政部長の就任を見て眞に官民一體の強力なる公益機關としての機構を具備して居り、本部を新京に置き支所を奉天に、出張所を安東、營

口及び哈爾濱に設け、其の會員として二十八社を有してゐる。  
 尙ほ關東州關係當局に於ても右滿洲國政府の方針を全面的に支持し、州内に同じく社團法人關東州綿業聯合會を設  
 置した。之は地域的に獨立してはゐるが、其の目的と事業は滿洲綿業聯合會と全く一體不可分のものである。

### 第三項 小麥、小麥粉の統制

小麥及び小麥粉の自給自足を目指して政府は大同二年小麥増産二十箇年計畫を樹立して以來、關稅改正に依る輸入  
 の防遏、鐵道運賃の改正、貿易緊急統制法公布等極力國內製粉工業の保護發展に力を用ひ來つたが、支那事變の勃發  
 を契機とする時局の急轉回は國民民主食物の一たる小麥粉の需給調整と適正なる價格の安定維持を圖るため緊急對策の  
 樹立を要請するに至つた。乃ち政府は康徳五年八月、小麥及小麥粉の價格公定、小麥粉の生産及配給の合理化、代用  
 品使用の獎勵等に依つて生産者及一般消費者の利益を調和すると共に民生の安定を圖らんとする方針の下に小麥及小  
 麥粉需給調整及價格統制實施に關する左の如き應急對策を決定した。

- 一、全國の製粉業者をして至急左の如き内容に依る生産及配給に關する統制組合を組織せしむ
- (1) 各工場に對する小麥粉製造數量の割當
- (2) 各工場の原料小麥買付上の統制
- (3) 麵袋の共同購入
- (4) 各工場製造小麥粉の規格統一

- (5) 各工場製造小麥粉の製粉歩留の強制引上
  - (6) 小麥粉の共同輸入
  - (7) 製造及輸入小麥粉の共同販賣（卸賣を原則とするも軍需其他大口特殊需要に對しては之を取纏め直接供給を爲すものとす）
  - (8) 平衡資金の積立
- 二、政府は必要に應じ逐次全滿各地の具體的小麥配給計畫を樹立す。之が爲政府は政府關係官及民間關係業者等を以て組織せる小麥粉配給協議會を設け、右配給計畫の策定に參畫せしむ  
 政府は必要に應じ統制組合に對し政府の定めたる小麥粉配給計畫に従ひて小麥粉の配給を行ふべきこと其他小麥粉の需給調整上必要な事項を命ずることあるべきものとす
- 三、政府は小麥粉の供給不足を補ふ爲包米粉等の代用品の使用に付適當なる方策を講ず。即ち統制組合に於て各工場をして包米粉を製造せしめ大口需要者等に對し其の使用を懲慫するものとす
- 四、各主要市場地區毎に小麥粉卸賣業者の組合を結成せしめ統制組合と密接なる聯繫を保ち配給の圓滑を期せしむ
- 五、政府は左の區分に従ひ小麥及小麥粉の賣買價格を公定す
- 小 麥——市場最低價格及製粉工場買入最高價格
- 小 麥 粉——製粉工場賣渡し價格及小賣價格
- 右價格は生産者の利益を保證し一般消費を壓迫せざる程度に各主要市場を中心とする地方別に之を定む

- 六、小麥粉賣捌業は市、縣、旗長の許可を受けしめ公定小賣價格の遵守に便せしむ
- 七、小麥の蒐貨に付いては糧棧、農事合作社等の活用を圖り可及的に従前の蒐貨機構を尊重するものとす
- 八、政府は特産中央會、農事合作社の活用等に依り可及的速に小麥検査制度を整備す
- 九、關東州に於ては本制度の實行に付協力する様適當の措置を講ずるものとす

而して右第一號の方針に基いて小麥及小麥粉の需給並に價格の統制機關として康德五年九月社團法人滿洲製粉聯合會の設立を見、又第四號に基き小麥粉卸賣業者を組合員とする配給組合が漸次各主要市場地區毎に結成されるに至り康德六年五月現在に於て新京、奉天、哈爾濱其他合計二十一地區の小麥粉配給組合が夫々滿洲製粉聯合會との緊密な連絡の下に配給の實施に當つてゐる。

滿洲製粉聯合會 滿洲製粉聯合會は前記政府の統制方針を體して小麥粉の生産並に配給を合理化し以つて本邦製粉業の振興を圖る目的の下に設立されたもので、本邦内機械製粉業者を以て組織され、會員は日産能力五十袋又は其の端數に付二百五十圓の割合を以て出資することゝなつてゐる。而して其の本部を新京に置き、各地區毎に左の四支部を設けて、其の地區内に工場を有する會員を夫々の支部に所屬せしめてゐる。

支 部 名	事務所々在地	地 區
東 滿 支 部	佳 木 斯	三江省、東安省、牡丹江省及間島省
西 滿 支 部	齊 々 哈 爾	龍江省、及興安四省
南 滿 支 部	新 京	新京特別市、吉林省、奉天省、通化省、安東省、錦州省及熱河省

北 滿 支 部 哈 爾 濱 濱江省、黑河省及北安省

#### 第四項 柞 蠶 の 統 制

政府は最近の纖維資源不足の現状に鑑み、柞蠶の増産を圖ると共に之が配給機構の整備並に價格の統制を爲し、以つて新纖維工業原料としての供給を確保すると共に軍需の充足並に第三國向輸出の増進を圖り、又之に依り農家經濟の向上及び柞蠶工業の發展を期する方針の下に康德六年左の如き對策を樹立し、此の對策要項に基き同年八月準特殊會社滿洲柞蠶株式會社を設立せしめた。

- 一、三百億粒生産を目標として左の方法に依り柞蠶の増産を圖るものとす
  - (1) 蠶場適地の調査を行ひ休閑柞樹林の活用及び未開柞樹林の開發を圖ると共に柞樹林地の造林又は整備を爲し以て柞蠶飼育面積の擴張を圖ること
  - (2) 無毒蠶場を設置し種繭の系統的増殖改善を圖ると共に種繭検査を勵行し柞蠶飼育に安全性を與へること
  - (3) 品種の改良、權樹、柞蠶繭及び副産物の加工利用の研究並に柞蠶技術員の養成に努め柞蠶飼育採算の改善向上を圖ること

- 二、柞蠶を原料とする新纖維工業の振興を圖るものとす
  - 三、柞蠶製絲業に對しては技術的指導並に助成を行ひ之が經營の合理化を圖るものとす
- 而して前記方針に基き滿洲柞蠶會社は康德六年八月末創立總會を開いたが、その設立要綱を摘記すれば左の如くで



ある。

- 一、本會社は普通法人とし、其の資本金は五百萬圓(十萬株)とし其の第一回拂込を四分の一とす
  - 二、出資割當は政府二百五十萬株、農事合作社及び製絲業者にて殘餘の半額を出資
  - 三、本會社は本社を新京に置き必要なる地に支店又は出張所を設く
  - 四、本會社は左の業務を営むものとする
    - (1) 柞蠶繭の買入、加工、販賣及輸出
    - (2) 柞蠶製品の買入、加工、販賣及輸出
    - (3) 柞蠶に関する調査研究
    - (4) 前各號に附帶する業務
  - 五、本會社は政府の柞蠶増産政策に従ひ農事合作社を通じて契約飼育を行ふものとする
  - 六、本會社は柞蠶繭、柞蠶絲、柞蠶綿及挽手の一元的買入、販賣並に輸出を爲すものとする
  - 七、本會社の柞蠶繭、柞蠶絲、柞蠶綿及挽手の買入價格、販賣價格並に輸出價格は政府の認可を受けしむるものとする
  - 八、本會社の柞蠶繭、柞蠶絲、柞蠶綿及挽手の用途別配給割當認可を受けしむるものとする
  - 九、本會社をして柞蠶繭、柞蠶絲、柞蠶綿及挽手の適價の維持並に柞蠶業の發展に資せんが爲め利益金の一部を別途積立とせしむるものとする
- 右積立金の使途に付ては政府の指示に従はしむるものとする

- 十、本會社は其の業務及役員任免に付政府の監督を受くるものとする
- 十一、政府は本會社に對し公益上又は統制上必要なる命令を爲すことを得るものとする

#### 第五項 生護謨の配給統制

本邦に於ける護謨工業は未だ微々たるもので、生護謨の配給統制も業者の自治的統制機關たる全滿護謨工業聯合會が政府の許可數量を會員に割當配給を爲してゐるに過ぎない。然し乍ら最近本工業も漸次活況を呈するに至り其の統制機構に就ても更に強化する必要を認め近く其の決定を見るであらう。

**全滿護謨工業聯合會** 現在の全滿護謨工業聯合會は護謨工業者が其の擔當する生産及配給部門を整備統制し以て國民經濟の健全なる發達を期するため共同の行爲又は施設をなすを以て目的とし、之を達成するため原材料の共同輸入並に配給割當、製品販賣價格に関する協定、製品の規格統一、製品の検査、會員の營業に関する指導研究及び調査、其の他本聯合會の目的を達するに必要な諸施設並に統制等の事業を行ふもので、主たる事務所を奉天に置き現在(康徳六年八月末)滿洲護謨株式會社(奉天)、太陽ゴム株式會社(遼陽)康徳膠皮工廠(奉天)、國華護謨工業株式會社(奉天)、三和護謨株式會社安東工場(安東)、太陽膠皮工廠(安東)、永昌膠皮工廠(安東)等を始め總計二十六社の會員を有して居る。

#### 第六項 輸出柞蠶絲検査法の實施

柞蠶絲は我國に於ける重要特産物の一であり、又纖維資源不足の現状はその重要性を一層昂めるに至つた。而してその消費地は日本、支那を始め廣く全世界に亘り近時益々需要増加の趨勢を辿りつゝあるのである。茲に於て政府は柞蠶絲の世界市場に於ける斯業の發展と海外に於ける市場確保のため輸出柞蠶絲の検査を実施することとなり、康徳五年五月五日勅令第七十五號を以て輸出柞蠶絲検査法を、産業部令第二十六號を以て同法施行規則を公布し同時に、大同二年以來全國柞蠶絲業聯合會の事業として行はれてゐた安東柞蠶絲検査所及び海城・蓋平の同出張所の自治的検査を國營に移管して強制検査を施行し、之に依つて其の品質の改善を圖ると共に之が需要の増進を期してゐる。

輸出柞蠶絲検査法に於ては、輸出柞蠶絲検査所の検査を受けなければその柞蠶絲を國外に輸出することが出来ない事を規定し、本法又は本法に基いて發せられた命令に違反したる者は種々な罰則の適用を受くることになつてゐる。即ち輸出柞蠶絲は輸出柞蠶絲検査所に於て必ず検査をなし、検査済のものに對しては夫々一括毎に検査済證を貼布し、各梱包毎に封印を爲し、又別に成績を記入した檢定證を發行する。之に依つて柞蠶絲の検査完了を證明することになるのであるから之等のものは取扱ひに充分注意して破損しない様にせねばならない。若し之等のもの全部又は一部が抹消、除去又は隠蔽された時は、假令其の柞蠶絲は検査を受けたものであつても本法第一條の適用に付ては検査を受けないものと看做され、且つ事情に依ては相當の處分を受けるのである。尙ほ輸出柞蠶絲検査所は現在西豊にもその出張所が設けられてゐる。

## 第六節 五箇年計畫概要

我國の第二次經濟建設への新しい發展段階は康徳四年度を以て初年度とする産業開發五箇年計畫を以て出發したものであるが、この計畫が日滿を一體とした國防力の擴大強化を目的とする準戰時體制確立に基礎を有つことから、その重點は必然的に鑛工業部門に置かれたのであつた。

而して五箇年計畫の鑛工業部門に課せられた役割は、近代工業發展の根本的基礎的條件であり生産力擴充の重大要素たる石炭及電力の急速なる開發を圖ると共に、國防上絶対必要なる製鐵及液體燃料工業の増産確立、更に兵器・飛行機・自動車・車輛等の大陸に適應せる性能を有するもの、本格的製造培養に力點を置き、其他アルミニウム・マグネシウム等の輕金屬工業、パルプ製造工業、曹達灰製造工業等の生産力擴充、石棉、鉛等の増産を目標とされたのである。

斯くして五箇年計畫は多次の希望と期待とを以て着手されたのであるが、その實行の第一歩を踏み出したばかりで惹起せられた急激且つ廣汎なる情勢の變化はこの計畫を更に新なる觀點より見直すべきことが要請されるに至つた。即ち支那事變を契機として日滿支を一聯とする新國際情勢の展開は日滿を一體とし北支をも考慮する廣汎圏を形成して之が活躍を必須とするに至り、此の中に在つて「持てる國」滿洲の果すべき役割は更に一段と昂揚せられたのである。又他面、當初計畫立案後に於ける各方面の調査探究の進捗に伴つて資源の賦存狀況或は物資の需給關係は漸次明確さを加へ、従つて其の或るものに就ては當初計畫の改訂を必然的ならしめるに至つた。之等の諸理由に基き、政府

は審さに第一年度の実績を検討して當初計畫に於ける缺陷を補正すると共に、刻下の國際情勢と日滿兩國内の實情に即應する爲既定計畫を再吟味し、計畫第二年度たる康德五年度以降の計畫を主として鑛工業部門に於て其の目標及年次に付積極的修正を加へ、又新に増産計畫種目を追加し、偶々同年より計畫立案された日本の生産力擴充四箇年計畫との緊密なる連繫の下に新しく再出發するに至つた。

而して本修正計畫の遂行に強い確實性を與へたものは、康德四年末、日本産業株式會社が滿洲に移駐した事であつた。(第一章第九節參照)。即ち滿洲國特殊會社としての滿洲重工業開發株式會社の成立は、重工業部門に於て綜合的企業組織の下に各關係諸事業を總動員し得る機構を整へたのであつて、之に依つて五箇年計畫は其の規模に於て又其の遂行の速度に於て著しく之を擴大し加速度化し得る實行態勢を具へるに至つたのである。本修正計畫遂行に關する生産機構に就ては飽くまで有機的綜合的に能率を増進することに重點が置かれたのであるが、この點に關し滿洲重工業會社の經營の效果に重大なる期待をかけるものであることは言ふ迄もなく、寧ろ同社成立そのものが本修正を可能ならしめた一つの重要な基礎であつた。

又計畫實施に當つては計畫の實際擔當者たる各關係企業に對し、政府は能ふ限り本計畫に基く設備の擴充及物資の生産につきその分擔目標を明示して充分なる研究を行はしめ、その具體的實行計畫案に基いて決定したもので、そのため計畫に非常なる堅實性が與へられたこと及び當該會社と政府當局との責任の限界を明かにしたことは修正計畫の重大な強みであると云はねばならない。前記滿洲重工業會社は勿論滿鐵並に本計畫關係の各特殊會社、準特殊會社等の一切の生産配給機構が政府と協心戮力眞に打つて一丸となつて本計畫の遂行に邁進すべきもので、建國以來滿洲國

産業建設の基礎工作として創設し來つた所謂特殊會社機構は、本計畫の實行の過程に於て最も強く、明瞭に其の眞價を發揚するであらうことは疑ひないのである。

計畫遂行に當つては又物資動員計畫並に技術員及び技術工の問題と切り離して考へられないことは言ふ迄もないが物動計畫については第一章第七節に於て既に述べ、又技術員及び技術工の補給問題については本章次節に譲ることとし茲では觸れない。

産業開發計畫の中心が鑛工業部門特に重工業の急速開發にあることは既に述べた所であるが、その中工業部門に於ける計畫及び其の實績の概要につき次に簡単に言及しよう。(鐵鑛・石炭・液體燃料・金其他鑛物については第七章、電力については第九章參照)

**機械工業** 先づ工作機械・自動車・飛行機・車輛等についで見るに、自動車及び飛行機製造企業の劃期的勃興並に工作機械工業の確立を具體化することは、修正計畫の一要點を爲すものであつた。之等は何れも機械工業の粹、否全産業の精髓とも云ひ得べきものであつて、之を企業化するについては所要の建設資材類の整備乃至は技術者、熟練工の獲得、養成等相當の努力を要すべきことは勿論であるが、既に滿洲國に於ても第一篇「工業」の章に於て述べた通り此種のものゝ組立製作等の萌芽があり、其の培養に努めて來たのであつて、一方これ等の擴充を促進する外、更に本格的工業の確立について凡ゆる方策を講じて其の具體化を期せんとするのである。

而してかゝる種類の機械工業には日に月に新なる技術を要し、特に大陸に適應する特異なるものを製作するためにハ相當の困難を伴ふであらうことは豫想されたところであるが、政府と事業會社との協力を依つて着々之が具體化を

見つゝあり、飛行機については康徳五年六月滿洲飛行機製造株式會社が、自動車については康徳六年五月滿洲自動車製造株式會社が夫々滿洲重工業會社の傘下に特殊會社として設立され、前者は滿洲航空會社の工場を受け繼いで既に飛行機製造を行つてゐる。又工作機械、車輛製造については既存の各會社の生産力擴充を圖ると共に、その補助的役割を持たせるべく日本に於ける中・小工業の滿洲移植を企圖し、日本政府との協力の下に之等の工場を奉天、鞍山其他各地に於ける大企業の下請工場として配備することゝなつた。その康徳六年十月一日現在に於ける配備決定工場は二十三で本年度中には合計三十工場が豫定されてゐる。各會社への配屬決定工場は左の如くである。

- 株式會社奉天製作所 馬場機械工業所、大伸鐵工所(以上東京府)、岡村製作所、法專組鐵工所(以上神奈川縣)
- 滿洲飛行機製造株式會社 山光社(東京府)、米田製作所(大阪府)
- 日滿鋼材株式會社 森田鐵工所(東京府)、津村製作所、松田機械製作所(以上大阪府)
- 滿洲 工 廠 高井鐵工所(埼玉縣)廣野鐵工所、河村鐵工所(以上三重縣)、日本機械製作所(兵庫縣)
- 滿洲工作機械製作所 柳原精工所(大阪府)
- 滿洲住友金屬工業株式會社 吉本工業所(高知縣)
- 日滿鋼材工業株式會社 二菊鐵工所(愛媛縣)
- 同和自動車株式會社 廣島モーター商會、廣島モーター鐵工部、門田自動車製作所(以上東京府)山口縣自動車ボディ製作工業組合工場(山口縣)、中矢惠商店(愛媛縣)、長崎モーターズ(長崎縣)
- 奉天炭礦株式會社 森本鐵工所(山口縣)

**輕金屬工業** アルミニウム及びマグネシウムに就ては第一篇工業の章に於て述べた如く、前者は特殊會社たる滿洲輕金屬製造株式會社、後者はその子會社として康徳五年七月設立された滿洲マグネシウム工業株式會社の兩者が之を擔當するのである。

アルミニウムは家庭用器具類の一般需要の外、飛行機、自動車の製造等軍需工業上に於ける其の重要性は今更述べるまでもなく、又金屬マグネシウムも輕合金の主成分として航空機製作には不可欠のものである。而して之等の原料たる礬土頁岩及び菱苦土は日本に於ては殆んど生産を見ないが、滿洲には相當豊富に賦存してゐるので、日滿一體關係に於てこの輕金屬製造業の役割は蓋し大なるものがあると言はねばならない。

滿洲輕金屬はこの豊富なる原料を以つて年産三萬噸の設備擴張を期してゐるが、未だ現在迄のところこの設備の建設時代にあり、其の本格的生産はこれからである。又滿洲マグネシウム工業會社も取敢ず一千噸製造を目標に目下營口に工場建設中で、その操業開始は本年末頃となるであらう。

**化學工業** 次に曹達工業及び硫酸工業等の化學工業の確立増産が達成せられねばならない。

日本の曹達工業の發展は近時著しいものがあるが、之が原料たる工業用鹽は輸入によつて相等の補給を爲してゐる状態で、鹽の供給確保は時局の進展に伴ひ益々切實なる問題となるのであるが、幸ひ滿洲國は極めて低廉なる經費を以て新規に廣大なる鹽田の築造が可能であつて、五箇年計畫に於ては、既設一般鹽田の改良を圖ると共に、専ら滿洲鹽業に依る新規鹽田の築造を促進して鹽田熟成後は約一五〇萬噸の生産を見る豫定である。又曹達灰については康徳三年五月設立された準特殊會社滿洲曹達株式會社がその増産を分擔してゐる。

次に、化學肥料就中硫安工業は國防工業として重要であるのみならず、日本に於ける累年の輸入硫安を、石炭、電力資源等の豊富な滿洲國より供給を受けることは國際收支改善上喫緊の問題である。又滿洲國に於ても棉花、煙草等の特殊作物の栽培獎勵に關聯し、又地力の維持増進上相當の消費増を豫想せられ、且又北支、中支の農業振興等を考慮する時は相當の増産を必須とするのである。斯くて修正計畫に於ては新に化學肥料を追加することとし、以て時局の要請に應ずることとした。

硫安の生産については既に大連に滿洲化學工業株式會社の相當規模の生産力があり、又昭和製鋼所の製鐵業及び撫順の頁岩油工業の擴大に伴ひその副産物として生産せられるもの及び瓦斯工場の副産等に依つて相等の生産額が豫定せられてはゐるが、更に動力其の他の低廉有利なる企業條件の下に康徳六年八月特殊會社滿洲硫安工業株式會社を設立せしめ積極的増産に一步を進めることとなつた。

バルブ工業 バルブ資源確立の問題は最近の原料資源自給國策中、鐵、石油等に亞いで重要な問題である。殊に友邦日本に於ける之が資源狀況は樂觀を許さず、人絹用バルブに於ては約八〇%を海外に依存してゐる有様で、之が自給は刻下の重要問題である。一方我國に於てはバルブ原料資源として豊富なる木材を始め、高粱稈、豆稈、柳楊、葦其の他實に恵まれてゐる。之等の積極的開發は正に焦眉の急務と謂はねばならない。修正計畫に於ては北滿の未開發林を利用してバルブの増産を企圖する外、各種資源を利用處理して約四十萬噸の生産を具體化する豫定であつて、日滿纖維資源確保上定に適切有效の計畫である。

## 第七節 鑛工業關係技術員並技術工の補給

### 第一項 概

### 説

最近に於ける我國産業の躍進は勞務に對する需要の著しい増加を伴ひ、その雇傭人員に異常の激増が見られる。即ち「鑛工部門技術員並技術工需給調」に依れば康徳五年以降康徳八年に亘る間には十數萬の増加が豫想されてゐるのであつて、之に依つて見ても全事業の需要する勞働量の年々の増加は、我が國の年々の生産年齢に入る人口に比しその差が益々増大しつゝある事が推測される。此の様な著しい勞務に對する需要は今次の支那事變の勃發に依つて更に拍車を加へられ、之に對する供給の余力も最近に至つては次第に減少し、各方面に於て求人難が懸へられてゐるのである。勞務に對する需要の増加に伴ひ技術員及び基幹職工に對する需要が増加するのは當然であつて、一般勞務者とは異り此等の技術者及び基幹職工は其の養成に相當の時日を要するのであるから、その不足は一般勞働者の不足に比して更に切實なるものがある。我國の鑛工技術に關する大學は二、三數へ得るけれども、何れも創立匆々で康徳七年度以降でなければその卒業者の供給がない様な實狀である爲、現在技術者はその大部分を日本國の大學、専門學校その他の學校卒業者から得てゐるのであるが、之に對する需要が卒業者數の數倍に及んでゐる事實、例を昨年度の鑛工技術に關する日本國の大學、専門學校の卒業者にとつて見れば、日本側に於てその大學に對する需要は供給數に對して平均四倍弱、専門學校に於いては平均六倍弱となつて居り、更に滿洲、北支、蒙疆等よりの需要が之に加はる譯であ

るからその需給關係の現状は充分に察知される。

斯くの如き技術者及び基幹職工の不足に對處する方策としては、此等の者を養成して其の供給量を増大しその需要に應ずることが最上のものであり、各方面に充分な満足を與へるには之を措いて他に良策のないことは言ふ迄もない。曩に政府は「鑛工技術員補給要綱」を立案し、本要綱に基いて國內鑛工技術員養成機關を整備擴充し、以て職場に即應した訓育を施し、本邦鑛工業開發の基本要素である技術員の中核とすると共に、友邦日本より導入せる技術員を之に配したるが如きは、之に對處するが爲にとつた應急の策に外ならない。一方政府は技術員關係諸法令の整備を急ぐと共に、技術員補給調整對策に完璧を期する目的を以て、その代行機關として社團法人滿洲鑛工技術員協會を設立し、目下技術員補給に關する業務を総合的に處理せしめつつある。

### 第二項 高級技術員の補給

高級技術員とは國民高等學校卒業程度又は日本國の中等學校卒業程度の者に對し既設又は新設の學校又は養成機關に於て二年以上の技術的訓育を施されたる者を總稱するのであつて、我國の新京及び奉天の國立大學工鑛技術院、國立哈爾濱工業大學、或は日本國の鑛工技術に關する大學、專門學校の卒業生は之に該當する。

#### 一、日本技術動員計畫に基く對滿割當

「鑛工技術員補給要綱」に依れば技術員の補給は原則として自家養成主義を建前とするが、刻下の實狀は高級技術員に關する限り特に自家養成方策を以てしては到底期し難い實情に置かれてゐるのに鑑みて、既存の各大學を整備擴充

し可及的多數の技術者養成を爲さしむると共に、差當り不足の分に付ては日本國技術動員計畫に即應して學校卒業生使用制限令に基く專門學校以上の卒業生の割當を受け、其の對滿割當員數の日本よりの募集採用を實施しつつある。右に付昨年度(康徳五年度)の我國の對日申請數は五、九二〇名に對し、日本より一、六一六名(實業學校を含めて)の割當を受けたが、實際の採用員數は一、二三七名であつた。その採用實績内譯は左の如くである。

大 學	一一四名
專 門 學 校	二〇二名
實 業 學 校	九一名

#### 二、給費生制度の設定

康徳五年九月十二日産業部令第四〇號「鑛工學專修生給費規程」を制定し工鑛學を專修する日本各大學、專門學校及甲種實業學校に對し給費生を設定し、優秀な技術員の移入を期してゐる。

尙日本國各大學、專門學校及實業學校に對する給費生設定數は左の如くである。

康徳五年度	大 學	一四〇名
	專門學校	一〇六名
	計	二四六名
康徳六年度	大 學	一八名
	專門學校	二〇名

實業學校 八一名  
計 一九名

本給費生制度の特色は、日本技術動員計畫に依り技術員の量的な確保は爲し得られるが、必ずしも質的に優秀な技術員の確保は期し難いのであつて、本制度の有効な活用と相俟つて初めて量質共に技術員の確保に完璧を期し得られる點にあるのである。

三、立命館日滿高等工科學校の設立

康徳六年四月には日本京都市に財團法人立命館と協力して立命館日滿高等工科學校を設立し、日本中等學校卒業程度の者に對して二箇年の實際教育を施さしめつつある。

收容人員 一科五〇名、五科計二五〇名(内半数滿洲國委託生)

修業年限 二ケ年

修業學科 航空發動機科、自動車工學科、採鑛冶金科、電氣工學科、機械工學科、應用化學科

第三項 普通技術員の補給

普通技術員とは國民高等學校卒業程度又は日本中等學校卒業程度の者に對し原則として各工場、事業場に附屬する自家養成機關に於て、半年乃至一年の技術的實際訓育を施されたる者を稱し、概して其の教育程度は日本國の二部制の工業學校に相當するものであり、従つて日本國甲種工業學校も右に該當することは言ふ迄もない。

一、自家養成機關に對する助成

普通技術員は職場に即應した自家養成主義に則つて、各工場、事業場に對し其の附設の自家養成機關を新設又は擴充せしめた上之が養成を委託し、當該實習生を委託した養成機關に對しては「普通技術員及技術工養成補助金交付要領」に則つて養成補助金を交付し、以て之が助成をなしつつある。

尙康徳五年度普通技術員養成人員及補助金支給員數は左の如くである。

養成委託企業名	養成人員	補助金支給員數
株式會社本溪湖煤鐵公司	六〇	三〇
南滿洲鐵道株式會社撫順炭礦	三三五	一六三
滿洲炭礦株式會社	一四〇	七〇
株式會社昭和製鋼所	八〇	四〇
滿洲電業株式會社	三〇	一五
滿洲輕金屬製造株式會社	二五	一一
滿洲鑛業株式會社	四〇	二〇
滿洲機器株式會社	二〇	一〇
株式會社滿洲工廠	二〇	一〇
計	七四〇	三七〇

二、旅順工科大学附属臨時技術員養成所に對する養成委託  
 康徳四年三月には旅順工科大学に「附属臨時技術員養成所」を附設し、日本中等學校卒業程度の者百三十名を實習生として收容せしめた上、一箇年の委託養成を爲さしめ、以て各社の急需に應じつゝある。又本年度に於て更に四二名の増員を爲さしめ、合計一七二名まで收容能力を擴張した。

尙康徳五年度旅順工科大学附属臨時技術員養成所に對する企業別委託生數は左の如くである。

企業名	機	械	電	氣	應用化學	鑛	山	計
滿洲炭礦		三						
滿洲油化		一						
滿洲電業		一						
滿洲輕金屬		三						
滿洲探金		五						
昭和製鋼		五						
本溪湖煤鐵		一						
滿洲鑛業開發		五						
哈爾濱洋灰		二						
計		二一		一四	一五	一八	四	二〇

滿蒙毛織		一						
奉天造兵		一						
滿洲鑛山		三						
計		三〇		二五	二六	四九		三〇

尙康徳六年度旅順工科大学に對する企業別技術員委託生數は左の如くである。

會社名	機	械	電	氣	應用化學	鑛	山	計
探金會社		六		三			〇	一九
滿洲鑛業開發		三		一			五	〇
熱河鑛山		一		四			八	一三
本溪湖煤鐵		二		三			三	八
滿洲製糖		二		二			一	五
合成燃料		六		一			一	八
滿洲鑛業		四		一			三	八
滿洲電業		一		八				七
計		二六		二〇	一〇	四	一六	八七



滿洲	四	四〇	八〇	二七	一七四
計	二五	四〇	八〇	二七	一七四

三、日本技術動員計畫に基づく對滿割當

日本の鑛工技術に關する實業學校よりの導入に就ては、日本技術動員計畫に即應して本年度に於ては甲種工業學校卒業生一、二五六名の割當を受けたのは既述の如くである。

四、給費生制度の設定

給費生制度の確立に依つて國內高級技術員の質的向上を圖りつゝあることは既述の如くであるが、本趣旨を更に普通技術員にまで延長せしめる目的を以て、康德六年五月五日部令「鑛工學專修生給費規程」の改正を爲し、大學、專門學校の外に實業學校の一項を加へ、本年度に於ては日本國甲種工業學校在學生八十一名に對し給費生の設定を爲した。

五、滿洲鑛工技術員協會の養成機關の經營

社團法人滿洲鑛工技術員協會をして奉天技術員養成所(假稱)及安東技術員養成所を經營せしめ、日、滿、鮮、蒙、露人の國民高等學校卒業程度又は日本中等學校卒業程度の者に對し、一ケ年の速成養成を施さしめつゝある。

尙奉天養成所は目下建設中で本年十二月頃開所の豫定である。

(1) 奉天技術員養成所(假稱)

修業學科 機械科、電氣科、應用化學科、採鑛科  
 修業年限 一ケ年

收容人員 三〇〇名(日人)

(2) 安東技術員養成所

設立年月 康德六年七月  
 修業學科 機械科、電氣科、採鑛科  
 修業年限 一ケ年

收容人員 二〇〇名(但し初年度日人五名、滿人三五名、鮮人三一名、計七一名)

六、傳習生の對日派遣

日本著名工業學校に對して工科國民高等學校在學生を派遣留學せしめ、國內普通技術員の素質の向上を期しつゝある。留日派遣學生數 二〇名

七、各企業者に對する養成委託

鞍山、阜新其他に於ける企業者をして日本中等學校卒業程度の者に對し各一ケ年の教習委託を爲さしめつゝある。

收容人員	鞍山養成所	三〇名
	阜新同	三〇名
	其他	四〇名
計		一〇〇名

第四項 特殊技術工の補給

特殊技術工とは國民優級學校卒業程度又は日本高等小學校卒業程度の者に對し各工場、事業場に於ける自家養成機關に於て二ヶ年以上の技術的實際訓育を施した者を言ふ。

一、自家養成機關に對する助成

特殊技術工は普通技術員と同様に自家養成主義に則つて、各工場、事業場に對し其の附設の自家養成機關を新設又は擴充せしめた上、之が養成を委託し當該實習生を委託した養成機關に對しては「普通技術員及技術工養成補助金交付要領」に則つて養成補助金を交付し、以て之が助成を爲しつゝある。

尙康德六年度會社附屬自家養成機關技術工養成員數左の如くである。

會社名	募集數	第一次採用者	第二次採用者	養成數	計
滿洲機器	一〇〇	一	一一一	一一一	一一一
滿洲炭礦	四〇	一	八〇	八〇	八〇
滿洲通信機	二〇	一	二六	二六	二六
滿洲工廠	一四四	七五	八五	一六〇	一六〇
滿洲飛行機	一、三三〇	三二〇	三五六	六六六	六六六

鞍山鋼材	二〇	一	二六	二六	二六
計	一、六四四	三八五	六九四	一、〇七九	一、〇七九

「備考」

第一次採用者とは康德五年十二月、第二次採用者とは康德六年二月の二回に亘り夫々日本全國に對し合同募集を爲したる結果の採用員數なり。從つて日人のみにして滿人其他は計上され居らず。

二、滿洲鑛工技術員協會及日滿技術工養成所の養成機關の經營

技術工の急需に對應し急速且大量に供給する爲、社團法人滿洲鑛工技術員協會をして奉天技術工養成所(假稱)を新設せしめ、又日本國財團法人日滿技術工養成所をして、秋田養成所の外、福岡縣直方市に九州鑛工技術員養成所を新設せしめた。

奉天 (六〇〇名) 秋田 (六〇名)  
 哈爾濱 (二〇〇名) 九州 (一〇〇名)

(1) 奉天技術工養成所(假稱)

設立年月 康德六年十二月の豫定  
 修業學科 機械科、電氣科、鑛山科、應用化學科  
 修業年限 二ヶ年  
 收容人員 六〇〇名(日人)

(2) 哈爾濱鑛工技術工養成所

設立年月 康徳六年八月  
修業學科 機械科、電氣科、鑛山科  
修業年限 二ケ年

收容人員 二〇〇名(白系露人)

(3) 秋田日滿技術工養成所

設立年月 康徳五年三月  
修業學科 機械  
修業年限 三ケ年

收容人員 六〇名(内日人五〇名、滿洲側一〇名)

(4) 九州鑛業技術員養成所

設立年月 康徳六年四月  
修業學科 鑛山  
修業年限 三ケ年

收容人員 一〇〇名(内日人八〇名、滿洲側二〇名)

三、傳習生の對日派遣

國內既存特殊技術工中優秀なるものをして日本の工場、事業場に遣し技術の練磨向上を爲さしめつゝある此の外一般技術工補給に關しては各工場、事業場に於て自家養成せしめてゐる。

第五項 既成技術者の補給

一、日本高級技術者の移入

日滿一體の本義に照し、本邦技術動員關係諸法令の整備を俟つて、日本政府に對し日本高級技術者が可及的多數對滿移駐を爲す如く日本側に於て特に考慮せらるる様要請を爲し、日滿間工場、事業場に於ける從業者に對する技術者の保有率の調整を期すべく目下準備中である。

二、日本平和産業關係技術者の移入

日本に於ける平和産業關係技術者であつて、失業乃至轉業希望者をして集團移住を爲さしめ、之に短期間の技術訓練を施し、以て國內下級技術者の補充を圖りつつある。

第六項 技術動員關係諸法令の整備

技術員補給に關する業務實施に必要な技術員關係法令であつて既に公布實施乃至制定豫定のもの左の如くである。

- 1 部令康徳五年勅令第三四〇號「學校卒業者の使用制限に關する件施行に關する件」
- 2 佈告康徳五年勅令第三四〇號「學校卒業者の使用制限に關する第一條の指定學校に關する件」
- 3 勅令「技能者登録令」

- 4 同院令及佈告
- 5 部令第四〇號「鑛工學專修生給費規程の改正」
- 6 勅令「技能者養成令」

右に就ては(1)及(2)(5)は既に公布實施せられたが(3)(4)及(6)は目下夫々關係官廳に於て審議立案中で近々公布の豫定である。

尙我國及日本國の鑛工業關係大學、專門學校、實業學校等の卒業者の配置の適正を期する目的を以て、(1)及(2)の所謂「學校卒業者使用制限令」をして早急に制定公布されるに至らしめた客觀的實情を左に略述する。

最近技術者及幹部職工の著しき不足が懸へられてゐることは屢次述べ來たつた點であるが、其の結果一面に於ては技術者及幹部職工の爭奪が行はれると共に、鑛工關係の大學、專門學校、實業學校等の卒業者の採用に付て激烈な競争を生じてゐるのである。殊に我國は建國後勿々の事として鑛工關係の養成機關整備され居らず、假令短期養成に依つて差當りの急は救ひ得ても到底之を以てしては所期の結果は得られないのであるから、全面的に日本よりの配給に依存せざるを得ない現状にある爲、益々國策に順應して技術者の配置を適正ならしめ得ないと云ふ實情を招來してゐるのである。従つて鑛工關係の大學、專門學校、實業學校等の卒業者の使用に就ては事業主の自由に委すことなく、國策上之を最も必要とする方面に配當する爲必要な措置を講じなければならぬ。而して此の方法としては各事業に於て使用すべき學校卒業者の人員を割當るのが最も適當であらうと考へられる。茲に於て康德五年十二月二十七日勅令第三四〇號を以て「學校卒業者使用制限令」が制定公布されるに至つた次第である。

### 第七項 滿洲鑛工技術員協會の設立

産業開發の爲めに技術員、技術工等技術者の緊要なるは今更言ふ迄もない。滿洲國は康德四年より所謂産業開發五箇年計畫を實行し、以て緊迫せる世界情勢に備へるところがあつた。然るに支那事變の勃發は日滿兩國をして所謂準戰時體制より戰時體制へ移行せしめ、日本産業の強行的擴充もさることながら、日滿一體の經濟的關係は滿洲國産業の飛躍的發展を要請せしむるに至つた。斯くて建設資材の問題と同時に人的資源即ち技術者獲得充足の問題は極めて緊要なるものとなつたのである。

此の間にあつて産業技術員調整委員會は滿洲鑛工業關係四十數社を以て組織せられ、滿洲國政府産業部の別働隊として其の指導、指揮の下に技術員補給調整對策の研究並に實行に當つたのである。然るに時局の進展と共に四圍の情勢は愈々逼迫し、技術者の問題は常に緊要なるのみならず頗る困難、且つ専門的な事業となつたのである。茲に於て凡ゆる困難を克服し、滿洲産業開發計畫の基本要素たる多數優秀なる日滿人技術員の獲得と其の公正なる配給とを目的とし、政府の之に對する諸方策に隨應し業者の全體的協力を最も効果的ならしむる爲、一應單なる委員會を發展的に解消せしめ、關係會社數十社を會員とし政府顯官、特殊會社幹部を役員とし、莫大なる政府補助金と多額の各社寄附金並に會費を以て、昨康德五年十二月十六日新京に社團法人滿洲鑛工技術員協會が國策代行機關として設立を見るに至つたのである。而して今春には斯界の權威關口八重吉博士を専任理事長に迎へ愈々諸計畫の本格的實行期に入つたのである。

滿洲鑛工技術員協會は定款(第二條)記載の左の諸事業を行ふことを以て目的とする。其の事業の現況を概説すれば

次の如くである。

- (1) 技術員養成機關の經營  
現在奉天、安東に普通技術員養成所を、哈爾濱、奉天に技術工養成所を經營しつゝある。
- (2) 協會直營以外の技術員養成機關に對する補助  
現在鞍山、阜新に普通技術員の養成委託を、立命館高等工科學校に高級技術員の養成委託を行ふ外、旅順工科學大學附屬臨時技術員養成所に補助金を支出しつゝある。
- (3) 技術員配給の斡旋  
現在鑛工技術に關する大學、專門學校及實業學校等所謂制限學生の配給斡旋を行ひつゝある外、日本内地に於ける中小學校卒業生より實習生の募集並に配給の斡旋を行ひつゝある。
- (4) 給費生及海外傳習生制度の設定  
現在鑛工技術に關する大學、專門學校及實業學校等の優秀學生に對し多數の給費生を設定する外、滿洲國人にして工科國民高等學校在學生中より優秀なる者を選び、日本内地の甲種工業學校へ傳習生(留學生)を派遣しつゝある。
- (5) 技術員招致の爲の宣傳(略)
- (6) 其の他本會の事業達成上必要なる一切の事業

## 第八節 工業調査の概況

建國以來我が滿洲に於ける工業が特に日本の經濟的支持と技術的協力とを得て、躍進的發展を遂げつつあることは

周知の事實である。此の飛躍の跡を明かにし將來の動向を認識し、而して尙國防上經濟上重要なる基礎資料を獲得整備する爲工業に關する諸般の調査を遂行することの極めて緊要なるは茲に敢へて多言を要しない。

### 一、沿革

建國當初滿洲に於ける工業調査は滿洲國政府が實業部に調査機關を設置して之に當らしめつゝあつた外に、尙關東廳、關東軍參謀部、滿鐵經濟調查會が有力なる調査機構を有し夫々必要なる調査を實施してゐた。以上四機關に於ける調査内容は其の範圍、地域的關係等に於て多少の差異はあつたが、大體に於て一致する點が甚だ多かつたのである。斯かる状態は幾何もなく該四機關に必然的に協力調査の機運を醸成せしめ、遂に大同二年(昭和八年)十二月右四調査機關は各自の必要なる調査事項を持寄り協議検討の結果、滿洲工業調査協定書を議定し協力調査を協約實施するに至つた。

爾來該協定に基き滿洲國實業部は滿洲國內を、關東廳は關東州内及滿鐵鐵道附屬地内に於ける工業の事情を調査し滿鐵之に協力して工業關係資料の整備に努めて來たのである。而して康徳四年十二月に至り滿鐵鐵道附屬地の行政權が日本政府より移譲せられると共に、滿洲國政府は資源調査法を施行するに及び、本調査の重要性に鑑み直ちに工業調査規則(産業部令第二十八號)を制定して本調査の完備遂行に遺憾なきを期した。斯くして今日滿洲に於ける工業調査は滿洲國內の調査に關しては滿洲國政府産業部、關東州内の調査に關しては關東局夫々擔當し、關東軍、滿鐵と緊密なる聯絡の下に夫々調査結果の綜合的利用に不備なきを期し調査を遂行しつゝあるのである。

### 二、現行調査概要

滿洲國內に於ける工業の調査は、定期的調査として現に行はれつつあるものは資源調査法に基く工場調査規則に據るのであるが、尙該調査の外に必要に應じ臨時的に書面調査又は實地調査を行ひつゝあることは謂ふ迄も無い。次に工場調査規則に依る工業調査の概要を略記して見よう。

1 調査の對象

國內に於ける五人以上の職工を使用する工場に付調査を行ふ。但し軍に屬する工場、官營工場は調査しない。

2 調査事項

調査は異動調査と年間実績調査との二つに分れて居る。異動調査は所定の様式に依り前年度一箇年間に於ける工場の異動、例へば工場の新設、廢止又は休止、或は移轉、工業主の變更、企業形態の變更等を爲せる工場に付て其の實狀を新京特別市長及各省省長が三月末日迄に調査完了し、産業部大臣に報告することになつて居る。

3 調査結果の整理

調査結果の整理集計は新京特別市及各省が産業部より指示せられたる様式に依り之を行ひ、十月末日迄に産業部に提出し、産業部は此の新京特別市及各省より提出せられたる資料を更に綜合集計を爲し、翌年三月迄に滿洲國工場統計を編纂刊行する。關東局は之と併行的に關東州工場統計を編纂刊行する。兩者が工業調査協定に依り様式、内容等一致せしめ、使用上至便を期して居ることは勿論である。

以上に依り滿洲に於ける工業調査の結果は翌々年の三月末日迄に整理集計せられ、滿洲國工場統計及關東州工場統計となつて現はれるのであるが、其の内容は可成詳細に亘つて居り、目下の處諸種の關係より一般には公表しないことになつてゐる。

## 第九章 電氣・瓦斯關係法制及行政

### 第一節 電氣事業關係

#### 第一項 電氣關係法令

現行電氣事業關係法規の主なるものは次の如くである。

暫行援用電氣事業取締條例（民國十六年國民政府公布）

家用電氣工作物に關する實業部訓令（大同二年十月九日實業部訓令第二五六號）

電氣事業關係係出竝に申請手續例（大同二年實業部令第一七七號）

大同二年本部訓令第一七七號に於ける申請書類提出先變更を通告するの件（康徳元年十二月十九日實業部訓令第四〇一號）

滿洲電業株式會社經營許可附款命令（康徳元年十一月三十日實業部指令第七六九號）

電氣事業營業狀況及工事狀態圖書の様式に關する件（康徳四年十一月二十二日産業部令第一九號）

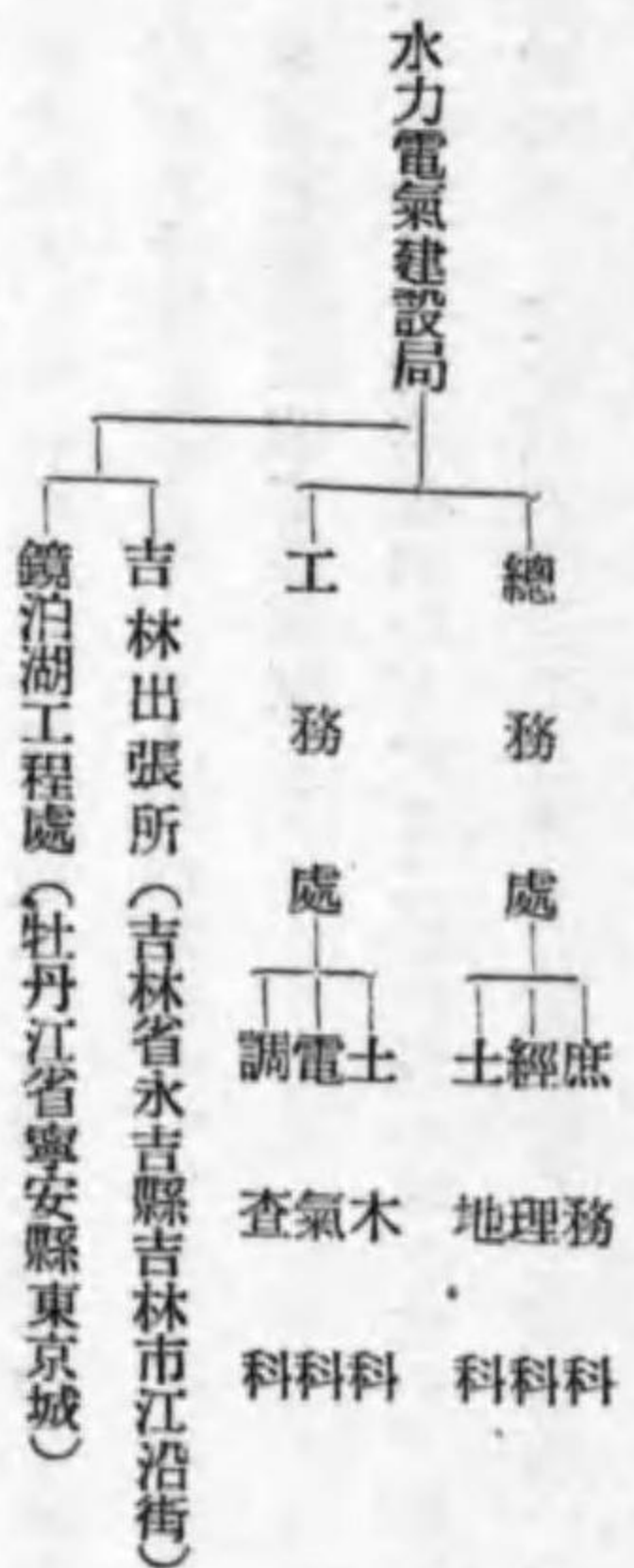
併し現行援用法並に其の附屬法規は完全なる指導監督の目的を達し難い點が頗る多いので、新に電氣事業法、同法施行令、同法施行規則、電氣工作物規程、家用電氣工作物施設規則及其他關係法令の制定を企圖し立案を完了制定公布手續中である。

### 第二項 電氣事業行政機關

電氣事業の監督官廳は産業部であり、その業務分掌司科は工務司電氣科である。當初監督官廳は實業部で、工商司電氣科が之を管掌してゐたが、康德四年七月の行政機構改革に依つて産業部鑛工司電氣科が之を掌ることゝなつた。行政區域的に云へば、この機構改革以前には興安各省の電氣事業は蒙政部大臣の監督するところであつたが、之も産業部大臣の監督に屬することゝなり、又康德四年十二月一日の滿鐵附屬地行政權の移譲により附屬地に於ける電氣事業の行政權は凡て産業部大臣に引繼がれたので、複雑を極めた電氣事業監督行政は茲に一元化するに至つた。その後産業部の分科規程改正（康德六年八月一日）により鑛工司は鑛山司と工務司に分れ、現在工務司電氣科が左の如き事項を分掌してゐるのである。

- (1) 發電及送電の計畫に關する事項
- (2) 電氣事業の監督に關する事項
- (3) 自家用電氣工作物の施設の監督に關する事項
- (4) 電氣團體に關する事項
- (5) 電氣工事人取締に關する事項
- (6) 電氣用品規格及試験に關する事項
- (7) 發電用原動機取締に關する事項
- (8) 瓦斯事業に關する事項

尙行政機關ではないが、本邦の水力發電事業は國家自ら之を實施すると云ふ一大方針に依り、産業部大臣の管理下に水力電氣建設局を置き、之をしてその建設事業に當らしめてゐる。その組織は次の如くである。



### 第三項 電氣事業の統制

由來電氣事業は各般産業の原動力であるのみでなく、國民生活上の必需品を供給する緊要の公共事業に屬するのであるから滿洲國政府は事業の適正なる運営及發展の爲着々全滿に於ける各電氣事業の統制を行つてゐる。

#### 一、事業の技術的統制

(1) 周波數の統制 産業部は技術統制の第一次工作として全滿電氣周波數統一を企圖し、日滿兩國關係官廳並に事業者の協力により、大同二年三月滿洲電氣協會内に滿洲電氣委員會を設立し、以來約八ヶ月間關係方面を審議検討の結果、供給用發送電に關しては標準周波數として五〇サイクルを採用することに決定し、爾後日滿關係官廳及事業者の協力に依り四ヶ年の星霜と四百五十餘萬圓の巨費を投じて現在五〇サイクル統一を完成した。但し撫

順及本溪湖の自家用施設に限り六〇サイクルである。

又鴨綠江水力電氣開發着手に際し朝鮮側との連絡送電に關聯して、其の發電施設の周波數を決定する必要を生じた爲、康徳四年七月周波數調査委員會を開き全滿電氣周波數の再審議を行ひ、其の結果滿洲側は五〇サイクル統一を保持し、鴨綠江水力電氣も滿洲側供給の分は五〇サイクルと爲すことに方針を決定した。(朝鮮側供給分は六〇サイクルである)。

(2) 標準電壓の決定 上述の電氣周波數統一に成功せる産業部は、電力統制普及上之と密接なる關係を有する電壓、即ち送配電線路及其他機器電壓の種類區々たる現狀を整理し、規格統制の爲第二次工作を企圖し、康徳三年四月滿洲電氣委員會に對し、其の標準電壓決定方に付諮問を發し、同委員會は滿洲の實狀を考察し慎重審議の結果、同年十月適切な標準電壓を決定、答申あり、依て將來の施設は能ふ限り該標準により規準化せしむる方針を定め、これに従つて日を追ふて改善に向ひつゝある。右による標準公稱電壓は最高二十萬ボルト、最低一〇〇ボルトで、又七千ボルト市内配電をも實施してゐる。

## 二、事業の經營に關する統制

本邦に於ける斯業統制の方針は二重投資の弊を改め、弱小事業の救済をなし、經營の合理化を目的とし、既存群小の會社は凡て之を滿洲電業に合併し、滿電をして國內唯一の支配的地位を持たしめ、以て國策に順應して豊富低廉なる電氣を供給せしむるにある。依て自家用發電設備も、餘剩熱力等を利用し得るもの又は既設電力の經濟的利用不可能なる僻陬の地の事業のみに限り之を許容することとし、原則としては認めない方針をとつてゐる。

右の統制方針に則り沿革の節に略述せるが如く、建國以來滿日兩國當局は和衷協同全滿事業の合同工作案の審議を重ね、大同二年六月以來滿洲電業又は其の傍系會社に合併、若くは讓渡せるもの康徳四年末現在を以て約五〇を算し、残るは撫順(滿鐵)、本溪湖を除き送電線圈外の小事業若干を擧げ得るのみとなつてゐる。

## (三) 電氣料金の統制

從來電氣料金の算定は日滿側を通じ各電氣事業者の各供給地域に於ける個別的原價計算を基礎とした結果、原價の相異なる各供給區域に於ては自ら料金は區々として異り、全國に亘り均齊統一された電氣料金は到底實現を望むことが出来なかつた。即ち南滿と北滿、鐵道沿線と奥地とに依つて其の料金は雲泥の差を生じ、従つて其の生活及生産條件に著しき差異を生ぜしめ、延ひては滿洲の産業開發に著しい障害を與へる結果となる。故に政府は電氣料金政策に對し根本的改正を斷行し、各區域別の原價計算を放棄して改めて電氣事業者の綜合原價主義に依ることとし、以て全滿に亘る一般電燈電力料金の均齊統一化を可及的短期間に實現すべく康徳四年一月より之が實行に着手してゐる。

又産業開發上最も重要な地位を占める特殊大口電力に對しては産業五箇年計畫と照應しつつ、當該産業の事情と需要電力の性質を考慮し、一般料金とは反對に各種産業の種類に依つて相異なる料金即ち産業別、業態別料金制度を適用することとし、豊富なる水力電氣の出現と相俟つて之が實施に入らんとしてゐる。

## 第四項 業 務 檢 査

低廉豊富且確實なる電氣の供給を達成する爲には、事業内容の公明且健實を期するを要するが故に隨時各事業に就



き業務検査を行ひ改善を計つてゐる。

### 第五項 發送電計畫（五箇年計畫）

滿洲國に於ては、その經濟力の自然的生長發展と、併せて康徳四年初頭以降各種産業特に國防資源の開発と生産力擴充を目的とする産業開發五ヶ年計畫の進行に伴ひ、一般電力及特殊工業用電力の需要は激増の一路を辿りつゝある。之に對應して電氣事業に於ても康徳四年以來この五ヶ年計畫の基礎的一部門として發送電五ヶ年計畫を樹てこれに著手した。然るに支那事變の勃發と國際情勢の緊迫化は産業開發計畫の一段の積極化と迅速化を要請するに至り、茲に修正五ヶ年計畫の編成をなしたのであるが、電力計畫に於ても亦之に對應して康徳五年十月その計畫を擴張した。

政府の電力政策の基調は水主火従でこの發送電五ヶ年計畫もこの方針の下に立案實行せられてゐる。この計畫によれば現在の火力發電（六十萬キロワット）に加へて、新に大なる水力資源の活用、開發を計畫し、（別項水力發電計畫參照）更に阜新・撫順其他の炭礦地に於ける粗惡炭の經濟的處理による大火力發電所の建設等と、もに水火力併せて康徳八年末までに約二百六十萬キロワットの發電設備を施設し、之と南滿、北滿及東滿地方需要地との間を超高壓送電網によつて連繫せしめんとする計畫である。

而して此の計畫に盛られたる國內水力發電事業に關しては國家自ら之が建設に當ることとし、康徳四年度早くも水力電氣建設局を設けて第二松花江水系四十八萬キロワットの開發に當らしめ、康徳四年十二月には鏡泊湖水力建設處を設立し鏡泊湖四萬キロワットの開發に着手したのである。又康徳四年九月滿洲鴨綠江水力發電會社及朝鮮鴨綠江水

力發電會社が相呼應して設立され、國際河川たる鴨綠江本流六十四萬キロワットと世界稀なる水力發電の開發に着手した。此の外滿洲電業會社に於ても阜新火力發電所五萬キロワット、十四萬ヴォルト阜營送電線其他の大小施設の建設を一齊に開始し、晝夜兼行するも猶足らざる状態であつて電氣部門の活躍は寔に壯觀を呈してゐる。

### 第六項 水力發電計畫

滿洲に於ては元來石炭資源が豊富であつた爲、今日までの發電設備は悉く火力發電に依存してゐたのである。然も滿洲の河川は概ね長大ではあるが、その地勢平坦にして且つ降水量は一定期間に限られ、蒸發量大にして比較的水量豊富でなく、且冬期結氷期が永く一見水力發電とは縁が遠い様に考へられ、加ふるに水力地點は交通不便の地に位して匪賊襲來の危險があつた等の理由により遂に最近まで放置し、その調査すら不充分であつた。然し乍ら近時全滿電力の需要は躍進的に増加し、將來益々その度を増す事は明白であつて、之を悉く汽力又は内燃力發電に依ることは燃料國策上考慮を要するので、滿洲國政府は永遠不滅の水力資源を開發して、低廉豊富なる電力を供するの必要を認め、康徳元年實業部臨時産業調査局をして之が調査に着手せしめ、第二松花江系統、太子河系統、渾江系統及牡丹江系統に於ける實地調査を完了し引續き嫩江、鴨綠江、圖們江、遼河等國內諸河川の調査を行ひ、豫想外に多大の水力を包蔵することを發見したのである。

これ等調査による結果は、現在水力發電地點として豫想されるもの約五十、最大發電量六百餘萬キロ、平均出力三百二十五萬キロに達する。これ等の外尙避遠にして當分開發の必要なため全然調査を行はなかつた地方に尙水力地點が多數あり、これ等を併せ見るときその水力資源は決して貧弱ではないことを知り得る。

今河川別に包蔵水力を見れば次の通りである。

番 號	河 川 名	地 點	平 均 出 力 (1,000 KW)	設 備 容 量 (1,000 KW)	貯 水 池 面 積 (平方町)
二	第二松花江	大豐滿	200.00	200.00	—
四九	紅石河	紅石河	100.00	100.00	—
五〇	蒙子	蒙子	100.00	100.00	—
五一	于牛	于牛	100.00	100.00	—
五二	安園	安園	100.00	100.00	—
五三	羊園	羊園	100.00	100.00	—
計			700.00	700.00	—
六	鴨綠江	沙尖	140.00	140.00	—
七	桓仁	桓仁	100.00	100.00	—
四八	厚昌	厚昌	100.00	100.00	—
八	帽兒	帽兒	100.00	100.00	—
九	慈浦	慈浦	100.00	100.00	—
一〇	滿城	滿城	100.00	100.00	—
計			700.00	700.00	—

番 號	河 川 名	地 點	平 均 出 力 (1,000 KW)	設 備 容 量 (1,000 KW)	貯 水 池 面 積 (平方町)
二	計	滑水	100.00	100.00	—
一三		義州	100.00	100.00	—
一四	鏡泊湖	鏡泊湖	100.00	100.00	—
一五	河南	河南	100.00	100.00	—
一六	鐵亮	鐵亮	100.00	100.00	—
一七	二道	二道	100.00	100.00	—
一八	二道	二道	100.00	100.00	—
一九	泥汁	泥汁	100.00	100.00	—
二〇	計	哈溝	100.00	100.00	—
二一		哈溝	100.00	100.00	—
二二	樂外	樂外	100.00	100.00	—
二三	老虎溝	老虎溝	100.00	100.00	—
二四	郭家屯	郭家屯	100.00	100.00	—
二五	官家	官家	100.00	100.00	—
二六	樂平	樂平	100.00	100.00	—
計			700.00	700.00	—



對應して、發電事業に於ても五ヶ年計畫を樹て、現在の火力發電に加へて大いに水力資源の活用、開發を計畫し、粗悪炭利用等による火力發電と併せて康徳八年末二百六十萬キロを實現せんと計畫してゐるのである。

こゝに特筆すべきは之等水力資源の開發に當り滿洲國は國營主義をとつてゐる事である。蓋し水力發電の國營は滿洲國に於ては、水力發電事業を河川の綜合的利用開發にありとし、常に電力のみならず、治水、灌漑、開墾、水運、漁業、災害防止等農民その他の休戚に關する點を重視するを建前とするからである。獨り鴨綠江のみは國際河川たる關係上、滿洲國側は特殊會社制をとり朝鮮の會社と共同一體として開發に當ることになつてゐるが、これとても國營主義に準據して發電統制の方針を確保してゐる。

一、松花江水力發電計畫

康徳三年十二月二十八日勅令第二一〇號「水力發電建設局官制」が公布（康徳四年六月勅令第一五七號改正、康徳五年五月勅令第一〇八號改正）され産業部大臣の管理に屬する水力電氣建設局の設置（康徳四年七月以前は國務總理大臣の管理に屬す）を見、全滿に於ける水力電氣の開發に當つてゐる。

第一次開發計畫として現在施工中のものは吉林市の上流約二四軒の大豐滿、小豐滿の地點に大要次の如き發電所を建設せんとする計畫で、現在水力電氣建設局吉林出張所（康徳六年一月十八日産業部令第二號により設置）が直接工事施行に關する事務を分掌してゐる。

- (1) 平均出力 三〇萬キロワット
- (2) 最大出力 四八萬キロワット

- (3) 堰堤（混凝土重力堰堤） 高さ八〇米 長さ一、一〇〇米
- (4) 貯水容量 一一〇億立方米
- (5) 堰水面積 五〇〇平方杆（五萬町歩）
- (6) 平均有效落差 六六米
- (7) 平均每秒 四五〇噸
- (8) 事業費 約 一〇、〇〇〇萬圓

現在既に堰堤右岸下流假締切内部の岩盤掘鑿及基礎混凝土施行を終り左岸締切に着手、發電所も掘鑿を終り今冬より建築に着手した。

本工事は高さに於ては世界に於ける混凝土重力堰堤中先づ中位であるが、貯水容量に於ては世界第三位に記録さるべきものである。此處に發生せる電力は超特高送電線に依つて奉天方面、吉林方面、新京、哈爾濱方面に送電される豫定である。

二、鏡泊湖水力發電計畫

康徳四年十二月一日産業部令第二一號「鏡泊湖水力電氣建設處設置の件」が公布され、之に基いて設置された鏡泊湖水力電氣建設處（牡丹江省寧安縣東京城）に依り工事が開始されたが、現在は水力電氣建設局長の命を承け鏡泊湖工程處（康徳六年一月十八日産業部令第一號により設置）が直接施設工事の施行に關する事務を分掌してゐる。計畫大要は次の如くである。

- (1) 平均出力 二萬三千キロワット
- (2) 最大出力 三萬六千キロワット
- (3) 洗堰床固工 高さ三米五〇 延長 一、八五〇米
- (4) 隧道 直徑五米四〇 延長 三、〇〇〇米
- (5) 有效貯水量 六億六千五百萬立方米
- (6) 有效落差 五一米
- (7) 平均毎秒 五五立方米
- (8) 事業費 約 一、四〇〇萬圓

三、鴨綠江水力發電計畫

康徳四年八月十八日勅令第二五〇號を以て「滿洲鴨綠江水力發電株式會社法」が公布（康徳五年七月二十一日勅令第一六八號改正）され、同年九月七日特殊法人たる滿洲鴨綠江水力發電株式會社の設立完了し、朝鮮鴨綠江水力發電株式會社と共同して鴨綠江及圖們江各本流の水力を利用する發電事業の開發並に經營に當ることゝなつた。朝鮮鴨綠江水電會社と滿洲鴨綠江水電會社とは役員の共通（社長野口遵）、發電事業の共同經營、計算の共同など全く同心異體とも云ふものであり、我政府の出資は朝鮮並に滿洲の各會社に二千五百萬圓宛、合計五千萬圓で前述の如く國營主義に準じて開發に當らせつゝあるものである。

此の會社は鴨綠江本流に於て合計一五〇萬キロワットの開發を行ふ豫定であるが、先づ第一次開發地點として朝鮮

平安北道朔州郡九曲面水豐洞（滿洲側安東省寬甸縣砬子溝附近）を選定し堰堤を築造中である。

第一次開發計畫の概要は次の如くである。

- (1) 平均出力 四〇萬キロワット
- (2) 最大出力 七〇萬キロワット
- (3) 最大使用水量 毎秒九九〇立方米
- (4) 平均有效落差 七七米四
- (5) 堰堤（混凝土重力堰堤） 高さ一〇五米八九 長さ八五〇米
- (6) 池表面積 二七四平方米
- (7) 有效容量 七二億立方米
- (8) 工事費 約 一四、〇〇〇萬圓

康徳五年六月末現在滿洲側及朝鮮側各河幅三分の一宛施工中の假締切工事は鮮滿兩側共混凝土施行が終了し、又本堰堤工事は鮮滿兩側共コンクリート施工中であり、發電所基礎工事に其の他附帯工事も亦着々進行中である。

此處に發生せる電力は滿鮮半分宛分配し、滿洲側には五〇サイクルにて三二萬キロワットを撫順、鞍山、奉天、本溪湖、安東、營口及大連等の工業地帯に送電され、我國産業開發五ヶ年計畫の基礎因子となるものである。康徳七年末には一部約九萬キロワットの完成を見る筈である。

## 第二節 瓦斯事業關係

### 第一項 瓦斯事業關係法令

現行瓦斯事業關係法令は次の如きものである。

瓦斯事業法 (康徳四年十二月六日勅令第四三號)

瓦斯事業法施行規則 (康徳四年十二月六日 産業部令第二六號)

瓦斯事業法主任技術者銓衡委員規程 (康徳五年五月一日)

瓦斯事業主任技術者銓衡内規 (康徳五年五月一日)

瓦斯の成分試験並に壓力及熱量の測定の方法装置型式の件 (康徳四年十二月六日 産業部佈告第二號)

### 第二項 行 政 機 關

康徳六年八月一日改正の産業部分科規程に於ては瓦斯事業に關する事項は工務司電氣科に於て之を掌ることになつてゐるが、瓦斯事業の性質上新設の化學工業科に於て之を掌ることに變更した。

## 第十章 工業所有權

### 第一節 本邦工業所有權制度の沿革

#### 第一項 概 說

我が滿洲帝國は建國後夙に工業所有權制度の確立に意を用ひ、大同二年九月十三日官制公布と相俟つて商標局を創設して總務科、註冊科、審査科、評定科を置き出願、審査、登録、評定の事務を分掌せしめ商標の確保を圖り、康徳元年九月八日には更に調査科を増設して専ら工業所有權に關する將來の發展の爲法令の立案、其の他に關する渉外事項を管掌せしめた。

次いで康徳三年四月九日には特許發明局官制を公布し、商標局を改組擴充して名稱を特許發明局と改め、商標權のみならず特許權、意匠權の設定保護に當らしめ、次いで工業所有權に關する日滿間の協定をも締結し、今や我國工業所有權保護の制度は全く完備するに至つたのである。

#### 第二項 治外法權の撤廢と工業所有權

康徳三年六月十日調印の「滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に關する條約」は同年七月一日より實

施せられ、其の實施と同時に此の條約の細目に關する日本全權大使、滿洲國外交部大臣間の協定が公布せられた。

本條約は法權の一部撤廢乃至附屬地行政權の調整と謂ふが如き極めて複雑なる事態を處理するものであつて、本條約の實施に依り、既に制定施行せられたる我國の商標法、特許發明法、意匠法及其の他の附屬法令は一律に日本人に對しても適用せられることになり、其の結果は明治四十一年勅令第二〇一號「帝國が治外法權を行使することを得る外國に於ける特許權、意匠權、實用新案權及著作權の保護に關する件」の效力は其の限度に於て撤廢せられたることとなつた。即ち日本帝國に於て設定せられたる特許權、實用新案權、意匠權及商標權の效力は最早滿洲國に於ける日本人に對して及ばざることとなり、従つて康德三年七月一日以後に於ては何人と雖も本邦内に於て日本其の他に於て特許せられたる發明と同一發明を實施することを得ることとなつたわけであるが、斯くては從來滿洲國に對して特許權及其の他の權利に基き製品の輸出を爲しつゝあつた日本の企業者其の他の權利者は之が爲に不測の損害を蒙ることなるので、後述の如く特許發明法及意匠法に於ては特許權、實用新案權及意匠權を有する者に關して特別の規定を設け一定條件に従ひ康德四年六月十四日迄に本邦に出願するときは其の儘特許又は登録を受くることを得ることとしたのである。

### 第三項 日滿間工業所有權相互保護に關する協定

本協定は日滿間の特殊關係に基く日滿兩國民に對する工業所有權上の互惠的條約であつて、康德三年六月二十九日調印せられ、同年七月一日より效力を生じたものである。

本協定の締結に依り日滿不可分一體の關係は工業所有權上にも確立せられたのである。即ち本協定に依れば日滿何れかの一方の臣民が他方に法定の手續を履行して特許出願其の他の出願を爲すときは内國臣民と同一の保護を受くることを得ることとなつたのであつて、又發明特許、實用新案及意匠に付ては十二箇月間、商標に付ては六箇月間所謂優先權の享有を認め、日滿何れかの一方に出願したる時より右所定の期間内に他方に出願するときは出願の順位又は發明の新規性の問題等は總べて當初の出願時を標準として之を定むることとなつてゐるのである。亦兩國間に於ては國の所有する發明、實用新案及意匠に付出願又は登録を爲す場合には相互に手数料、特許料又は登録料を徴せざることとなつてゐるのである。

## 第二節 法 令

### 第一項 概 說

我國に於ける現行工業所有權法規は左表の如く勅令二十二件、部令九件より成るものであつて其の内容、形態に於て日本工業所有權法規を母法として立案せられたものであるが、我國の特殊事情をも參酌考慮し、又各國立法の粹を採りて特異なる規定を設けたる點も尠くないのである。而して法規の形態區分に關し日本では特許、實用新案、意匠及商標の四法に分つてゐるが、我國に於ては實用新案は之を特許又は意匠に包含せしめ特許發明、意匠及商標の三法と爲してゐるのである。

第二篇 産業法制及行政の概要

名	稱	公布年月日	勅部令	施行年月日
特許發明法		康徳三年四月九日	勅 令第三十五號	康徳三年六月十五日施行
特許發明法施行期日に關する件		康徳三年五月十五日	勅 令第六十五號	同
軍事上秘密を要する發明に關する件		康徳三年四月九日	勅 令第三十七號	同
特許收用法		同	勅 令第三十六號	同
特許發明法施行規則		同	實業部令第六號	同
特許登錄令		同	勅 令第三十八號	同
特許登錄令施行規則		同	實業部令第七號	同
意匠法		同	勅 令第四十號	同
意匠法施行期日に關する件		康徳三年五月十五日	勅 令第六十六號	同
軍事上秘密を要する意匠に關する件		康徳三年四月九日	勅 令第四十二號	同
意匠の收用に關する件		同	勅 令第四十一號	同
意匠法施行規則		同	實業部令第八號	同
意匠の登錄に關する件		同	勅 令第四十三號	同
意匠の登錄に關する件		同	實業部令第九號	同
特許登錄税法		同	勅 令第三十九號	同
意匠登錄税法		同	勅 令第四十四號	同
特許及意匠に關する各種の手續料の件		同	勅 令第四十九號	同

六四六

特許及意匠に關する各種の手續料の件		康徳三年四月九日	實業部令第十號	康徳三年六月十五日施行
商標法		大同二年九月二十一日	敕 令第七十七號	大同二年十一月二十日施行
大同元年三月一日以後の法令の規定中改正の件		同	勅 令第十一號	康徳元年三月一日施行
商標法中改正の件		康徳三年七月一日	勅 令第一百三十三號	康徳三年七月一日施行
商標法施行細則		大同二年九月二十一日	實業部令第六號	大同二年十一月二十日施行
商標登録令		大同二年十一月二十日	實業部令第九號	同
商標登録令施行細則		同	實業部令第十號	同
辨理士法		康徳五年一月十三日	勅 令第一號	康徳五年一月十三日施行
辨理士登録規則		同	部 令第三號	同
辨理士考試令		康徳五年二月十七日	勅 令第十六號	康徳五年二月十七日施行
關 係 法 令				
特許發明局官制		康徳三年四月九日	勅 令第四十五號	康徳三年六月一日施行
高等官官等俸給令中改正の件		同	勅 令第四十六號	同
委任官官等俸給令中改正の件		同	勅 令第四十七號	同
特許收用審査委員會官制		同	勅 令第四十八號	康徳三年六月十五日施行
特許發明局公報發行規程		同	實業部令第十一號	同

第二項 特許發明法

第十章 工業所有權

六四七



特許發明法は産業的發明を保護する爲の法規であつて、産業上利用し得べき發明を爲したる者は其の發明に付て特許を請求する事を得る旨を規定してゐる。而して特許權の賦與は社會一般に多大の影響を與へるものであるから之に對し幾多の制限を加へ、軍事上若は公益上必要あるときは政府に於て公用徵收を爲し得ることとし、(特許收用令参照)其の弊害を除去するに努めてゐる。尙特許發明法は新しき試みとして其の編制を實體規定、手續規定及罰則の三編と爲してゐる。又我が特許發明法に於ては資力乏しき者に對して特許又は登録料の減免猶豫を爲すこととし、發明者の保護に於て欠くることなき様努めてゐる。次に特許發明法の特色及其の母法たる日本特許法との相異點を略述する。

(1) 特許の目的物及特許請求權者

特許發明法第一條は「物又は方法に付産業上利用し得べき發明を爲したる者は其の發明に付特許を請求することを「得」る旨を規定し、特許せらるべき發明は物又は方法に限らるゝと共に必ずしも工業的發明たるを要せず産業上利用し得べき發明たるを以て足ることとし、所謂植物特許の如きものも可及的範圍に於て之を認めんことを企圖してゐる。

(2) 追加特許及牽連發明を認めず

日本特許法に於ける追加特許及牽連發明の制度は日本に於ても其の實益は疑問視されてゐるに鑑み本法に於ては之を認めてゐない。

(3) 先願主義の採用

本法に於ては先願主義を採用した。即ち同一發明に付ては最先の出願者に限り特許する。但し同日各別の出願者あ

るときは出願者に於て協議を行はしめ、若し協議調はざるときは共に特許せざることとなつてゐる。

(4) 出願の變更

意匠より特許への出願變更を認め出願人の便宜を計つてゐる。

(5) 特許權の收用

軍事上秘密を要し又は軍事上若は公益上必要あるときは特許權を收用し得ることとし、且其の收用に當つては手續の慎重を期する爲總て産業部大臣を委員長とする特許收用審査委員會の議を経るを要することとなつてゐる。

(6) 外國人の權利能力

外國人の權利能力に關しては平等主義を採り門戸開放、四海平等の原則を明かにしてゐる。併しながら我國國民の發明に對し保護を與へず又は保護を與ふるも權利享有に對し制限を與ふるが如き外國の國民に對しては勅令を以て別段の定めを爲し權利能力を剝奪し又は制限することゝしてゐる。

(7) 優先出願權

外國に出願を爲したる發明に付特許請求權者が其の外國に於ける出願の時より一年以内に特許を出願したるときは、其の出願は外國に爲したる最初の出願の時に於て之を爲したるものと看做すこととなつてゐる。

(8) 特許權の内容

特許發明法第二十六條は特許權者は物の特許發明に在りては其の物を製作し及之を使用、販賣又は擴布するの權利を專有する旨を規定し、物の發明に在りては製作權が其の本質であつて使用販賣又は擴布するの權利は其の屬性的

権利、換言すれば禁止権の範囲に属するものなることを明かにしてゐる。而して方法の特許發明に在りては其の方法を使用することが特許権の本質であることは勿論である。この結果は特許發明の實施權の性質に付ても重大なる影響を及ぼすのであつて、即ち實施權の内容は常に物の發明に在りては其の物の製作權、方法の發明に在りては其の方法の使用權を伴ひ、單獨に使用、販賣又は擴布のみの實施なるものは認められないこととなつてゐるのである。

(9) 特許権の制限付移轉の禁止

所謂制限付特許権の性質に付ては日本特許法上種々疑義があり、訴訟上將又學說上常に紛争を生じ易いから本法に於ては特許権の移轉には制限を附することを得ざることをしてゐる。

(10) 登録の性質

日本特許法は登録を以て權利移轉其他の對抗要件としてゐるが、本法に於ては總て登録を以て效力發生要件としてゐる。但し法定實施權に付ては設定登録を爲すの要なきは勿論であるが、其の移轉又は處分の制限の登録に當つては先づ保存登録を爲した後移轉又は處分の制限の登録を爲すを要するのである。

(11) 發明者表示權の確立

特許發明法は所謂發明者主義を採り、發明者の利益と名譽の保護を立法の基礎とせるが故に發明者が何人であるか即ち發明者表示の問題は特許法上重要なことである。

此の故に本法に於ては必ず眞正の發明者を表示することを要することとし、發明者を假裝して特許を得た者あるときは當該特許を無効と爲すことを得ることとしてゐる。

(12) 特許範圍確定の評定の形式的效力

日本特許法上の權利の範圍確認の審判は箇々具體的對象物に對し當該特許權の效力が及ぶや否やの技術的範圍を確認するに過ぎない爲其の審判の結果を以て司法裁判を拘束することを得ない。此の不備の點に鑑み本法に於ては權利範圍確認の審判制度を採らず特許處分自體の範圍を確定する特許範圍確定の評定制度を設け、當該評定が確定した時は特許權は始めより其の確定せられたる範圍を有したるものと看做すこととし、確定評定の結果は司法裁判に對しても其の效力を及ぼすことを得ることとなつてゐる。

(13) 特許料

特許料に於ては

第一年乃至第三年	毎年十五圓
第四年乃至第六年	毎年二十圓
第七年乃至第九年	毎年二十五圓
第十年乃至第十二年	毎年三十圓
第十三年乃至第十五年	毎年四十五圓

とし、第一年乃至第三年は日本特許法の夫より五圓高くなつてゐるが、十五年の總計は四百五圓であつて日本の四百十五圓に比し輕減されてゐる許りでなく減免猶豫の規定を設け資力乏しき發明家の保護を圖つてゐる。

(14) 特許權存續期間の不延長

特許権の存続期間は總て十五年とし其の期間は延長しないことになつてゐる。

(15) 共同當事者の代表者

數人共同して特許に關する出願、請求其の他の手續を爲さんとする時又は特許権の共有者が手續を爲さんとする時は必ず代表者を選定せねばならない。従つて代表者を選定せずして爲されたる出願請求其の他の手續は不受理處分を受けることとなつてゐる。

(16) 出願公告制度の不採用

日本特許法に於ては出願に付拒絶の理由を發見せざる時は之を公告し所謂出願公衆審査に附する制度があるが、我國情に徴するときは斯かる制度は寧ろ其の煩雜さに比し實益尠き憾があるので此の公告制度は採用してゐない。

(17) 二審制採用

特許事件に關しては二審制を採用した。即ち特許發明に第一評定、抗告評定を設け第一評定に於ける評決又は審査の拒絶査定に對して不服ある者は抗告評定を請求することを得せしめ且抗告評定を以て最終審とした。尙本法に於ては再審制度は採用してゐない。

第三項 意匠法

意匠法は物品の型に關する考案を保護する法規であつて、登録せられる考案は物品の形狀、構造、組合せ、模様若くは色彩又は其の結合に係る有用なる型に付産業上利用し得べきものである。而して右に所謂「有用」とは實用的價値

及審美的價値を謂ひ、其の兩者を兼備するものも包含せられるのである。

従つて本法に於ては物品に關する形狀、構造又は組合せに係る型の點に於ては日本實用新案法に於ける登録の目的物と其の範圍を一にし、又物品に關する模様若くは色彩又は其の結合に係る點に於ては日本意匠法に於ける登録の目的物と其の範圍を一にしてゐるのである。

尙日本意匠法と相異なる點は

(1) 出願變更を認む

意匠出願より特許出願への變更を認めてゐる。

(2) 登録料

登録料は

第一年乃至第三年

毎年七圓

第四年乃至第七年

毎年十圓

第八年乃至第十年

毎年十五圓

とし登録料總計は百六圓であり日本實用新案登録料に比し六十圓低く、同意匠登録料に比し十二圓高くなつてゐる。

(3) 其の他の相異點

其の他の相異點は特許發明法の項に於て説明せる所と異なる所はないので其の説明は之を略する。

第四項 商標法

商標法は商標專用權を保護する爲に設けられた法規である。何人と雖も自己の生産、製造、加工、選擇、取扱又は販賣の營業に係る商品なることを表彰する爲商標を專用せんとする者は商標の登録を受くることを得るのであつて、商標の登録を受くることに依り商標專用權を取得するのである。商標專用權を保護する所以のものは畢竟不正競争を防止し、一般購買者をして其の商標に依り商品の識別を容易ならしめ、同時に其の商品に對する信用購買を保持せしめんとするに存するのである。

次に我商標法と日本商標法との對比上特に注意すべき點を略述する。

(1) 先使用主義

我が商標法に於ては先使用主義を採用した。即ち同種の商品に使用する同一又は類似の商標に付登録出願者二人以上ある場合に於ては最先使用者の出願に限り之を登録するのである。

此の先使用主義の規定の故に、既に或商標が登録された後に於ても其の登録前に於て夫と同一又は類似の商標を同種商品に使用して居つた者は何時にても前記の登録商標の無効評定を請求し得ると共に、其の無効確定後に於て自己使用の該商標に付其の登録を受け得るのである。

併し乍ら本邦に於ける商標法施行後五年間の經驗に徴し、商標先使用主義の採用はそれに伴ふ抵觸關係より審査處理を著しく滯滞せしむるものあるのみならず、特許發明法及意匠法に於ける先願主義との相違上諸手續の上より看

も不便の點が尠くないので、之を先願主義に改め審査の敏確を期すると共に各法手續を統一單明ならしめんと目下現行法の改正を企圖してゐるのである。

(2) 平等主義の採用

特許發明法及意匠法に於ける場合と同じく商標法に於ても門戸開放、四海平等主義を明かにしてゐる。即ち國籍、人種の如何を問はず何人に對しても平等に商標權享有を認めてゐるのである。

(3) 出願公告制度の不採用

本法に於ては特許、意匠法の場合と同様出願公告制度を採つてゐない。

(4) 一審制の採用

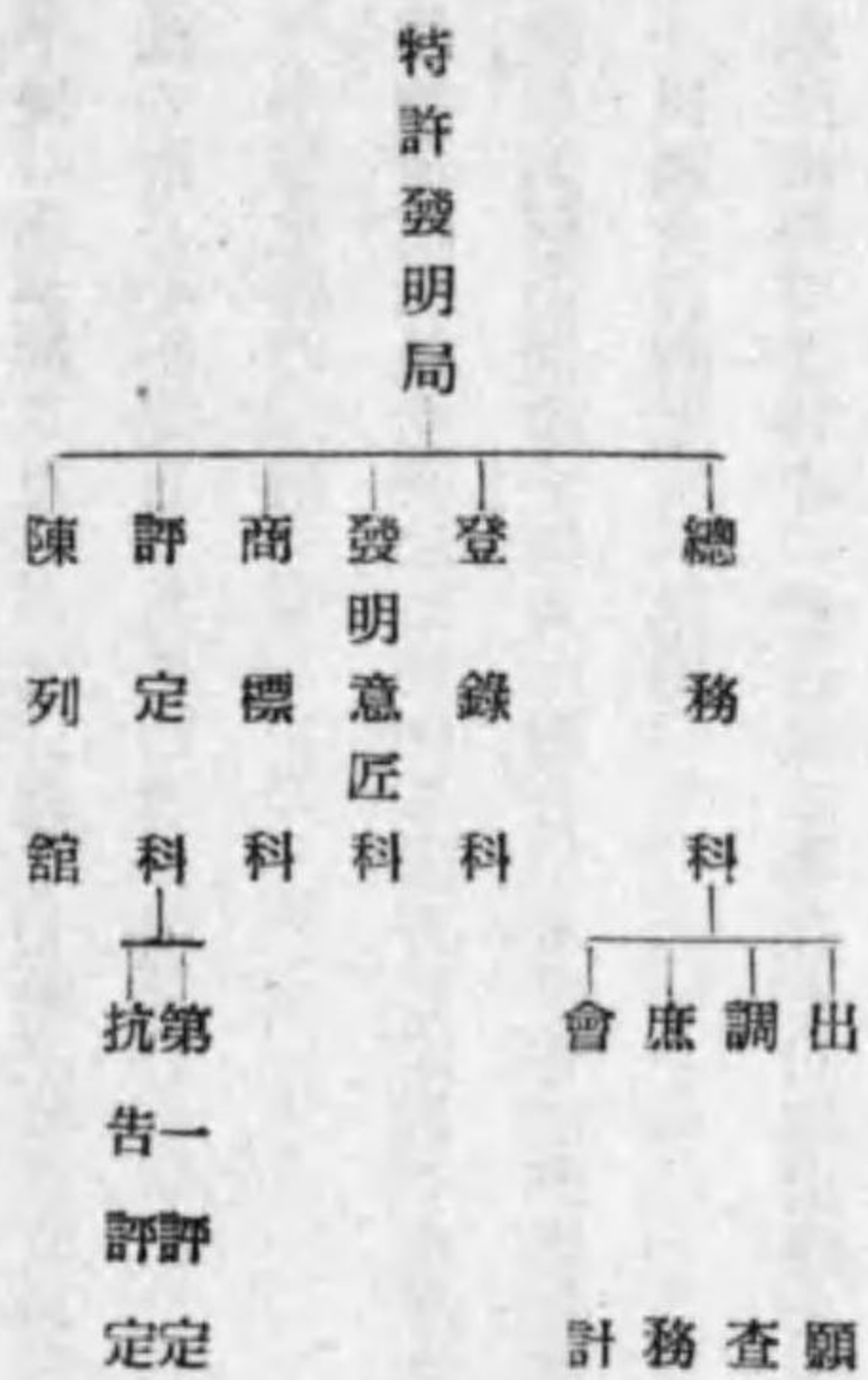
評定制度に於ては一審制を採用してゐる。評定に關する争訟は日本に於ける實績に徴するに其の決定に長年月を要し迅速を尙ぶ商業界の實情に適しない憾みがあるので、本法に於ては評定制度は之を一審制として一般の要請に副はんことを企圖したのである。

第三節 特許發明局の組織

特許發明局は左記の如く五科一館を以て組織され、之に審査官二十五名、評定官二十四名、其の補助官として審査官佐及評定官佐十七名、又登録官三名を配置し、總職員百十六名を以て出願、審査、登録、評定に關する一切の事務を處理してゐるのである。尙陳列館には巨額の費用と勞力とを以て蒐集分類せられたる各種専門圖書、雜誌、諸外國

公報等が整備せられて居り、之等は各出願に對する審査資料として活用せられ居るのみならず、また一般に閱覽、調査用として公開せられてゐる。また陳列館は將來其の名の示す如く特許發明品、登録意匠、商標見本等の常設的陳列所たらしめ、名實共に發明思想普及發達の原動力たらんことを期してゐる。又局内には暗室を有する機器室があり、化學の實驗を行ふの他撮影、現像及刊行物の謄寫等を行ふべくテツサー四・五、三〇種レンズ寫眞機並に引延器及現像の装置及英國フォトスタット會社製フォトスタット機が設備せられて居る。

尙特許發明局としては其の外廓機關たる社團法人滿洲發明協會と對應し優秀發明展覽會、兒童創作品展覽會及各種の講演會、座談會を各地に開催する等本邦工業所有權思想の普及發達に力を致しつゝあるのであるが、近く發明の企業化、研究機關の設置及獎勵金交付制度の實施を俟ちて益々之が誘掖助長に力むるとともに優秀なる發明考案を陸續國內に顯現せしめ産業興隆、國防充實、民生安定の礎石たらしめんとしつゝあるのである。



### 第四節 出願及登録の概況

商標法は大同二年十一月二十日、特許發明法及意匠法は康德三年六月十五日を以て夫々施行せられたのであるが爾來康德六年十月末に至る出願件数は特許二萬五百一件、意匠三千七百七十三件、商標二萬九千七百七十三件の多數に上り、中特許せられたるもの一萬一千九百二十八件、登録せられたるもの意匠一千六百六十九件、商標二萬二千五十九件を示し、出願漸増の傾向は我國工業所有權制度發展の輝しい前途を顯示してゐるのである。

特許出願件數國籍別表 (自康德三年六月十五日 至康德六年十月末)

年別	國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	伊太利	瑞西	其他	計
康德三年		六	四二四	三	九六	一一一〇	二〇	三	三〇	五	五七五
康德四年		三	七六九	九	二四九	七六六	四二	三	三三	六	八六五
康德五年		三	二二九	八	五三	五七四	一三	五	八	二	二八七
康德六年		四	二二〇	五	五九	一〇〇	三	七	二	二	一三九
累計		一六	一六七八	一四	四九	二四〇〇	六六	一七	六五	一四	一〇,四〇一

特許件數國籍別表 (自康德三年六月十五日 至康德六年十月末日)

年別國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	伊太利	瑞西	其他	計
康德三年	一	五七	一三	五	二五九	一				八〇〇
康德四年		四二九	一三	六	五三					四八〇
康德五年		三二六	三	二四	二〇					三七〇
康德六年	九	二〇六	三	五	三六	二	一	六	一五	二五八
累計	一〇	一〇七二	三〇	三〇	一三六	三	一	六	一五	二二八

意匠出願件數國籍別表 (自康德三年六月十五日 至康德六年十月末日)

年別國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
康德三年	八	七五	二	三	五					九三
康德四年	六	一四〇		一	三					一五〇
康德五年	一〇	四〇〇		一	六					四一七
康德六年	五	三六			九					五〇
累計	一九	五五一		四	一五		二			六〇七

意匠登録件數國籍別表 (自康德三年六月十五日 至康德六年十月末日)

年別國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
康德三年		一〇〇			三					一〇三
康德四年		五五			三					五八
康德五年		四〇			二					四二
康德六年		二二			三					二五
累計		二一七			八					二二五

商標出願件數國籍別表 (自大同二年十一月二十日 至康德六年十月末日)

年別國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
大同二年	四	一〇五五	一九	三〇	三	一四				一一〇六
康德元年	一六	二〇二	一〇〇	七六	八八	二六				五二二
康德二年	一七	一五九	七	一〇	一五	一三				二五二
康德三年	二九	二九六	三	一〇	一七	一三				三六五
康德四年	三九	一七七	九	一三	二七	三				二五九
康德五年	四三	二〇五	高	六	二五	六				二八七
計	一四二	二〇五五	四六	六九	一〇二	六三				二八七



## 第一章 總

## 說

滿洲國は今日猶千八百萬町歩乃至二千萬町歩の可耕未墾地を保有し、優秀なる農民に依つて開拓されることを待ち望んでゐる。而して我が國の現住農民はその殆んど總てが入移民であつて、それは大體に於て山東・河北等の漢人移民と、日本内地人及朝鮮人農民とに大別し得るのであるが、其の内日本内地人農民は建國精神に鑑み極めて重要な意義を有し、實に之が中核を爲すものである。即ち日本内地人開拓事業は實質にして優秀なる日本農民を滿洲の地に植ゑ付け之を中核として民族協和の實を收め、外に對しては國防を充實し、内には國內産業の開發、文化の向上を圖り、以て日滿兩國の緊密不可分の關係を實質的に、而も永遠に強化し滿洲建國の大精神を宣揚せんとするものであつて、日本内地人開拓事業が日滿兩國の國策として決定せらるゝに至つた重要性は實に茲に存するのであり、又日滿兩國が特に條約を以て滿洲拓植公社を設立し以て之が助成遂行に當らしめた所以である。

日本内地人開拓事業が日滿兩國の重要國策として正式に採擇せられたのは康徳三年(昭和十一年)八月のことである。然し乍ら有識者間に於ては之が重要性を建國當時より唱導せられつゝあつたのであり、即ち既に大同元年(昭和七年)には夙くも北滿の地に第一次試験移民の入植を見、相次いで第二次第三次と夫々入植し、未だ助成機關も備はざるに克く自力奮闘して凡有困苦缺乏に堪へ自立を全うし得て愈々成功への希望を興へしむるに至つたのであつて、之が開拓事業を國策として決定せしむるに與つて力のあつたことは言ふまでもない。



斯くの如く滿洲に於ける日本内地人農民は特殊の意義と使命とを有し、普通「移民」なる語の意味する概念とは峻別さるべきもので、開拓民なる語を以て之を呼ぶことゝなつたことは寔に當然であると謂はねばならない。

次に朝鮮人農業開拓民に就ては、朝鮮人と滿洲との關係は相當に古い時代より始まつてゐるのであるが、近くは明治初年頃に於ける北部朝鮮の大飢饉が北鮮農民の滿洲移住を俄に促進し、又明治末年に於ける日韓併合は政治的社會的不平分子の滿洲移住を促進したのである。爾來滿洲舊軍閥の壓迫があつたにも拘らず引續き移住は行はれ、滿洲建國當時其の數壹百萬人に近きものと稱せられた。而して滿洲國の建國は人口の過剩と農村の疲弊に困憊した朝鮮農民に多大の希望を與へ、其の滿洲移住は頗る激増するに至つたが、無統制な流入に依り其の生活は安定を缺き、浮動する者も亦甚だ多い状態にあつた。茲に於て滿洲國は康徳三年（昭和十一年）一月朝鮮人農業移民の統制安定に關する方針を確立して、既住者の生活安定と素質の向上を計り以て原住民族との融和提携を促進するを第一義とし、新移住者は一定の限度に於て指導統制の下に入植せしむることゝなり、之が斡旋助成をなす機關として滿鮮拓植株式會社の設立を見たのである。

一方山東・河北等より來滿する農業労働者及び其の他の一般労働者は建國直前には年百萬を越ゆるものありと稱せられて居たが、滿洲國建國後國內治安の關係より又國內労働調整上の必要より農業者の入滿は之を抑へ、季節的に來往する普通労働者は年々四十萬前後に制限することゝなし、大東公司（現在勞工協會）をして其の取扱をなさしむることゝなつた。又一方南滿地方に於ける過剩人口は移植民關係の整備を見たる上北滿地方に移植せしむる方針である。斯くて滿洲國の開拓民政政策は略々茲に確立を見るに至つた。

## 第二章 滿洲開拓民計畫の概要

### 第一節 日本内地人農業開拓民の意義

滿洲國は日本肇國の理想たる八紘一宇の大精神を東亞に於て顯現すべきことを建國精神とし、此の建國精神に基き民族協和、日滿不可分關係の實現を理想とする。此大理想は思想堅實、身體強健なる日本内地農民が多數入植し勤勞奉公の生活を以て四隣に範を示し、克く原住民と融和して滿洲國民の中核となり、子孫相繼ぐに至つて始めて之が實現は可能となるであらう。滿洲農業開拓民は斯の如き重大使命を擔ひたる點に於て全く他の一般移民と性質を異にするものである。是、二十ヶ年百萬戸の計畫が日滿兩國を通ずる樞軸的國策として採用せられたる所以であると謂はねばならない。滿洲農業開拓民は尙其の大量なることに依つて人口過剩に惱める日本農村問題解決の一助となり、其の技術の優秀及組織の整備せられてゐる點等に於て滿洲農業開發に寄與する處は蓋し尠少ではないであらう。但し本開拓民は北米、南米等への移民と異り其の經濟的社會的諸條件の關係上自然に放置して大量の入植を期待するを得ず、少くとも當初に於ては多大の國家的援助を必要とするのである。

### 第二節 百萬戸開拓民計畫

日本内地人農業開拓民計畫は康徳三年八月、日滿兩國の國策として決定せられたる百萬戸開拓民計畫を根幹として

居るのであつて、康德四年（昭和十二年）より向ふ廿ヶ年間に百萬戸を移住せしめんとするものである。本計畫は其の實施の便宜上之を四期に分ち五箇年を一期とし、移住戸數第一期十萬戸、第二期二十萬戸、第三期三十萬戸、第四期四十萬戸とし、之を甲種開拓民と乙種開拓民とに分つて居る。甲種開拓民は政府の補助比較的厚く、日滿兩國政府當局の指導の下に二百戸乃至三百戸の集團を形成せしめて計畫的に移住入植せしめらるゝ所謂集團開拓民であるが、乙種開拓民は政府の補助も比較的薄く、民間團體又は移住者自身の發意計畫に基き比較的治安交通其の他の環境に恵まれたる地域に入植せんとする三十戸内外の所謂集合開拓民である。第一期計畫である十萬戸は集團開拓民七萬戸、集合開拓民三萬戸を豫定して居り、康德四年度は其の實施第一年度で集團開拓民として第六次開拓團五千戸、各種集合開拓民約一千戸の入植を了した。第二年度たる康德五年度に於ては、集團開拓民一萬戸、集合開拓民五千戸を入植せしむる豫定であつたが新に決定せられたる青少年義勇隊計畫並に其の他の關係より前年度の計畫を其儘踏襲することゝせられた。然しながら第一期目標は變更せらるゝことなく、第三年度以降に於ては夫々集團開拓民一萬、二萬及び三萬、集合開拓民一千、一萬及び一萬七千を入植し、第一期計畫の十萬戸は豫定通り之を完成せしむる豫定である。而して本計畫の遂行に當つては其の前半期に於ては集團開拓民、後半期に於ては集合開拓民を中心として事業を進むることが最も便宜的であり且實際的であると考へられるので、年次の進むに従ひ漸次集合開拓民を増加し、結局に於て集團開拓民及び集合開拓民各々五十萬戸となることを豫想して計畫が樹立せられて居る。

本計畫實施に要する資金は極めて老なるものである。日本政府は集團開拓民及び集合開拓民一戸に對し夫々一千圓及び五百圓以内の補助を支給して居るが、其の二十箇年間百萬戸に要する補助總額は實に七億五千萬圓であつて、

又開拓民一戸に對する滿洲拓植公社の豫定融資金額は約二千圓で、其の總額は實に二十億圓に上る。而して更に滿洲國より支出せらるべき共同施設費、治水費、濕地干拓費等を加算するときは、工事の如何に依り相當相違はあるであらうが大約二十五億乃至四十億圓の資金を支出することゝなるであらう。然し乍ら百萬の開拓民に依つて開拓耕種せらるゝ一千万町歩の土地より生産せらるゝ富のみを以てしても、一町步當の收穫七十圓と見るときは事業完成後に於ては年々七億圓の多きに上るのであつて、又事業實施期間たる二十ヶ年間に於ける集積は少くとも五、六十億を下らないであらう。

集團開拓民入植團數並戸口表（康德六年五月現在）

省別	團數								現在戸數	現在人員	
	計	第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次	第七次			第八次
三江省	六	一	一	一	一	一	一	一	一	三、七〇七	六、七〇七
北安省	五	一	一	一	一	一	一	一	一	二、二〇六	三、九〇四
濱江省	六	一	一	一	一	一	一	一	一	二、二〇九	三、五〇一
東安省	四	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三〇三	七、六七三
龍江省	七	一	一	一	一	一	一	一	一	四、一〇四	四、一〇一
吉林省	六	一	一	一	一	一	一	一	一	八、〇〇〇	二、六〇六
牡丹江省	五	一	一	一	一	一	一	一	一	二、二七〇	二、二七〇

計	全	一	一	二	四	一八	三三	五〇	一三三	二四〇
---	---	---	---	---	---	----	----	----	-----	-----

集團開拓民出身縣別表

次	年	府縣別	府縣地方名又は縣名
第一	次	一一	東北(六)、關東(兩毛地方、茨城)、中部(新潟、長野)
第二	次	一六	東北(岩手なし)、關東(東京、千葉なし)、中部(東海三縣なし)
第三	次	二六	東北(宮城、福島、山形)、中部(新潟、長野、山梨、岐阜)、中國(岡山なし)、九州(福岡、佐賀、熊本、鹿児島)、四國(高知)
第四	次	三八	全國(東京、大阪、兵庫、滋賀、島根、廣島、福岡、沖繩なし)
第五	次	四一	全國(大阪、滋賀、奈良、大分、沖繩なし)
第六	次	四五	全國(沖繩なし)
第七	次	四五	全國(沖繩なし)
第八	次	四五	全國(沖繩なし)

集團開拓民現在入植戸數及人口表 (康徳六年五月現在)

林業開拓民	團數	戸		人		口		一團體
		總數	割合	總數	割合	總數	割合	
五	三五	三〇	五%	一四三	三%	一三	三%	元一三

鐵道自警村開拓民 滿拓取扱集團開拓民 計	團數	戸		人		口		一團體
		總數	割合	總數	割合	總數	割合	
三	四八	四八	一〇〇%	一四六	三%	一〇	三%	一〇
五	一五七	一五七	一〇〇%	三六二	五%	五	五%	五
八	一〇	一〇	一〇〇%	六	一〇〇%	一	一〇〇%	一

註 労働者開拓民、少年開拓民は本表より除外せり。

### 第三節 青少年開拓民計畫

滿洲開拓青年義勇隊と公稱せらるる所謂青少年開拓民の計畫は、十六歳乃至十九歳の純真なる日本内地青少年を二ヶ月の訓練後渡滿せしめ、主として北滿未開拓の地に開設せらるる訓練所に於て三年に亘り滿洲建國の大業に翼賛して滿洲の開拓をなすに必要なる身心の陶冶と實地訓練を施したる上、義勇隊開拓民として甲種開拓民又は乙種開拓民の形式を以て計畫的に入植定着せしめんとするものであつて、康徳四年七月、日滿關係當局間に協議が重ねられた結果兩年中に三萬人を移住入所せしむることを決定せられ、早くも同年十月及び十二月の兩度に亘り先遣隊員として三一九名の青少年が龍江省嫩江縣伊拉哈に設置せられたる訓練所に入所したのである。其の後支那事變の發展と國際狀勢の緊迫化に刺激せられて日滿一體化工作が益々促進徹底せしめられ、更に農村子弟百五十萬に對し希望の新天地を開拓せしめ國運振張の根基たらしめると共に東亞永遠の平和の礎石たらしむべく即時大量の青少年移民を義勇軍として滿洲に送出すべしとの聲が益々大となり、政府も其の重要性を認めて取り敢へず初年度は三萬人を入所せしむることに決定したのである。茲に於て嫩江訓練所を擴大して收容人員一萬となす外黑河省孫吳訓練所五千、濱江省鐵驪

訓練所五千、三江省勃利訓練所五千、牡丹江省寧安訓練所七千、計三萬名を入所せしめたのであつた。之等の訓練所は滿洲拓植公社が直接之を經營するものであつて、所謂大訓練所と通稱せられ、本訓練所に於て一箇年の基礎訓練を受けた訓練生は概ね滿洲國、鐵道總局及び滿拓等の機關に於て設立經營する所謂小訓練所に逐次之を移し更に二ヶ年の訓練を施すものである。

大訓練所は現在標準定員を六千人又は一萬二千人とし、之に農耕地三千町歩以上及牧野薪炭備林等を附屬せしめられて居り、訓練生は三百名を以て中隊を組織し五箇中隊即ち一千五百名を以て大隊を編成し、中隊毎に分屯して自治的訓練を受けしむるのである。小訓練所は甲種、乙種、丙種の三種類に分れ、甲、乙の兩種は何れも農事實務訓練を主とするもので、甲種小訓練所は當該訓練所々在地區を以て其の入植地とし訓練課程を終へれば其の儘農業開拓民として其の地に定着することとなる。乙種小訓練所は之と異り、純然たる訓練課程を修了すれば農業開拓民として夫々他の開拓適地に入植せしむるものである。

丙種訓練所は未だ設置されてゐないが、之には將來義勇隊又は開拓團の指導員、醫師、教員等として養成すべきものに對し其の基礎教育を施し、或は重要鑛工部門に於ける基幹技術員の養成を其の主要なる訓練目的とするのである。

而して甲種訓練所は訓練生の收容標準定員を三百人とし、之に農耕地約六百町歩及び牧野薪炭備林を附屬せしめるのであるが、訓練終了後はその儘開拓團に移行するもので、將來の部落結成のため地區全般としては農耕地三千町歩を見込まれてゐる。又乙種訓練所の訓練生定員は三百人乃至一千五百人を標準とし、之に附屬せしむる農耕地は訓練

生一人當約二町歩及牧野薪炭備林である。

尙本計畫は第二年度たる康徳六年に於て六萬人(大・小訓練所各三萬人)、翌七年度十萬人(大四萬人、小六萬人)、八年度十二萬人(大五萬人、小七萬人)を迎へる計畫で、その初年度以降の總計は三十一萬人となる。更に本計畫と成人開拓民計畫とを合すれば、當初の百萬戸移住計畫も二十箇年を待たずして完成し得るであらう。

青少年義勇隊に對しても日滿兩國政府に依つて各々所要の助成が爲されてゐることは云ふ迄もない。

青少年義勇隊入所狀況 (康徳六年六月現在)

種別	設置數	員數	内	譯
大訓練所	四	六、六七四	鐵圖二、一五二 勃利二、〇八四 對店八八	嫩江二、三五〇
甲種訓練所	一三	一、六九八		
乙種訓練所	八	四、六九五		
特別訓練所	三	四、九四九	一面坡二八九 哈爾濱一、八七六 昌圖二、七八四	
鐵道自警村訓練所	二〇	三、七七八	昨年度入所數一、〇〇〇 本年度大訓練所より移動數二、七七八	
合計	四八	二一、七九四		

第四節 朝鮮人開拓民計畫

滿洲事變後に於ける朝鮮人農民の來滿者は年平均四萬乃至五萬、即ち約一萬戸内外であつて其の大部分は僅かに目

的地に到るまでの旅費を持つのみで或は縁故者を辿り、或は漫然と全滿各地に移住するが爲め其の儘之を放任せんか農民自體の不幸を招くのみならず原住民との親和を破壊し、延ひては社會問題をも惹起する懼れが尠くなかつたので康徳三年六月間島、東邊道の二十三縣の地域を朝鮮人農民の移住を指導援助する地域と定め、越えて四年には毎年一萬戸以内に於て入植戸數を定めて移住許可證を發給し統制的に本地域に入植せしむることとなつた。然し乍ら康徳四年度に於ては諸準備の都合上入植戸數制限は實現に至らず、同五年度に於ては本地域に入植する集團開拓民五千戸其の他の地域に入植する自由開拓民三千戸とせられた。

他方早くより滿洲に移住してゐた朝鮮人農民は多く各地の河川に添ひ原住滿農の放置して顧みない荒地、濕地等を開田し、滿洲産業の開發に貢獻したことは寔に少くないのであるが、若干の定着したものを除いては滿洲に於ける可耕地の廣大なこと、生活の本據たる部落其のものに對する愛着心の缺如から二、三年にして絶えず肥沃なる地を求めて轉々隨處に移轉する爲め鮮農は一般に浮動性を有するものと考へらるゝに至つた。政府は之等の散在浮動せる朝鮮人既住農民を定住せしめんが爲め指導援助地域に隣接せる諸縣及び其の他の地方に鮮農の集結地域として十六縣を指定し、毎年其の急を要するものより漸次計畫的に移住集結せしめて生活の安定を計つて居るのである。

朝鮮人開拓民入植狀況 (康徳六年四月現在)

入植年度	種別	戸數	人口	入	植	地	備	考
康徳四年	集團	三三九	三三九	安圖、汪清、延吉、營口				集團開拓民統計なし

合	康徳五年		康徳六年	
	集團	分散	集團	分散
計	三九六	三三九	三九六	三三九
人口	一四一六	九六六	一四一六	九六六
戸數	二四一	一九六	二四一	一九六
備考	安圖、汪清、延吉、輝南、金川、柳河 吉林、間島、奉天、牡丹江、通化、濱江 内五〇〇は鴨綠江水電水没地住民 内呼寄戸數五、三三七戸 同家族數一九、九四一人			

朝鮮人集團開拓民省別入植表 (康徳六年五月現在)

省	別	入植縣數	部落數	康徳四年度		康徳五年度		康徳六年度		合	計
				戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口		
間島	省	三	七	一一八〇	一一八〇	一、八四	九、六四	一、〇四	五、七六	二、六六六	二、六六六
奉天	省	二	五					三、五八	二、九三九	三、五八	二、九三九
通化	省	四	二			六、四	三、〇一〇	三、一〇	二、三三	八、四	四、二八三
吉林	省	三	二〇			四、六	二、〇三	八、三	四、四二	二、三九	六、四七三

計	合	錦州省	龍江省	濱江省	牡丹江省	牡江省
一八	一	一	二	二	二	二
三三	四	一	四	九		
二四六	二六					
三四三	二二二					
二四四						
一四七						
三四〇	三三	五二	五三	九二		
三四六	七三	二九三	一八六	五三四		
九二	三九	五二	五三	九二		
四七四	二八三	二九三	一八六	五三四		

### 第三章 開拓關係法制及行政

#### 第一節 開拓關係法令

開拓關係法令は次の如きものであるが、本國策の重要性に鑑み、從來の實績を根本的に検討すると共に開拓團の組織、土地所有關係等につき法律を以て適正に規制し、之によつて開拓事業に確固たる基礎を與へんとする意圖の下に近く開拓團法及び開拓農地法を制定公布する筈である。

- 暫行農業自由移民取扱規則 (康徳三年十一月七日 民政部 第三六號) (改正 康徳四年七月 產業部 令第六號)
- 三江省移民用地整備實施要領 (康徳五年七月一日 產業部 令第一七一號)
- 滿洲拓植株式會社法 (康徳二年十二月十二日 勅令第一四五號) (改正 康徳四年八月 勅令第二四一號)
- 滿洲拓植公社の設立に關する協定 (康徳四年八月三日 條約第一號)
- 同附屬書 (康徳四年八月二日)
- 滿洲拓植公社設立に關する協定及附屬書に關する日滿兩國全權委員間了解事項 (康徳四年八月二日)
- 滿鮮拓植株式會社法 (康徳三年六月二十六日 勅令第九七號) (改正 康徳四年八月 勅令第二四一號・康徳五年七月 勅令第一六二號)

## 第二節 開拓行政機關及助成機關

### 第一項 開拓總局

#### 一、開拓行政機關の沿革

日本内地人開拓民は滿洲國建國直後其入植を見て以來逐年増加し來つたが、當初滿洲國に於ては未だ其の統合的拓政機關がなく、民政部乃至實業部其他關係各部司に於て夫々其所管に基き分掌してゐた。然るに開拓民事業の進捗に従ひ漸く統合的拓政機關設置の必要に迫られ、且つ滿洲の拓政は地方行政と密接なる關係を有するものなりとの觀點より、康德二年四月二十二日民政部地方司に始めて拓政科を新設した。他方滿洲國に於ける治外法權撤廢の機運が俄に進み従來朝鮮總督府が當つて來た在滿鮮農の指導監督は治外法權撤廢と同時に當然滿洲國が之に當ることとなつたので、康德二年二月民政部に囑託を招聘し之が準備を進めてゐたのであるが、其重要性和日本内地人開拓民事業の趨勢とに鑑み、同年七月民政部官制を改正して新に拓政司が置かれたのであつた。

當時の編成に依れば、専ら拓政事業の遂行を目的とする政務に當る第一科と在滿朝鮮民族の輔導統制及入滿漢鮮族勞働者の統制に當る第二科とより成つてゐたが、同年十二月には滿洲拓植株式會社が創立され、翌三年九月には滿鮮拓植股份有限公司の創立を見たのみならず、同年十一月には日滿重要國策としての大量開拓民計畫の樹立を見たので、到底當時の機構を以ては重要國策の圓滑なる遂行を期し難きものがあり、拓政司機構の擴充整備は一般に痛感要望されるに至つた。かくて康德四年五月分科規程の改正を見前回の編成より見れば拓政機關としては一段と擴充されたの

である。即ち總務科、管理科、第一拓植科、第二拓植科の四科となり、總務科は移民事業の企畫統制及移植民に関する會社其他の團體の一般監督に関する事項を所管し、管理科は移植民用地の整備、管理、處分に關する事項を、第一拓植科は朝鮮人移民を除く日本人及其他の移民定着指導及移民地施設に關する事項を、第二拓植科は朝鮮人移民の定着指導及移民地施設其他朝鮮人移民に關する事項を分掌した。

次いで康德四年七月滿洲國政府の機構改革に伴ひ拓政司は民政部所管より産業部所管となると共に、從來技術方面は實業部農務司墾務科に於て取扱つてゐたのであるが、此の墾務科も拓政司に包括され、ここに綜合的機關を現出するに至つたのである。

#### 二、開拓總局の設置

斯くて開拓行政機構は一應整備された觀があつたが、支那事變が新に長期建設の段階に入るに従ひ、東亞新秩序建設の據點として政治的にも經濟的にも滿洲國の重要性が一層加重するに及んで滿洲國建設の基底を爲す日本人開拓民の問題は一段の緊要さを以て前面に押出され、百萬戸開拓民計畫の確固不動の國策をより效果的に完遂する爲には右計畫を、全面的に再検討しなければならぬと云ふ事が日滿官民の間に叫ばるゝに至つた。斯くて滿洲國側の開拓行政機構の改革となつて現はれ、康德五年十二月二十四日勅令第三三〇號を以て開拓總局官制の公布を見、翌六年一月拓政司は廢され、産業部外局として新に開拓總局が開廳されるに至つた。

開拓總局は總局長の下に總務處、拓地處、招墾處の三處を置き、總務處は一般總務關係事項の外、未利用地開發及移植民の計畫に關する事項、土地の取得、管理及處分に關する事項等を掌り、拓地處は農業水利に關する事項、開墾

に關する事項、干拓及埋立に關する事項、招墾處は移植民の指導、移民農政及原住民の輔導に關する事項、青年義勇隊に關する事項を掌ることとなつて居る。  
その分科規程を示せば次の如くである。

開拓總局分科規程

第一條 總務處に左の四科を置く

- 總務科
- 計電科
- 經理科
- 土地科

第二條 總務科は左の事項を掌る

- 一 御容及詔書謄本に關する事項
- 二 機密に關する事項
- 三 人事に關する事項
- 四 官印の管守に關する事項
- 五 文書に關する事項
- 六 分科及處務規程に關する事項
- 七 局務の連絡調整及他部局との連絡に關する事項

八 開拓委員會に關する事項

九 他處科の主管に屬せざる事項

第三條 計電科は左の事項を掌る

- 一 未利用地利用開發の計畫及統制に關する事項
- 二 未利用地の管理區分に關する事項
- 三 移植民の計畫に關する事項
- 四 統計資料其他一般調査に關する事項

第四條 經理科は左の事項を掌る

- 一 豫算及決算に關する事項
- 二 收入及支出に關する事項
- 三 用度及管繕に關する事項
- 四 契約に關する事項
- 五 財産の管理に關する事項
- 六 傭人に關する事項

第五條 土地科は左の事項を掌る

- 一 土地の取得に關する事項
  - 二 取得地の管理及處分に關する事項
- 第六條 拓地處に左の二科を置く



第三篇 滿洲開拓民事業

調査科  
事業科

第七條 調査科は左の事項を掌る

- 一 土地改良の調査に関する事項
- 二 土地改良の計畫に関する事項
- 三 他科の主管に屬せざる事項

第八條 事業科は左の事項を掌る

- 一 土地改良工事の施行に関する事項
- 二 前號工事の監督に関する事項
- 三 農業水利事業の指導監督に関する事項

第九條 招墾處に左の五科を置く

監理科  
訓練科

第一指導科

第二指導科

第三指導科

第十條 監理科は左の事項を掌る

- 一 滿洲拓植公社及滿鮮拓植株式會社の監督に関する事項

- 二 移民に對する基本農政に関する事項
- 三 各種移民の調整に関する事項
- 四 特殊移民に関する事項
- 五 他科の主管に屬せざる事項

第十一條 訓練科は左の事項を掌る

- 一 青年義勇隊の入植斡旋に関する事項
- 二 青年義勇隊の指導及訓練に関する事項
- 三 青年義勇隊の施設に関する事項
- 四 移民團幹部の養成訓練に関する事項

第十二條 第一指導科は左の事項を掌る

- 一 日本内地人移民の認可に関する事項
- 二 前號移民入植地の選定調査に関する事項
- 三 第一號の移民の入植斡旋に関する事項
- 四 第一號の移民の營農指導に関する事項
- 五 第一號の移民地の施設に関する事項

第十三條 第二指導科は左の事項を掌る

- 一 朝鮮人移民の認可に関する事項
- 二 前號移民入植地の選定調査に関する事項

第三章 開拓關係法制及行政

第三篇 滿洲開拓民事業

六八〇

- 三 第一號の移民の入植斡施に關する事項
  - 四 第一號の移民の營農指導に關する事項
  - 五 第一號の移民地の施設に關する事項
  - 六 既住鮮農の輔導安定に關する事項
- 第十四條 第三指導科は左の事項を掌る
- 一 原住民の輔導に關する事項
  - 二 内國移民に關する事項

附 則

本規程は康徳六年一月一日より之を施行す

第二項 地方應拓政機關

拓務行政は其の本質上現地と密接不可分の關係にあることは言ふ迄もないが、殊に入植地たる滿洲國に於ては然りと謂はねばならない。之が爲め本邦に於ては中央拓政機關の擴充を圖ると共に從來より龍江省、三江省、濱江省、吉林省、吉林省等に拓政科を、間島省、黑河省、安東省、通化省、奉天省及錦州省には拓務股を置き、又主要各縣には拓政股を設置して現地に於ける拓政に當らしめて居たが、康徳六年一月中央に開拓總局が設けられると同時に地方拓政機關を充實して中央地方の一元的統合を圖り適地適應主義の圓滿なる遂行を期することとなり、現在吉林省、龍江省、濱江省、間島省、三江省、牡丹江省、黑河省の八省及び興安北省並に康徳六年六月新設の東安、北安兩省に開拓

廳を設け、之に招墾、拓地、或は開拓、殖産等の科を置いて地方開拓行政の萬全を圖つて居る。此の外興安東省には民生廳に開拓科を置き、又熱河省、興安北・西省を除く各省の主要縣には開拓科又は開拓股を設けて居る。

第三項 滿洲拓植委員會

日滿兩國は協力して滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國々土の開発を爲し、之に依つて兩國間の緊密不可分の關係を一層鞏固ならしめる爲めに、康徳四年八月三日「滿洲拓植公社」の設立に關する協定を締結したが、本協定に於て同公社の業務の監督を爲さしむる爲兩國政府は滿洲拓植委員會を新京に設置することを定めた。

本委員會は日滿兩國より各六名の委員を任命し、必要に應じ各同數の臨時委員を任命し得ることとなつて居り、其の權限は前記の協定中に次の如く定められてゐる。

即ち委員會は公社の業務の監督上必要な命令を爲すことを得、又公社の資本の増減、社債の發行、毎年度の資金計畫及び決算、定款の變更、監事の選任及び解任並に合併及解散の決議、社債の元利支拂に對する日滿兩國政府の保證、決議の取消、役員の解任等に付日滿兩國政府に其の意見を具申し、又滿洲國に於ける移民に關する一切の事項に付兩國政府に建議し得ることとなつて居る。

而して委員會の常務處理機關として同委員會に滿洲拓植委員會事務局を置き、委員會に於て選任する若干名の委員及び隨員に依つて之を構成せしめて居る。

#### 第四項 移民事務處理委員會

現地に於ける移民事務の處理に關しては關係各機關の密接なる連絡協調を必要とするのみならず日本帝國の對滿移住民事業遂行の爲設立せられたる滿拓公社、鮮滿拓植及滿鮮拓植の三機關に對する日滿兩國政府の指導監督一元化は喫緊の要事たるに鑑み、康德四年一月移民事務處理委員會の設立を見たが、其の後日本内地人開拓民に關する重要事項審議並に滿拓公社の監督機關として滿洲拓植委員會が常設せらるるに及び、本委員會は鮮農開拓民に關する重要事項審議の專掌機關となるに至つた。

##### 一、組織

委員長及委員

委員長 一 委員 九

##### 二、職務權限

イ、鮮農開拓民の毎年度入植戸數及入植地に關する事項

ロ、移民用地の整備に關する重要事項

ハ、鮮滿拓植及滿鮮拓植株式會社の業務監督を爲すと共に監督上必要なる命令を爲すことを得

#### 第五項 開拓委員會

開拓用地の整備に關する實際事務は從來滿洲拓植公社及び滿鮮拓植株式會社によつて實施され、政府に於ては開拓民事業の國策的重要性に鑑み積極的に之を指導斡旋して困難なる買收事務を圓滿に遂行せしむるため、國務院に總務廳次長を會長とし各關係部局の司處長並に科長、參事官等を委員又は幹事とする中央招墾地整備委員會を設け、開拓民用地に關する諸方針其の他の重要な事項について審議決定せしめてゐたが、整備事務は本年度より新設の開拓總局の管掌するところとなり、また本年三月企畫委員會（第二篇第一章參照）内政策別委員會の一として開拓委員會の設置を見、上記中央招墾地整備委員會の機能は開拓委員會に吸收されるに至つた。

本委員會は三分科會に分れ、左の事項に關する主要方針及計畫を審議立案するものである。

##### (1) 開拓地整備關係（第一分科會）

(イ) 開拓用地の調査、決定に關する事項

(ロ) 開拓用地の取得、管理及配分に關する事項

##### (2) 開拓用地改良造成關係

(イ) 農業水利に關する事項

(ロ) 干拓及埋立に關する事項

##### (3) 開拓民及原住民處理關係

- (イ) 入植計畫並開拓地の建設及經營の指導に關する事項
- (ロ) 原住民の輔導に關する事項
- (ハ) 青年義勇隊に關する事項

#### 第六項 開拓民助成機關

日滿兩國政府は直接開拓民の助成に努めて居る外、別に助成斡旋機關を設置して其の圓滑なる遂行を期して居る。即ち日本内地に在つては拓務省を中心として、各省は夫々の所管に應じて之に協力し地方に於ては各府縣其の衝に當り、民間に於ては昭和十年(康德二年)十月設立せられた滿洲移住協會が中心となつて宣傳、開拓民の募集、斡旋及び訓練に當り、農村更生協會、縣農會、移住後援會、在郷軍人會、青年團等の團體は夫々其の募集に協力して居る。又朝鮮に於ては各道を始め各邑面夫々移民の斡旋に當つて居る。他方滿洲國に於ては、前各項に於て述べた如き行政機關を拓政の中樞として各關係機關の協力を得て事業の遂行に當つて居る。而して日本政府の開拓民助成が主として開拓民の補助であるに對し、滿洲國政府に在つては開拓地の公共施設即ち交通、通信、警備、保健等の諸施設並に農業の基本的施設等の充實整備に依る助成を主としてゐる。従つて協力機關の範圍も極めて廣く交通部道路司、郵政總局、治安部軍政司、同警務司、民生部保健司、産業部農務司、畜産局、林野局、協和會等が其の主なるものである。而して在滿直接の斡旋助成機關は滿洲拓植公社及び滿鮮拓植株式會社の二社である。

#### 一、滿洲拓植公社

滿洲拓植公社は康德四年八月日滿兩國間に締結せられた「滿洲拓植公社設立に關する協定」に基き創設せられた日滿兩國籍を有する資本金五千萬圓の特殊法人である。同公社が設立せらるゝに至つた所以のものは、曩に康德二年十二月に入植した開拓民の助成と、東亞勸業株式會社の手に依つて買收せられた舊吉林省東北部約百萬町歩の土地を管理し將來十個年間に二萬戸の移民計畫を實施するを目的として設立せられた資本金一千五百萬圓の滿洲國特殊法人「滿洲拓植株式會社」を以てしては新に日滿兩國の重要國策として確立された百萬戸入植計畫の遂行は到底困難なりとされるに至り、之が爲め同會社の營業財産を引受け本入植計畫を遂行し得る鞏固なる助成機關を設立するの必要を認められたことに因るのである。同公社の營む業務は定款にある如く

- 一、移住者に必要な施設及び經營
- 二、移住者に必要な資金の貸付
- 三、移住用土地の取得の管理及び分譲
- 四、移住者に必要な事業の經營を目的とする會社又は組合に對する出資及び金融
- 五、前各號の事業に附帶する業務

であるが、其の目的は飽くまでも移民事業の助成に存するが爲め公社の事業は非營利主義、實費主義を原則とするものであつて茲に公社たる所以がある。従つて日滿兩國政府は公社に對し監督を嚴にすると共に、多くの特權を與へて事業の圓滿なる遂行と使命の達成とを期して居る。即ち日滿兩國政府は滿洲拓植公社設立に關する協定を以て新京の現地に常置の監督機關として滿洲拓植委員會(第三項参照)を設置することとし、日滿兩國より夫々六名宛の委員及び七

名宛の隨員を任命して公社業務の監督に當らしめ、又公社に對しては、其の拂込株金額の十倍に達する社債發行權が認められて居るのみならず其の元利支拂に付ては日滿兩國政府連帶して之が保證をなし、更に滿洲國政府は公社に對し登録税、法人營業税、契稅、木税及び牲畜稅等を免除して居るのである。

滿洲拓植公社の設立に關する協定

大日本帝國政府及滿洲帝國政府は兩國協力して滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國土の發展を爲し以て兩國間の緊密不可分の關係を益鞏固ならしめんことを希望し

之が爲日滿合辦の株式會社を設立するの必要なるを認め茲に左の條款を訂立せり

第一條 日滿兩國政府は協力して日滿合辦の株式會社を設立せしめ滿洲國に於ける開拓移住の助成に關する事業を經營せしむるものとす  
前項の株式會社は滿洲拓植公社と稱す

第二條 滿洲拓植公社(以下公社と稱す)の資本は滿洲國國幣五千萬圓とす但し日滿兩國政府の認可を受け之を増減することを得  
公社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第三條 公社の株式は記名式とし日滿兩國の政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が兩國の國民又は法人以外の者に屬せざるものに限り之を所有することを得

公社の各株主は一株に付一個の議決權を有す

第四條 公社に總裁一名並に理事及監事若干名を置く

總裁は公社を代表し其の業務を總理す

總裁事故あるときは理事の一人其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

理事は總裁を輔佐し公社の業務を分掌す

監事は公社の業務を監査す

第五條 公社の總裁及理事は日滿兩國政府之を任命す

總裁の任期は五年、理事の任期は四年、監事の任期は三年とす

第六條 公社は其の拂込たる株金額の十倍を限り社債を發行することを得

公社社債を發行せんとする場合に於ては日滿兩國政府の認可を受くべし

前項の社債の元利支拂に付ては日滿兩國政府に於て各所要の手續を経たる上連帶して之が保證を爲すものとす

第七條 公社の利益配當は公正なる一定率を超えざるものとす

政府持株以外の株式に對する利益配當は定款の定むる所により或程度の率に達する迄政府持株に優先して之を爲すことを得

第八條 滿洲國政府は公社に對し登録税、法人營業税、契稅、木税及牲畜稅を免除す

第九條 滿洲國政府は移住者が公社より土地の分讓を受けたる場合移住者に對し契稅を免除す

第十條 公社が移住者に讓渡したる不動産及不動産上の權利の移轉(相續に因る場合を除く)、貸付又は之に對する物權の設定若は移轉

(相續に因る場合を除く)は公社の承諾を得るに非ざれば其の效力を生ぜず

第十一條 日滿兩國政府は公社の業務を監督す

第十二條 日滿兩國政府は公社の決議又は役員が行爲にして本協定、兩國の法令若は公社の定款に違反し公益を害し又は監督命令に違反したるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第十三條 公社の毎年度の資金計畫及決算は日滿兩國政府の認可を受くべし

公社の定款の変更、監事の選任及解任並に合併及解散の決議は日滿兩國政府の認可を受くるに非ざれば其效力を生ぜず

第十四條 日滿兩國政府は公社の業務の監督を爲さしむる爲滿洲國新京に滿洲拓植委員會を設置す

委員會の組織及運用に付ては本協定附屬書の定むる所に依る

第十五條 委員會は公社の業務の監督上必要なる命令を爲すことを得

第十六條 委員會は第二條第一項但書、第六條第二項、第十三條第一項及第二項の認可、第六條第三項の保證並に第十二條の決議の取消

及役員の解任に付日滿兩國政府に其の意見を具申することを得

第十七條 委員會は必要に應じ滿洲國に於ける移民に關する一切の事項に付日滿兩國政府に建議することを得

第十八條 委員會の經費は日滿兩國政府に於て均等に之を分擔するものとす

第十九條 公社に付ては本協定に定むるもの、外日滿兩國政府間に別に定むる所に據るものとす

第二十條 日滿兩國政府は夫々十五名の設立委員を命じ兩國政府監督の下に公社設立に關する一切の事務を處理せしむるものとす

第二十一條 設立委員は定款を作り日滿兩國政府の認可を受けたる後株主を募集するものとす

第二十二條 設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込證を日滿兩國政府に提出し公社設立の許可を申請するものとす

前項の許可を受けたるときは設立委員は遅滞なく各株式に付第一回の拂込を爲さしめ其の拂込ありたるときは遅滞なく創立總會を招集するものとす

第二十三條 創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を公社に引渡すものとす

第二十四條 本協定は署名の日より實施せらるべし

本協定の正文は日本文及漢文とし日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文に依り之を決す

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本協定に署名調印せり

昭和十二年八月二日即ち康德四年八月二日新京に於て本書二通を作成す

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉

滿洲帝國國務總理大臣 張景惠

附 屬 書

一、滿洲拓植委員會の委員は十二名とし日滿兩國政府は各六名を任命し相互に之を通報すべし

日滿兩國政府は必要に應じ協議の上各同數の臨時委員を任命することを得

委員又は臨時委員事故あるときは其の代理者に付滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使滿洲帝國國務總理大臣相互協議の上之を出席せしむることを得代理者は委員又は臨時委員の名に於て其の職を行ふ

二、委員會の會長は委員中より之を互選す會長事故あるときは委員中より其の代理者を互選す代理者は會長の名に於て其の職を行ふ會長は委員會を代表し且會議の議長と爲る

三、委員會の議事は過半數を以て之を決す可否同數なるときは會長の決する所に依る  
會長は委員として議決に加はることを妨げず

四、委員會に滿洲拓植委員會事務局を置き委員會の常務を處理せしむ前項の事務局は委員會に於て選任する委員若干名及隨員を以て之を構成す

事務局に局長を置く局長は前項の委員中より會長之を命ず

五、委員會は日滿兩國政府の承認を経て其の規則を定む

滿洲拓植公社設立に關する日滿兩國全權委員間了解事項

第一 協定第五條の總裁及理事の任命に付ては日滿兩國政府事前に協議を遂げ意見の一致を見たる上各同日附を以て之を任命するものとす

第二 協定第二條第一項但書、第六條第二項、第十三條第一項及第二項の認可、第六條第三項の保證並に第十二條の決議の取消及役員の解任に付ては前項に準ずるものとす但し兩國政府間の協議は滿洲拓植委員會を経由して爲さるるものとす

第三 協定附屬書の一の第一項の委員は左の如くするものとす

大日本帝國

關東軍參謀長たる陸軍將官

大使館首席參事官

關東局總長

移民事務に關係あるものにして日本國政府に於て特に任命するもの三名

滿洲帝國

產業部大臣

經濟部大臣

總務長官

移民事務に關係あるものにして滿洲國政府に於て特に任命するもの三名

第四 協定附屬書の四の第二項の職員は左の如くするものとす

大日本帝國

關東軍司令部の陸軍佐尉官

大使館書記官

拓務書記官又は拓務事務官及拓務技師

關東局事務官

滿洲帝國

總務廳企畫處參事官

總務廳主計處理理事官又は事務官

內務局管理處理理事官又は事務官

產業部拓政司理事官又は事務官

產業部農務司理事官又は事務官

經濟部金融司理事官又は事務官

右の外所要の臨時職員及書記を置くことを得るものとす

昭和十二年八月二日即ち康德四年八月二日新京に於て

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使

植田謙吉

滿洲帝國國務總理大臣

張景惠

二、滿鮮拓植株式會社

在滿百萬鮮農の生活安定並に新に鮮地より入滿する鮮農の移住斡旋並に助成機關として昭和十一年(康德三年)九月

九日朝鮮京城に朝鮮總督府制令に基く特殊會社鮮滿拓植株式會社が資本金二千萬圓を以て設立されたが、滿洲國に於ては康徳三年六月二十六日滿洲國政府勅令第九十七號「滿鮮拓植股份有限公司法」に基き資本金一千五百萬圓を以て專ら鮮滿拓植會社の投資に依る特殊會社鮮滿拓植股份有限公司が同年九月十四日新京に設立せられた。其の後康徳五年七月二十一日滿洲國勅令第六十二號に依り「滿鮮拓植股份有限公司法」は「滿鮮拓植株式會社法」と改めらるるに及び滿鮮拓植股份有限公司なる名稱も亦滿鮮拓植株式會社と改稱せらるるに至つた。

而して京城の鮮滿拓植會社の營む事業は

- 一、滿鮮拓植會社に對する投資
- 二、移住者の爲め必要なる土地の取得、經營及び處分
- 三、移住者の爲め必要なる資金の貸付
- 四、移住者の爲め必要なる建築物築造、賣買及び貸付
- 五、移住者の爲め必要なる土地委託に依る經營及び管理
- 六、前各號に附帶する事業

であつて、滿鮮拓植株式會社の營む事業は前第二號及び第三號と同様の事業の外、移住者の爲め必要なる施設の經營並に之等各號に附帶する事業であるが、其の實施上主力を注ぐべき事業は在滿既住鮮農の統制、新規來住移民の入植統制と斡旋及び既住小作鮮農の自作農創定である。兩會社に對しては朝鮮總督府及滿洲國政府は夫々特權を與へて居る。即ち總督府は會社に對し一定の補給金を支付するの外拂込濟株金の三倍に限り株主總會の決議を経ずして債券を

發行し得る權利と株金額拂込前に於ける増資を認め、又滿洲國政府は法定積立金の積立義務と營業稅及び契稅等を免除して居る。

滿鮮拓植株式會社法

(康徳三年六月二十六日勅令第九七號)

(改正)

康徳四年八月勅令第二四一號  
康徳五年七月勅令第一六二號

第一條 政府は朝鮮人移住者を統制し且之が安定を圖る爲滿鮮拓植株式會社を設立せしむ

第二條 滿鮮拓植株式會社は左に掲ぐる事業を營むものとする

- 一、移住者の爲め必要なる土地の取得、經營及處分
- 二、移住者の爲め必要なる施設の經營
- 三、移住者の爲め必要なる資金の貸付
- 四、前各號に附帶する事業

第三條 滿鮮拓植株式會社は本店を新京に置く

第四條 滿鮮拓植株式會社の資本の額は一千五百萬圓とす

但し産業部大臣の認可を受け之を増加することを妨げず

第五條 滿鮮拓植株式會社の存立期間は設立登記の日より三十年とす但し産業部大臣の認可を受け之を延長することを得

第六條 滿鮮拓植株式會社の株式は記名式とし一株金額は五十圓とす

第七條 滿鮮拓植株式會社の株式は會社の同意を得るに非ざれば之を他人に譲渡することを得ず

第八條 (削除)



第九條 滿鮮拓植株式會社に理事長一人理事五人以内監事三人以内を置く

理事長は會社を代表し其の業務を綜理し株主總會の議長となる

理事長事故あるときは理事の一人其の職務を行ふ

理事は理事長を輔佐し會社の業務を掌理す

監事は會社の業務を監査す

第十條 理事長は政府之を任命す

理事及監事は株主總會に於て株主中より之を選任す

理事長の任期は五年、理事の任期は四年、監事の任期は二年とす

第十一條 理事長及理事は産業部大臣の許可を受くるに非ざれば他の業務に従事することを得ず

第十二條 産業部大臣必要ありと認むるときは何時にても滿鮮拓植株式會社に命じて其の業務若は財産の状況を報告せしめ又は所部の官吏をして其の金庫帳簿其の他諸般の文書物件を検査せしむることを得

第十三條 産業部大臣は滿鮮拓植株式會社の業務に關し監督上必要な命令を爲すことを得

第十四條 滿鮮拓植株式會社は營業年度毎に事業計畫資金計畫を定め豫め産業部大臣の認可を受くべし

第十五條 理事及監事の選任及解任、定款の變更利益金の處分社債の募集並に合併及解散の決議は産業部大臣の認可を受くるに非ざればその効力を生ぜず

第十六條 滿鮮拓植株式會社は産業部大臣の許可を受くるに非ざれば土地若は土地の上に存する權利を擔保に供し又は移住者以外の者に譲渡することを得ず

第十七條 産業部大臣は滿鮮拓植株式會社の決議か法令若は定款に違反し又は公益を害するものと認むるときは之を取消すことを得

産業部大臣は滿鮮拓植株式會社の理事長、理事又は監事の行爲が法令、定款若は本法に依る命令に違反し又は公益を害するものと認むるときは之を解任することを得

第十八條 滿鮮拓植株式會社は法定の積立金を爲すことを要せず

第十九條 滿鮮拓植株式會社に對しては營業稅及契稅を免除す

附 則

第二十條 本法は公布の日より之を施行す

第二十一條 政府は設立委員を任命し滿鮮拓植株式會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ

第二十二條 設立委員は定款を作成し産業大臣の認可を受くべし

第二十三條 株式總數の引受ありたるときは設立委員は遲滞なく株金の拂込をなさしめ創立總會を招集すべし

第二十四條 設立委員滿鮮拓植株式會社の設立登記完了したるときは遲滞なく其の事務を理事長に引渡すべし

三、滿洲土地開發株式會社

滿洲土地開發株式會社は政府、滿拓、鮮拓及公共團體の取得せる未利用地開發工事の請負並に特に政府に於て命ずる土地改良に關する事業等に従事するを目的とし、康徳六年四月勅令に基き設立せられたものである。

第三節 開 拓 民 用 地

日本内地人及び朝鮮人農業移住用地は均しく専ら荒地及び二荒地を目標として、滿洲國政府の積極的な指導援助の下に滿洲拓植公社及び滿鮮拓植株式會社が夫々之が整備に當り、其の管理處分についても亦政府の監督の下に上記二

社に於て行つてゐたのであるが、本年一月開拓總局の新設と共に土地整備事務は之に移り、又本年度以降に於て買収した土地の管理は今後總局に於て行ふことになつた。

以下日本内地人開拓民用地の整備並に管理處分につき漸次述べることにする。

一、開拓民用地の整備

日本内地人開拓農民百萬戸移住計畫の實施に必要な農業土地は大約可耕地一千萬町歩、牧野薪炭備林地六百萬町歩であつて、之を五箇年以内に整備する豫定である。之が爲め滿洲國政府は官公有地、不明地主の土地及び其の他の未利用地を優先的に移民用地に充當する方針の下に、康徳三年八月より一箇年を費して全滿に亘り調査班を派遣して移民適地の調査を實施し、最も速かに整備するを必要とする地域については翌四年の一月より之が取得を開始して居るが、開拓民用地と豫定せられて居る未利用地の中には少からざる地積の濕地や、治水工事を施工することに依つて生ずる河川沿岸浮地並に土壤の改良を要する「アルカリ地」等が含まれて居る。

民有地の整備は從來原則として自由賣買の形式に依り滿拓及び鮮拓の兩者が政府の指導斡旋を得て之を行つてゐたが、本年度からは政府自ら整備に當ることとなり、土地買収及び改良造成並に開拓民及原住民處理等に關する重要事項の計畫審議機關として企畫委員會に開拓委員會を設置してゐることは前節に於て述べたが、この他從來より省には省長を委員長とし關係職員を委員とする省招墾地整備委員會を置いて開拓民用地の選定整備に關する申請事項を調査審議せしめ、更には縣には縣長を委員長とし關係政府職員の外滿拓社員、地方有力者等を委員とする縣招墾地整備協議會を置き開拓民用地整備の實行に關する重要事項の諮問に應ぜしめて居るのである。

前述の如く開拓民用地には未利用地を充當する方針である爲め、日本内地人開拓民用地は自ら三江、濱江、龍江、牡丹江、黒河及び吉林等の北滿の諸省に集中して居り、開拓民用地の中に蠶食的に散在する熟地は土地の合理的經營と買収技術の關係上一括して買収をなしてゐるが、其の耕作者に對しては其の生活を脅かさぬ様後説するが如く夫々安住の途を講じてゐるのである。

尙ほ土地整備狀況は左表の如く、既買収面積約一千二百三十九萬陌、現在買収中に屬する面積約二百三十四萬陌、計約一千四百七十三萬陌である。

土地買収概況表 (單位 陌)

省 別	既買収面積	現買収中面積	計
濱 江	1,240,000	1,212,266	2,452,266
龍 江	470	5,699	6,169
錦 州	75,800	1,768,000	1,843,800
安 東	3,000	1,000	4,000
奉 天	11,500	10,876	22,376
吉 林	1,150,000	1,200,000	2,350,000
黒 河	111,000	511,000	622,000

計	熱河	通化	興安	興東	三江	牡丹江
1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400
1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400
1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400	1,110,400

註 舊行政區劃による。

而して右買収土地中には勿論、濕地・アルカリ地等をも含んで居り、之等は其の改良を俟つて始めて可耕地となるのである。政府の土地改良計畫は二十箇年を期し、水田七十五萬陌、畑六百七十五萬陌、計七百五十萬陌の造成を目標とし、第一年度十萬陌、第二年度二十萬陌、第三年度以降毎年四十萬陌の工事に着手し、大體三箇年を以て一地區の工事を完了する豫定である。尙ほ本年度は密山站、鶴立崗、蓮江口、昌圖及び新開河等の各地區につき實施計畫を略々完了し、その工事着手の準備中である。(第三章第八節第一項「土地改良調査及事業計畫」參照)

二、開拓民用地の管理

開拓民用地と豫定せられて居る未買収の地域は縣當局に於て其の賣買並に新規來住等を努めて防止し、地價の騰貴並に新たな土地權利關係の設定等による用地整備の困難を極力少からしめんとして居る。而して本年度よりは開拓用地

の整備は政府自ら行ひ、其の政府が取得した土地の管理は之亦政府に於て行ふこととなつたが、康德五年度迄は買収、管理共滿拓が之を行つてゐたものである(滿拓公社が昨年迄に取得した土地は現在に於ても依然同社をして管理せしめてゐる)。即ち從來、買収を了した開拓民用地は出來得る限り速かに滿洲拓植公社の管理に移し、滿拓公社は其の管理地に於ける買収地の現耕作者に對しては開拓民の入植を見るまで従前より低廉なる小作料を以て其の耕作地に引続き耕種することを認めて居るのみならず、低利な春耕資金其の他の融資、農産物の販賣斡旋等も行ひ、現耕作者の生活の向上を圖る様努めて居る。又開拓民入植後と雖も耕地の調整等の方法に依つて、開拓民の土地經營に支障なき限り小作人に對しては隣接地に換地を與へて小作せしめ、又自作農に對しては買戻をも行つて原住者の生活安定を計ると共に併せて移住地建設經營に必要な勞働力需給の調整を企圖して居るが、之によつて原住民の享くる所得並に其の他の間接的受益は又決して尠くないのである。

而して開拓民計畫の規模大なるが爲め、其の遂行に當り原住民に關係を有する諸事項は民生上益々重要性を加へつゝあるのであつて、政府は之等の事項については慎重考慮し其の圓滑なる遂行を期してゐる。

三、開拓民用地の分讓處分

買収を完了したる開拓民用地に就ては夫々開拓民入植計畫を樹立する。之が爲め滿洲國政府は年々春秋二回に亘り技術職員を以て編成する調査班を派遣し、開拓民に依る土地利用計畫、飲料水の良否、風土病の有無、治安、交通の施設狀況等を調査せしめ、其の計畫に基き關係機關協議の上日本内地に於ける開拓民募集狀況の關係や、國防治安等の事情を再考して集團の大小及び後年度に於ける開拓民の入植地域を決定して居るのである。

而して従來は各開拓團に割當てられたる入植地域は該開拓團の經營地として滿拓公社より該開拓團に一括して其の經營が委託せられ、其の經營が進捗して開拓民各戸が夫々獨立して個人經濟に移行するに及んで、改めて滿拓公社より開拓民各戸に對し其の經營する土地が分讓せられてゐたのであるが、今後は土地價格の適正を期する爲、滿拓公社の管理に屬するものも之を分讓する場合は總て一旦政府の管理に移し、然る後政府より、之を開拓團に分讓する方針である。

また開拓民用地として配分された土地がその開拓民の手に依り永久に、最も有効適切に利用收益せられんことを確保せんが爲め、開拓民が公社より讓渡を受けた不動産及び不動産上の権利の移轉貸付又は之に對する物權の設定若くは移轉(相續に因る場合を除く)は凡て公社の承諾を得なければ其の効力が發生しないことを日本政府と協定して、公社が開拓民に分讓した不動産及び不動産上の權利を保護してゐるのであるが、この問題については政府は近く開拓農地法を制定する筈で、これによつて自由な土地私有權制度に適切な規制を加へ、以て營農の根據を永久に確保し、かくて開拓目的に即應する理想的農村の建設を期せんとするものである。

## 第四章 開拓民の營農様式

### 第一節 日本内地人開拓民の營農様式

#### 第一項 集團開拓民の營農様式

集團開拓團に於ては團員各戸が耕地十町歩と放牧採草地及び備林地若干町歩の割合を以て團が移住地を經營して行くに必要な土地の經營が委託されるのであるが、大凡次の如き方針に依つて經營が進められて居るのである。即ち所謂先遣隊と稱せられる基幹開拓民(開拓團を構成する人員總數の約二割)は各開拓團に配せられ、團長及び指導員と共に日本内地に於て二箇月乃至三箇月の訓練を受けた後五、六月の頃來滿し、哈爾濱郊外の滿蒙開拓訓練所及び既設開拓團に附設せられてゐる訓練所に入所して滿洲現地の訓練を受け、其の翌年の三月頃夫々指定せられた移住地に入植して、其の翌年の三月本隊員が入植するまで約一箇年の間共同經濟を營みつゝ、本隊員が直ちに農耕に従事し得るに必要な一切の準備に當るのである。而して本隊員入植の第一年度に於ては概ね同縣又は同郡と云ふ様な關係者を以て一團とする班を構成せしめ、自給の爲一部の農産加工施設をなすと共に、尠くとも開拓團構成員の三分の一に相當する者の個人家屋を建設し、更に教育機關、醫療機關、及び協同組合機構等を確立することになつて居る。而して此の期間に於ける開拓民の經濟は團の共同經濟を原則とするが一部班の共同經濟が加味せらるゝこともある。

第二年度に於ては殘餘の個人家屋を完成し、開拓團本部に共同施設の經營を殘して開拓團の經濟は各班毎の共同經濟に移るのである。尙此の期間に於ては農産加工施設を増設する外種畜場等も施設せられる。

第三年度に於て始めて開拓團の經濟は個人經濟に移され、開拓民農家各戸に土地が分讓せられるのである。

而して開拓民農家各戸の營農様式に就ては各移住地の立地條件によつて夫々異なるべきは勿論であるが、大凡次の方針に基き指導をなして居る。

- 一、開拓民農家は畑作を主とし之に一部水田を取入るゝと共に家畜飼養を加味したる混合農業の經營を爲すものとす。
  - 二、開拓民農家一戸當の經營面積は耕地十町歩とし、内水田一町歩を含むものとす。其他宅地、菜園若干の外總有の放牧採草地及び備林地を適當附加するものとす。
  - 三、開拓民農家は自家勞力を主とし自給自足を原則とする自作農經營を爲すことを標準とし、作物は不敢取在來作物を採るも將來に於ては漸次特用作物にも力を致すものとす。
  - 四、牧畜として綿羊五頭、成牝種豚一頭、役畜及び用畜として牛馬各一頭宛を購入し其繁殖を圖るものとす。
  - 五、開拓民農家の収入増加を圖る爲め放牧、採草地利用の牧畜及び適當なる副業を營む外耕作、部落林の共同經營、牧畜の共同産業施設の利用、共同販賣、共同購入、共同的農産加工等出來得る限り共同經營の利用を採入るゝものとす。
- 而して開拓團の開墾及作付は之を團構成員一戸當について見るときは凡そ次の如くに豫定せられて居る。

種別	入植前	初年度	三年度	三年度以降
既墾地	一〇	一	一	一
開墾面積	五五	一五	二〇	一〇〇
地目別				
作付面積		六〇	八〇	一〇〇
水稲		五	一〇	一〇
大豆		二〇	二五	三〇
大麦		二〇	二五	三〇
粟		二〇	三〇	三五
小麥		五	五	五
大麥又ハ燕麥		五	五	五
玉蜀黍		五	五	五
計		六〇	八〇	一〇〇

註 本表に於ける入植前の開墾面積五町五反は滿洲拓植公社に於て實施するものと豫定す

以上は三江省及牡丹江省方面に於て開拓地經營に當り目標として居る標準的な様式を示したに過ぎないのであつて、特殊な自然條件を有する地方に入植した開拓地の經營は之とは別個な様式をとる必要があり、又實際の經營に於ても入植地の客觀的諸條件に因る建設の難易や開拓民の力量の如何等に依つて各團に遲速の差違あるべきは勿論のことであつて、又例へば水田の耕作について見ても、各農家に對し一町歩宛之を畑地に取組んで分讓することが不可能

なる場合が多い爲め、或班は水田のみを經營し他の班は畑のみを經營する場合があり、又綿羊の飼育に適して居る地方であり乍ら放牧地が偏在して居て各戸の開拓民農家が夫々之を飼育することが出来ない爲組合の事業として之を行ふ等、各開拓地は夫々の自然條件に即應した様式を採らなければならない場合が尠くないのである。

然らば集團開拓民農家が其農場を經營するに一體幾許の資金を要するものと豫想せられて居るか。日本政府は集團開拓民に對しては團長以下指導員三名乃至四名を配置して居る外、開拓民一戸當り戸別補助として渡航費二四〇圓、土地、家畜、農具等の購入代金並に家屋建築費等の個人施設補助六〇〇圓、共同産業施設補助として五〇圓計八九〇圓の外、公共施設補助として公共施設費五、三〇〇圓及び三箇年間の醫療費雜費等二七、七〇〇圓を加へ一戸當平均一〇〇圓、合計一、〇〇〇圓を支給して居るが、日本政府の補助する營農資金は即ち固定資金として六五〇圓であつて、滿洲拓植公社よりは集團開拓民は手持資金を有せざるものとの建前の下に固定資金一、二一〇圓、流通資金七〇〇圓合計一、九一〇圓の融資を要するものとして資金計算が立てられて居る。而して滿拓の融資する固定資金は五箇年据置の二十箇年、流通資金は五箇年据置十箇年の年賦で償還することになつて居るのである。従つて一戸當り營農資金は補助及び融資金を合すれば二、五六〇圓であつて、三〇〇戸を構成員とする集團開拓民が定着せんが爲には尠くとも三年間に七十七萬圓餘の資金が投せられる譯である。

次に集團開拓地に於ける副業であるが、開拓民農家各戸に於ける副業は全く未發達の現状にある。蓋し開拓民は移住入植後二、三年間は尙自家勞力が不足して居るに拘らず、移住地の建設的事業に要する勞働力が極めて大である爲め、自ら副業に及ぶ餘裕がない事に因るのであつて、組合事業として行はれて居る農産加工の外は入植後數年を経た

る集團開拓地の農家に於て漸く養鶏、養蜂、ホームスパン、製繩、製吠等の副業が始められて居るに過ぎず、又冬期間に於ける伐材や運材、製炭が少からず農家収入の補ひとなつて居るものもあるのである。尙集團開拓地に於ける副業は各開拓民に於て夫々異なるが大體に於て集團開拓地に於ける副業と大差ない。

## 第二項 集團開拓民の營農様式

集團開拓民には鐵路自警村、天理村等の如く民間の特殊なる機關又は團體に依つて計畫實施せられたるもの、外、民間有力者乃至同志等に依つて計畫實施せられたるもの等種々あるが、政府に於ては其計畫者の如何を問はず優良健實なる計畫に基く自由開拓民を助成すると共に、土地利權屋其他開拓民を營利の目的に供せんとするが如き者の計畫は極力未然に之が防止排撃を計り、以て百萬戸國策開拓民の半數を占むべき集團開拓民事業の健全なる發達を助長せんが爲め、康德三年十一月關係部の合同部令を以て暫行農業自由移民取扱規則を公布して居るのである。而して政府は其指導に於いても、其の營農様式を始め經營計畫等に出來得る限り計畫者の創意を尊重して居る。又滿洲拓植公社に於ては日本政府の集團開拓民に對する補助金(渡航費一六〇圓、營農費三四〇圓、計五〇〇圓)が交付せらるゝまで之に相當額の融通をなし、又營農資金としては集團開拓民の手持資金を二一〇圓と豫想して集團開拓民と略々同額を融資し、特用作物を栽培せんとする場合に於ては更に特別の考慮を拂つて居るのである。以下集團開拓民の營農様式を例示すれば次の通りである。

### 一、吉林省磐石縣管條頂子集團開拓民

三十戸入植を目標とし水田を主とする種地農業開拓民であつて、其の一戸當經營計畫は次の通りである。

經營別	作付種別	初年度	第二年度	第三年度以降	摘要
水田	水田	一五反	二五反	三〇反	四〇反
畑地	大豆	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇
	高粱	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	雜麥	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	蔬菜	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
開墾田	計	一五〇	二五〇	三〇〇	四〇〇
合計	計	三〇〇	五〇〇	七〇〇	八〇〇

又は燕麥とす  
小豆或は大麻其他特  
用作物  
自家用蔬菜

二、新京淨月區拉々屯集合開拓民力行村

蔬菜園藝を主とする營農様式をとり、副業的に養鶏、養豚、農産加工、種苗の生産、養牛、養狐等を行はんとするものであつて、其の一戸當經營計畫は次の通りである。

付種別	初年度	第二年度	第三年度以降	摘要
葱	五反	五反	五反	葱
薯蕷	五反	五反	五反	馬鈴薯
甘藍	五反	五反	五反	胡瓜
瓜類	五反	五反	五反	胡瓜
果菜	五反	五反	五反	トマト
根菜	五反	五反	五反	大根其他
葉菜	一〇	五	五	白菜
雜作	一〇	五	五	大豆、高粱、粟、蔴稻、玉蜀黍
計	三〇	三〇	四〇	

三、安東省湯山城煙草作集合開拓民

十戸入植し、米國種黄色煙草の栽培を主とし畑と水田とを混作するものであつて、畑作は煙草の三年輪作、水田は連作とし、其の一戸當經營計畫は次の通りである。

葉草	一四反	粟	七反
大豆	一四反	高粱	四反

第三篇 滿洲開拓民事業

七〇八

包 計 米 三反 水 稻 一〇反  
五二反

四、興安北省三河農業集合同拓民

二十四戸の入植を豫定する農牧兼營の開拓民であつて、農耕は畜力に依る機械農法を採り三年二作の休閑農法とする。一開拓民農家二十四戸の農耕地は計四三・二町歩（一戸當一八町歩、内休閑地六町歩を含む）を開墾耕作し一、八〇町歩を放牧採草地とする。作物は小麦、燕麥、大麥、裸麥等の麥類を主とし蕎麥、豌豆、亞麻、蔬菜等を適宜栽培せんとするものであつて、其開墾及經營計畫は次の通りである。

經營別	準備年度	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度以降	摘要
開墾面積	一〇〇町	九四町	九四町	七二町	七二町	(一) 準備年度に於ては四名にて二十名入植の準備に當るものとす
農耕地面積	五〇町	一〇〇町	一九四町	三六〇町	四三二町	(二) 準備年度の農耕地は入植地より遠隔なるを以て放棄するものとす
小麥積	三	五〇	一二〇	一八〇	一八〇	
大麥積	一	一〇	三〇	四〇	四〇	
燕麥積	二	二〇	三〇	五八	五八	
其他積	一	一〇	一〇	一〇	一〇	
休閑面積	一	一	一	七二	一四四	

第二節 朝鮮人開拓民の營農様式

従來滿洲に移住した鮮農は咸鏡南、北道等より移住したものを除いては、多く水田の單一農業に走る傾向が極めて強かつたのであるが、其弊害と危険性とは少からざるものがあるので、新な集團移住農家の設定に當つては出來得る限り水田と畑作との混作を目標とし、一戸當水田三、畑四、の自作自營を以て理想的經營となして居るのであるが、移住地の自然的條件や其の他種々な關係から理想的經營をなさしむることの不可能なる場合が尠くない。而して此の農家の設定に要する土地代、家屋建築資金等部落建設に要した費用は、農家が農耕に着手して收穫を擧げ得るに到つた年より二十個年以内の期限を以て滿鮮拓植株式會社に年賦償還をなさしむることになつて居る。更に又既住農民にして既に集團統制せられてゐるもの乃至指定地域に移轉集結せしめたものは之を自作農となし、其生活安定を計る方針の下に同社をして之に協力せしめて居るのである。

尙朝鮮人農民の畑作物は専ら大豆、粟、包米、大麥、高粱等の滿洲普通作物であつて、副業としては僅かに養鶏の外冬期間に於ける藁細工、烏拉草の加工等が行はれて居るに過ぎず、將來に於ては牧畜、養兎、養蜂等の方面にも充分指導獎勵をなし、農閑期の利用を兼ねて收入増加の途を講ずる必要がある。



## 第五章 開拓地の農業施設

所謂試験移民に屬する第一次より第三次に至る集團開拓民が入植した當時に於ては、開拓民助成機關は勿論、政府部内にも未だ其主管當局が設置せられて居なかつた爲め、農業施設は言ふに及ばず諸般の助成も亦極めて薄かつたのであるが、之等の開拓民は武裝移民の名にも相應しく、治安の紊亂其の極に達して居た北滿の僻地に在つて日夜匪賊と交戦し、安き日をさへ迎へ得なかつたにも拘らず克く試作場、採種圃及び種畜場等を經營して、其の規模こそは小さくとも當時の開拓民の負擔としては過重とさへ思はれた程に開拓民のみの經費を以て、武器を片手に試作試験、品種改良に當つた指導員の努力と其の指導に服した團員の熱意とは實に涙ぐまじきものがあつたのである。斯くて其の努力は日に月に實を結び、今日の成果を收むるに至つたのは眞に感嘆惜く能はざるものがある。第一次及第二次開拓地に於ける種畜場、第二次開拓地に於ける農事試験場は即ち其の今日に残る開拓民自營の貴き農業施設なのである。集團開拓地に於ける開拓團直營の農業施設は團長の經營方針に依り夫々異なるが、略々各團に通じて存在するところのものとしては簡易氣象觀測施設、試作場、採種圃、苗圃、穀物倉庫及び農畜産加工場等であつて、倉庫と畜産加工場とは次章に述ぶるが如く、組合設置後に於ては組合の事業として他の農業施設とは別個に經營せられるのを普通とする。

政府は開拓民の指導と農産の獎勵に資せんが爲め移住地の所在を考慮して諸施設をなして居るのみならず、各種の

助成をなして居る。即ち開拓民用地の比較的集中して居る東北滿地方に於て特に開拓民營農に必要な農事試験を行はしむる爲め、佳木斯に國立の農事試験場を設け、克山の試験場に對しても亦開拓民の農業に關する諸試験を行はしめて居るが、更に國立又は省立の勸農模範場等をも設置して地方的農業技術、農業經營及び農家經濟の試験研究を行ふ方針であつて、之等の施設は採種圃や原種圃等と共に開拓民と充分なる關連を保たしめ、開拓民の農業經營の基本施設として活用せんとするものである。又開拓地に於ける馬産増殖を企圖して國立種馬場乃至分場の設置に當つても開拓地の關係を充分考慮し、更に民間種馬の貸與斡旋をも行つて開拓民の便宜を圖つて居る。此の外開拓民の生産物の保管と金融の便に供する爲め補助金を交付して農業倉庫を設置してゐる外、簡易氣象觀測器の配給、優良種子の貸與等年々開拓民に對する農業施設の助成は全面的に擴充せられつゝあるのである。

尙集團開拓地には訓練所が附設してあつて、之に入所せしめられる後次集團開拓民の先遣隊員に對する現地訓練が團に委託せられて居る。

## 第六章 開拓地に於ける組合

### 第一節 日本内地人開拓地の組合

開拓地には集團開拓地たると集合開拓地たるを問はず何れも組合が設けられて居る。之等の組合は共勵組合と稱するもの或は開拓組合又は協拓組合と稱するもの等名稱は區々であるが、開拓民を組合員とし、開拓地の開拓と開拓民の産業經濟的發展とを目的とする任意組合であることに於ては其の間何等の實質的な差違はない。由來集團開拓民は通稱開拓團なる人的團體を組織せしめられ、其構成規模は多くの場合集合開拓團に比し遙かに大であつて、開拓地の建設經營に就ても入植の頭初より開拓民の協同作業に依るを必要とするのみならず、公共事務も存在するが爲、集團開拓地には行政の主體たる村と經濟行爲の主體たる組合とを設け、村の自治警備、教育、衛生、共同産業施設、生産物の共同販賣、必需品の共同購入等の事業を営ましめることになつて居るが、其の運用の實際を見るときは必ずしも開拓民入植の頭初より村と組合とを併置して居るとは限らない。多くの場合兩者の機能を併合した「團本部」の形式を採つて居る。蓋し開拓民入植の頭初に於ては開拓民の經濟力が薄弱であつて、多額の村費乃至組合費を負擔するの能力がなく、又開拓地の經營に於ても自治的分野を狭小ならしめ、一に團長の統制裁斷と力量とに依據するを要するに基くのである。

然し乍ら開拓地の經營が進み、開拓民も安定するに及んでは自治的分野を擴大して開拓民の意思を尊重し、以て移

住地の經營をなさしむるを要するのみならず、村事務を始め組合事務も亦急速に増加するので、之等の事務を處理する別個の機關を設置して開拓民を責任ある地位に置き、其運營を計らなければ到底移住地の圓滑なる經營は期待し得ないのであつて、斯くて始めて村役場と組合とが設置せられるに至るのである。従つて集團開拓地の組合は所謂「團本部」に直屬して居た共同産業部門の發達分身したるものと稱することが出来るので、現在「團本部」に依り經營を進められて居る第四次以降の開拓地も右の經過をとるものである。獨り第三次開拓團のみは「團本部」の形式に依らず入植と同時に組合を設置したが、其實質に於ては「團本部」の形式をとるものと大差無く、瑞穂村の設置と同時に從來組合に於て附隨的に處理して來た公共事務が組合より村役場に移管せられたに過ぎないのである。

以上に依つても明かなる如く、組合の財産は「團本部」に屬して居り共同産業施設を始め販賣、購買の共同經濟事業を營むに必要であつた施設と財産とが其根幹をなすものであつて、之が爲め必要とした滿拓よりの借入金は組合の借入金であり、日本政府の支給する共同産業施設補助金は即ち組合員の出資金と見做すことが出来るのである。

組合従事員は開拓民農家中より之を選び、各農家の醸出する組合費中より相當の俸給を受くるものであつて、其俸給額は月額約二十圓程度である。蓋し組合従事員農家に於ては従事員自身に代る常備一名と家族とが營農に當るものとし、常備の勞銀(年一五〇圓と豫定す)に相當する金額を補給するときは組合従事員農家にあらざる農家と何等差異なきこととなるけれども、本人自ら營農するに比すれば成績に於て自ら差異があり、且其勤勞とを考慮して幾分割増を必要とするので、割増額九〇圓とし年額二四〇圓と豫定して居るのである。

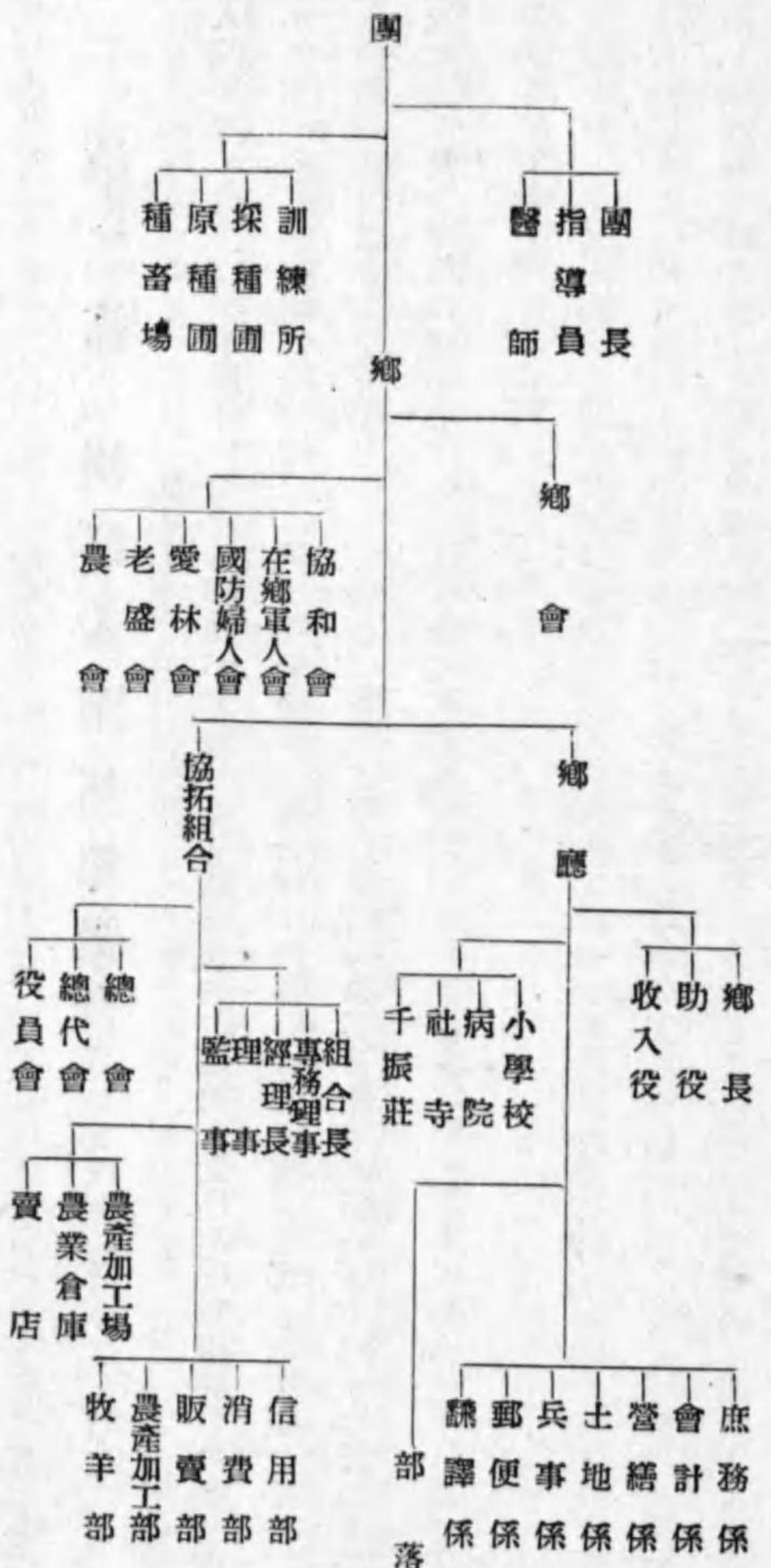
然し開拓團が共同經濟を營んで居る期間は組合又は團本部従事員は俸給を受けないのを常とする。

斯くの如く集團開拓地に於ける組合は集合開拓地に於ける組合と同様任意組合として何等滿洲國の統制を受けて居ないが、既に治外法權が撤廢せられ、且縣農事合作社制度も確立するに至つた昨今に於ては開拓地組合の特異性を充分認めつゝ之が積極的指導をなし、滿洲農村に於ける農事合作社制度の線に添うて克く開拓の目的を達成し得るやう目下關係當局間に開拓地組合制度の確立を急ぎつゝある。

今第二次集團開拓地に於ける組合につき其の發達過程を見るに、康德元年十一月十五日團員の總意を以て千振屯墾規約を制定し、次の如き組織をとることとなり、次いで組合事業は農産加工部(製油、製粉、精米、味噌、醬油、日本酒、燒酒釀造)、倉庫部(生産穀物の預託、販賣斡旋)、消費部、土建部(共同及個人家屋建築、家具の製作、木材の斡旋)、窯業部(煉瓦製造及其販賣)、鐵工部(農具の研究、製作、修繕、家具の製作)、運輸部、共濟部、信用部の九部を以て開始せられた。



越えて康德三年一月一日千振郷制を定め、日本内地の村制に則つた自治制を布き郷廳(村役場)を置いたが、組合事業は依然従來の如く九部の構成を以て繼續經營せられて居た。翌康德四年末組合事業に大改革を加へ、各部を綜合統一して千振協拓組合の名稱の下に信用、加工、倉庫、消費、牧羊の五部を置き、康德五年一月一日より新制度に依り事業を開始することとなつた。尙千振郷制も近く改革をなし滿洲國街村制に準據すべく目下準備中である。現在の第二次開拓團の機構は左の如くである。



## 第二節 朝鮮人開拓地組合

朝鮮人開拓地に於ては從來滿洲に於ける鮮農が金融會より農耕資金の融通を受けんが爲組織した農務楔並に農務楔聯合會があり、殊に朝鮮總督府の建設に係る安全農村の聯合會は内容形式共に相當充實した組織を有し、部落民の相互援助と經濟的發展に多大な貢獻をなして居る。將來之等の組織は農事合作社に統合さるべき性質のものであるが目下の狀況に鑑み當分現状の儘指導することゝなつて居る。

## 第七章 開拓地の農業概況

### 第一節 日本内地人開拓地の農業

所謂武装移民の名も勇ましく四九三名の青壯年を以て組織せられたる第一次開拓民が、大同元年十一月十四日未だ混沌として動搖其の極に達して居た舊吉林省(現在三江省)佳木斯に到着して其の治安維持に任じてより茲に八年、集團開拓民は逐年増加の勢を辿つて康徳六年の春には四十集團の第八次先遣隊員(約一千七百名)を夫々現地に入植せしめたのであるが、これ等既に入植を完了した集團開拓民は第七次に至る四十九箇集團一萬四百六十戸で、其の耕作面積は三萬五千九百餘町歩である。

又滿洲建國後始めて設定せられた集團開拓民村は奉天省通遼縣錢家店南方の地に小作農として入植せしめられた天照園であつて、爾來引續き天理村、鏡泊學園村、饒河大和村(青少年義勇隊の先驅をなしたもので現在は滿拓經營の小訓練所である。饒河北進寮と稱する)、新瀉縣青年農業開拓團、大黒山開拓組合、隼人村開拓組合、松島開拓團、呼倫貝爾開拓組合、三河共同農村等の外自資自營の大小の集團開拓民村の設定を見、現在五十三集團一千五百十七戸(康徳六年五月現在)に上つてゐる。他方之等一般民間に依つて計畫せられた集團開拓民に併行して鐵道總局(舊鐵路總局)に依つて鐵道自警村(舊鐵路自警村)開拓民計畫が、又滿洲國林野局(舊實業部林務司)に依つて林業開拓民計畫が樹立せられ其の實現を見るに至つた。鐵道自警村開拓民計畫は鐵道沿線に開拓民を構成員とする自警村を設定し、

村員をして鐵道の警備に就かしめ其安全を期すると共に農耕牧畜を行はしめ、延いては沿線産業の開發に寄與せしめんとするもので、康徳二年四月六箇村、同三年四月七箇村、同四年四月十箇村合計二十三箇村を設定した。其入植戸數は四百三十八戸（康徳六年五月現在）で、其耕作面積は二千五百町歩に上る。林業開拓民計畫（林業開拓民については第二篇第六章第八節參照）は杣夫、檢夫、運夫、材夫等森林伐採の特殊技能者を招致し、冬期間官行斫伐並に集團伐採事業に従事せしめて滿洲に於ける森林伐採技術の向上と事業の能率増進を計るとともに、夏季に於ては開拓農家として其家族と共に農耕に従事せしめんとするもので、康徳三年九月仙洞（寧安縣）、三岔口（汪清縣）及び翌四年三、四月に二道溝（和龍縣）古城鎮（勃利縣）、五年には鐵驢（鐵驢縣）に夫々林業開拓民が設定せられた。其の數四百三十八戸（康徳六年五月現在）で其耕作面積七百町歩である。

集團開拓民及び各種集團開拓民の農耕狀況は別表に依り明かであるが、集團開拓民に於て其の後次入植團ほど一戸當耕作面積が狭少となつてゐるのは、集團開拓地に於ては原則として荒地、二荒地に入るものであり、而も其入植二、三年間は殆んど建設設備に勞力が奪はれる状態であつて、耕種、開墾にも尠からず勞力の不足を來して居るためである。従つて曩に述べた集團開拓民の目標となつて居る年次別開墾作付計畫も實際に於ては尠からず實現困難であつて、先遣隊員入植の年度に於ては翌年度收穫までに必要な蔬菜類の栽培程度に止まり、本隊員の入植せる經營第一年度に於ても一戸當一町歩乃至二町歩、第二年度に於て二町歩乃至三町歩、第三年度に於て五、六町歩の作付をなして居るが如き實績である。然し乍ら昨今に於ては政府當局並に滿拓の助成は愈々積極度を加へて居るので開拓民の耕作熱度と相俟つて漸次所期の計畫に近き開墾作付成績を示すものと思はれるのである。

尙開拓地の收穫成績は康徳四年夏豪雨の爲め第一次及び第二次開拓團が水害を被り、野菜類は全滅し、水田・畑作は第一次開拓地に於て平均五分作、第二次開拓地に於て七分作であつたが、この災害を除けば以外は概して各次開拓地とも年々順調を示して居る。

集團開拓民耕作面積及家畜數表

第 一 次	第 二 次	第 三 次	第 四 次	第 五 次	第 六 次	第 七 次	作 付 面 積		牛		綿		羊		豚	
							總 面 積	一 戸 當 面 積	總 頭 數	一 戸 當	總 頭 數	一 戸 當	總 頭 數	一 戸 當	總 頭 數	一 戸 當
一	二	三	四	五	六	七	二,七〇〇	九四〇	九四六	三三	三三三	一〇	八〇〇	二七		
							二,六三〇	七五〇	七九四	三三	一,七二七	三三	一,三二七	四一		
							二,九七〇	一,四〇〇	四六	二二	四二	二一	四八	二二		
							三,六七〇	八〇〇	六六	一九	九三	二〇	九六	二二		
							五,九〇〇	五七〇	一,三三八	二二	九〇七	〇八	七四	〇七		
							二,七六〇	二七〇	三〇〇	〇九	一,一三九	〇二	一,一五八	〇三		
							六,四〇〇	一,五〇〇	一,九一〇	〇五	一	一	四九五	〇一		

註 1 作付面積は康徳六年（昭和十四年）度豫定面積なり。

2 家畜數は康徳六年（昭和十四年）一月一日現在なり。

集合開拓民耕作面積及家畜表 (康德六年五月調査)

林業開拓民 鐵道自警村開拓民 滿拓取扱開拓民	耕作面積		馬		牛	
	總數	一戸當	總數	一戸當	總數	一戸當
	九〇〇	二七〇			三〇頭	〇頭
	三〇九〇	五八〇			三六頭	〇八頭
	三二六〇	四八〇			四六頭	〇六頭

### 第二節 朝鮮人開拓地の農業

朝鮮人の滿洲移住は古い歴史を有し、近くは明治初年の北鮮大飢饉によつて之に拍車がかげられ、年々滿洲移住は激増して滿洲事變當時は既に在滿朝鮮人數百萬と稱せられた。而してその大部分は農民であり、彼等の得意とする水田耕作に主として従事した。

政府はかかる朝鮮人滿洲移住の激増に鑑み、康德三年一月、鮮農開拓民の統制並に保護の爲め方針を確立、鮮滿拓殖株式會社と連繫せしめた滿鮮拓殖株式會社を設立し、之をして既住及び新規入滿の鮮系農民の統制、斡旋、自作農創定を行はしめてゐることは既に述べた。而して事變後の鮮農移住は年約一萬戸、四、五萬人と見られてゐたが、之に對し康德三年六月、東邊道二十三縣下を鮮農開拓民入植地區と定め、毎年一萬戸を入滿せしむることとした。康德

四年以降の入植状況は別表(第二章第四節參照)の如く二萬四百戸約八萬八千人となつてゐる。

これ等鮮系開拓民の多くは、その最も得意とし、滿農の最も不得手とする水田經營を主體とし、自家經濟的にも社會經濟的にも大いなる貢獻をなしてゐる。更に近時畑作を兼營する者も逐次數を増し、主要作物としては大豆、粟、包米、大麥、高粱等で相當の收穫高を示してゐる。又一面副業として、吠、筵、木炭、薪、麻織、割箸、鶏卵等三十數種の生産も侮り難いものがある。

尙鮮系開拓民の入植後の部落構成型態は、(1)滿鮮拓植に於て一切營農斡旋を行ふ集團開拓民、(2)金融會の資金によつて入植營農を行ふもの、即ち集合開拓民、(3)縁故者を求めて入植する分散開拓民の三種があるが、將來は之等に對する入植斡旋、指導、金融等を一元化することゝならう。又この外に安全農村なるものがあるが、これは滿洲事變當時一定避難地區に集結せしめた者を、事變後適地を與へて開拓せしめた集團を云ふ。

次に滿鮮拓植調になる安全農村の作付状況及び家畜所有状況を掲げて、鮮系開拓民一般を推測するための参考とする。

安全農村作付面積 (康德五年度)

滿鮮拓植會社調

地區別	戶數	水田		畑		合計	
		總面積	一戸當面積	總面積	一戸當面積	總面積	一戸當面積
河東農村	六八三	1,250.00	1.80	1,511.00	0.11	1,797.00	2.63
綏化農村	五八六	1,031.01	1.75	1,154.00	0.04	1,080.01	1.84

地區別	戶數	成牛	成積	成馬	成仔	成驢	成仔	成驢	成仔	計	成	成仔	其	豚	雞	家鴨	他
鐵嶺農村	三五			九三〇						二九			九三〇				二九
三源浦農村	二七			三五〇						二〇六			三五〇				二〇六
榮興第一農村	九九			二六九〇						二四〇			二六九〇				二四〇
計	二六六			三六〇〇						五〇六			三六〇〇				五〇六

安全農村家畜所有狀況 (康德五年)

滿鮮拓植會社調

地區別	戶數	役					畜					其						
		成牛	成積	成馬	成仔	成驢	成	成仔	成	成仔	計	成	成仔	其	豚	雞	家鴨	他
河東農村	六四						四〇〇	二九	〇五九	〇三五				四九四	二一七			
綏化農村	四六						二五	八四	〇三四	〇八			四九三	二七				
鐵嶺農村	三五						五	七	〇三	〇二			八五	九〇				
三源浦農村	二七						一〇	二四	〇六	〇二			六二	三三				
榮興第一農村	九九						一〇	二四	〇六	〇二			二二九	五三〇				
計	二六六						八六	一〇	二四	〇六			二二九	五三〇				

# 滿洲國產業概觀終

(編纂擔當者 平川 榮)

康德六年十一月二十日印刷  
康德六年十二月一日發行

## 產業部大臣官房資料科 編纂

發行所 新京中央通六番地  
滿洲事情案內所  
印刷所 滿洲新聞社印刷所

\*1363  
✓





14.211

124

終